

証券取引等監視委員会の活動状況

平成24年6月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒 100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03-3506-6000

本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021

直 通：03-3581-6648

F A X：03-5251-2151

情報受付 情報処理係 内線 3091、3093

直 通：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

《証券取引等監視委員会ウェブサイト》

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

(メールマガジン配信サービス)

<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>

証券取引等監視委員会の活動状況

平成24年6月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 22 条の規定に基づき、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 24 年 6 月

証券取引等監視委員会

委員長 佐 渡 賢 一

目 次

【本 文】

はじめに（公正な市場の確立に向けて）	1
第1章 組織	5
第1 証券監視委	5
1 委員会	5
2 事務局	5
第2 地方の事務処理組織	5
第2章 市場分析審査	7
第1 概説	7
1 市場分析審査の目的	7
2 平成23年度における活動状況	7
第2 一般投資家等からの情報の受付	7
1 概要	7
2 情報の受付状況	7
3 寄せられた情報の活用	11
4 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話 （未公開株に関する注意喚起）等について	11
第3 市場動向分析	12
1 概要	12
2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視	12
3 新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ 機動的な市場監視に向けた実態把握	13
第4 取引審査	14
1 概要	14
2 法令上の根拠	14
3 取引審査の実績	14
4 自主規制機関との緊密な連携	16
第5 今後の課題	18
第3章 証券検査	20
第1 概説	20
1 証券検査の目的	20
2 証券検査の権限	20
3 平成23年度における活動状況	22
第2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画	23

第3	検査実績	31
1	検査計画及びその実施状況	31
2	平成23年度における検査の特色	33
3	1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員	33
第4	検査結果の概要	33
1	第一種金融商品取引業者等に対する検査	33
2	第二種金融商品取引業者に対する検査	39
3	投資運用業者等に対する検査	40
4	投資助言・代理業者に対する検査	41
5	適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査	42
6	金融商品仲介業者に対する検査	42
第5	証券検査の結果に基づく勧告	44
1	第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告	44
2	第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告	51
3	投資運用業者等に対する検査結果に基づく勧告	53
4	投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告	56
5	適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果に基づく勧告	58
第6	無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	59
第7	今後の課題	63
第4章	取引調査	74
第1	概説	74
1	取引調査の目的	74
2	取引調査の権限	74
3	課徴金の対象となる行為及び課徴金額 (不公正取引関係)	74
4	平成23年度における活動状況	76
第2	取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告	78
1	勧告の状況	78
2	勧告事案の概要	79
3	その他	87
第3	今後の課題	88
第5章	開示検査	90
第1	概説	90
1	開示検査の目的	90
2	開示検査の権限	90
3	課徴金の対象となる行為及び課徴金額(開示関係)	91

	4	平成 23 年度における活動状況	93
第 2		開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告	94
	1	勧告の状況	94
	2	勧告事案の概要	94
	3	その他	114
第 3		無届募集に対する裁判所への禁止命令等の申立て	115
第 4		今後の課題	115
第 6 章		犯則事件の調査・告発	117
	第 1	概説	117
		1 犯則事件の調査の目的	117
		2 犯則事件の調査の権限及び範囲等	117
		3 平成 23 年度における活動状況	117
	第 2	犯則事件の調査・告発実績	118
		1 告発の状況	118
		2 告発事案の概要	118
	第 3	平成 22 年度以前の告発事案に係る判決の概要	133
	第 4	今後の課題	136
第 7 章		建議	140
	第 1	概説	140
		1 建議の目的及び権限	140
		2 平成 23 年度における建議の状況	140
	第 2	建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置	140
		1 建議の実施状況	140
		2 建議に基づいて執られた措置	140
		3 その他の措置	141
	第 3	今後の課題	141
第 8 章		市場のグローバル化への対応に向けての取組み	142
	第 1	海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視	142
		1 IOSCO（証券監督者国際機構）における活動	142
		2 情報交換枠組みの活用によるクロスボーダー取引への対応	143
		3 大型公募増資を巡るインサイダー事案への対応	144
		4 グローバルに活動する大規模な証券会社等に対する検査対応	145
		5 意見交換・情報発信	145
	第 2	人材育成及び体制整備	145
		1 短期研修への参加及び海外規制当局への職員派遣	145
		2 市場のグローバル化への体制整備	145

第9章	監視活動の機能強化への取組み等	147
第1	市場監視体制の充実・強化	147
1	組織の充実	147
2	情報収集・分析能力の向上	147
3	監視を支えるシステムインフラの強化	148
第2	市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み	148
1	概要	148
2	報道機関等を通じた情報発信	148
3	市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況	148
4	ウェブサイトの充実	149
第3	関係当局等との連携	149
1	金融庁の関係部局との連携	149
2	自主規制機関との緊密な連携	149
第4	今後の課題	150
おわりに		151

【附属資料】

1	証券監視委の組織・事務概要	157
1-1	組織及び事務概要	157
1-2	証券取引等の監視体制の概念図	160
1-3	証券監視委の機能強化	161
1-4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図	162
1-5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	163
1-6	機構図	164
1-7	組織・事務に係る法令の概要	166
1-8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	177
2	証券監視委の活動実績等	178
2-1	証券監視委の活動状況	178
2-2	取引審査実施状況	179
2-3	検査実施状況	180
2-4	勧告実施状況	189
2-5	申立て実施状況	247
2-6	告発実施状況	249
2-7	建議実施状況	285
2-8	クロスボーダー事案への対応状況	292
2-9	平成23年度 主な講演会等の開催状況	293
2-10	平成23年度 各種広報媒体への寄稿	297
2-11	証券取引等監視委員会メールマガジン	298
○	公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～	322
○	皆様からの情報提供が、市場を守ります！	324
○	金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～未公開株に関するご注意～	325
○	証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口	327
○	「年金運用ホットライン」を開設しました。	329
○	証券検査に関する基本指針	330

凡 例

設 置 法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）
金 商 法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「証券取引法」を改題）
証 取 法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
金 先 法	金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）
犯 収 法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
投 資 顧 問 業 法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和 61 年法律第 74 号）
S P C 法	資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
社 債 等 振 替 法	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
金 商 法 施 行 令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
金 商 業 等 府 令	金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
行 為 規 制 府 令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和 40 年大蔵省令第 60 号）

はじめに（公正な市場の確立に向けて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、市場監視に取り組んでいます。

現在の第7期体制は、平成22年12月に発足し、平成23年1月に、当期の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。附属資料322頁）を公表しました。当該活動方針においては、「市場の公正を汚すものには恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」、「市場規律の強化に向けた働きかけ」及び「市場のグローバル化への対応」の3つの基本的な考え方を立てています。また、この3つの基本的な考え方にに基づき、重点施策として、①包括的かつ機動的な市場監視、②不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応、③ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施、④課徴金制度の一層の活用、⑤検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施、⑥自主規制機関などとの連携の6つの項目を掲げ、引き続き実効性のある効率的な市場監視の実現を図るべく取り組んでいるところです。

1 今年度の取組み

本公表の対象期間である平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日。以下同じ。）においては、証券監視委は、与えられた権限・権能を適切に活用し、活動方針を踏まえ、以下のとおり市場監視に取り組んでまいりました。

日常的な市場監視については、引き続き、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場のグローバル化を踏まえた海外規制当局との連携、相場操縦・内部者取引・偽計等の取引審査、新たな金融商品等への対応等の取組みを進めてきたところです。こうした情報収集・取引審査等の結果、取引の公正を害する行為が認められた場合には、証券監視委内の担当部門における調査・検査を経て、行政処分の勧告や刑事告発などにつながっています。

金融商品取引業者等の検査においては、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者について、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知している行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等が認められました。また、第一種金融商品取引業者について、顧客分別金信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況など、財産の悪化に起因した事例が認められました。これらを含め、検査の結果、重大な法令違反行為が認められた事例について、行政処分等を求める勧告を行いました。更に、無登録業者によるファンドの販売等に対し、公益及び投資者保護の観点から、金商法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。

不公正取引については、迅速・効率的な取引調査を実施し、証券会社の顧問が職務に関し知った情報を基に行った内部者取引や、インターネット取引による複数口座を用いた相場操縦などに対して課徴金納付命令勧告を行いました。また、大型公募増資の公表前に行われた内部者取引に関し、大手信託銀行に対して課徴金納付命令の勧告を行いました。

ディスクロージャー違反については、迅速・効率的な開示検査を実施し、有価証券報告書等の虚偽記載に係る事案への勧告のみならず、初めての勧告事例となる有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行う、いわゆる無届募集について課徴金納付命令勧告を行いました。また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等

の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うように促しています。

市場の公正性を害する悪質な犯則行為については、複雑・悪質な複合事案に積極的に取り組み、不動産の現物出資制度を悪用した事件や、架空増資を通じ外国企業による「裏口上場」を企図した事件を含め、不公正ファイナンスの絡む事件3件の告発を行いました。また、国際的にも大きな関心を集めた大規模上場企業による長期・多額の粉飾決算に係る虚偽有価証券報告書提出事件について、東京地検、警視庁と合同で調査を行い、迅速に告発を行ったほか、インターネット掲示板を悪用した風説の流布及び偽計事件、デイトレーダーによる見せ玉を用いた相場操縦事件の告発等、発行市場・流通市場全体に目を向け、幅広く悪質な犯罪行為の摘発を行いました。

市場の実態を踏まえたルール整備への貢献については、調査において確認された事例に基づき、違反行為抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課することができるようにする必要のある旨の建議を行いました。

市場のグローバル化への対応に向けての取組みについては、日本市場において行われたクロスボーダーの不公正取引に対し、海外当局との情報交換枠組みを活用し、証券監視委による市場監視を端緒として海外当局との情報交換を通じた緊密な連携の結果、海外当局による処分に至りました。

市場規律の強化へ向けた取組みについては、全体としての市場監視機能強化のため、金融商品取引所や金融商品取引業協会との定期的な会合などによる意見交換を通じて、相互の問題意識の共有を図ってきたほか、各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、市場参加者との対話や市場への情報発信を引き続き積極的に行ってきました。具体的には、上場会社における内部管理態勢の構築を促すための、全国各取引所主催のコンプライアンスフォーラムにおける講演や、各種広報媒体への寄稿を実施したほか、証券監視委メールマガジンにより、証券監視委の活動状況や問題意識などのタイムリーな発信に取り組みました。また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、過去の課徴金勧告事案を取りまとめた、「金融商品取引法における課徴金事例集」の更新・公表を平成23年6月に行いました。

2 今後の課題

以上のとおり、証券監視委はこの一年、与えられた権限・権能を適切に活用し、実効性のある効率的な市場監視に取り組んでまいりました。

一方、国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金商法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取巻く状況はダイナミックに動いており、証券監視委として実効性のある効率的な市場監視を行っていくためには、このような変化に適切に対応していく必要があります。また、金融商品取引業者に対する検査においては、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客（個人投資家、企業年金等）の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高めること、並びに、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化することが課題と考えられます。さらに、日常化しているクロスボーダー取引に海外当局と連携して対応するとともに、内外プロ投資家による不公正取引や違法行為などにも引き続き厳正に対処していく必要があります。

証券監視委としては、こうした課題に適切に対応していくことに努め、活動方針に基づき、より実効性のある効率的な市場監視を行い、引き続き、市場に対する投資者の信頼を保持すべく最善を尽くし、投資者の一層の保護を図っていくことに取り組んでまいります。

証券監視委の活動状況

第1章 組 織

第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関（いわゆる八条委員会（（注）国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置づけ）であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成22年12月13日から第7期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には福田眞也及び吉田正之がそれぞれ就任している。

2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注1）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課が置かれている（注2）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成23年度（注3）16人、平成24年度7人）が認められ、平成24年度末で合計392人の体制となっている。

（注1）平成19年7月1日から従前の1名から2名に増員された。

（注2）平成18年7月1日に、総務検査課及び特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課体制に拡充され、さらに平成23年7月1日に、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離され、現行の6課体制に拡充された。

（注3）年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。

- (1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営、内閣総理大臣、金融庁長官等に対する建議に関する事務などを行う。
- (2) 市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
- (3) 証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。
- (4) 取引調査課は、内部者取引など不公正取引の課徴金に係る事件の調査（以下「取引調査」という。）を行う。なお、取引調査課に置かれた国際取引等調査室は、外国にある者が行う取引等に係る取引調査を行う。
- (5) 開示検査課は、有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。
- (6) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が

設置されている。定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成 23 年度 6 人、平成 24 年度 17 人）が認められ、この結果、平成 24 年度末の定員は、合計で 322 人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、市場分析審査、証券検査、取引調査及び開示検査については証券監視委の委任を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

第2章 市場分析審査

第1 概説

1 市場分析審査の目的

市場分析審査は、証券監視委におけるいわば情報の入口としての役割を担っている。具体的には、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署（金融庁等の所掌業務に係る場合、当該関係部署）に回付しているほか、自主規制機関、金融商品取引業者等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等については証券監視委内の担当部署等に回付している。また、必要な場合には、海外証券規制当局との間で、情報交換枠組み（多国間MOU等）等に基づく情報交換を行っている。

2 平成23年度における活動状況

金融・資本市場では、取引の電子化・高速化の進展、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動の日常化、不公正ファイナンス事案等の課題に直面している。こうした中、平成23年度においても、引き続き、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、新たな金融商品等への対応、相場操縦・内部者取引・偽計等の取引審査、クロスボーダー取引に関する海外証券規制当局との連携等の取組みを進めたところである。

第2 一般投資家等からの情報の受付

1 概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する情報収集の一環として、一般投資家や市場関係者等から広く情報を受け付けている。

こうした情報は、市場における投資者等の生の声であり、証券監視委の市場分析審査、証券検査、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査等を行うに際しての端緒となる場合があるなど、有用性が非常に高い。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている（附属資料324頁参照）。また、有用な情報が多数寄せられるよう、講演会等の機会を通じて情報提供を呼びかけている。

金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用するほか、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

2 情報の受付状況

証券監視委が平成23年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は6,179件である。情報提供手段の内訳を見ると、インターネット3,543件、電話2,033件、文書385件、来訪54件、財務局等から回付を受けたものが164件となっており、全受付件数の約6割をインターネットが占めている。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが3,227件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが440件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが878件、その他の意見等が1,634件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが1,995件と最も多く、次いで、風説の流布・偽計の疑いに関するものが813件、内部者取引の疑いに関するものが327件などとなっている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載に関するものが136件、ファイナンスに関するものが20件、適時開示に関するものが22件などとなっている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、取引システムのトラブルが76件、顧客の知識等に照らして不当な勧誘が55件など、多様な情報が寄せられている（詳細は別図参照）。

《情報の連絡先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 情報受付窓口

直通電話：03-3581-9909

F A X : 03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

なお、証券監視委では、ウェブサイト上で、情報提供者の方の個人情報や情報の内容等に関する機密管理に万全を期している旨を明らかにした上で、情報を受け付けている。これは、①事案の直接の関係者から寄せられる情報については、市場監視上、重要性・有用性が高い場合が多い（後記3 参照）中であって、こうした有用な情報を得る上では、情報提供者の方の身元が第三者から特定されるおそれがなく、安心して情報提供を行っていただく環境が必要であること、②特定の個人、発行体又は金融商品取引業者等について情報提供があったことを第三者に明らかにすることは、当該個人等のプライバシーや当該発行体や金融商品取引業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれもあると考えられるためである。

また、公益通報者保護法（平成18年4月施行）により、内部の労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。証券監視委では、こうした公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っているところである（附属資料327頁参照）。公益通報においても、通報に関する機密は保持される。

《公益通報の通報・相談先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 公益通報窓口

直通電話：03-3581-9854（注）

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

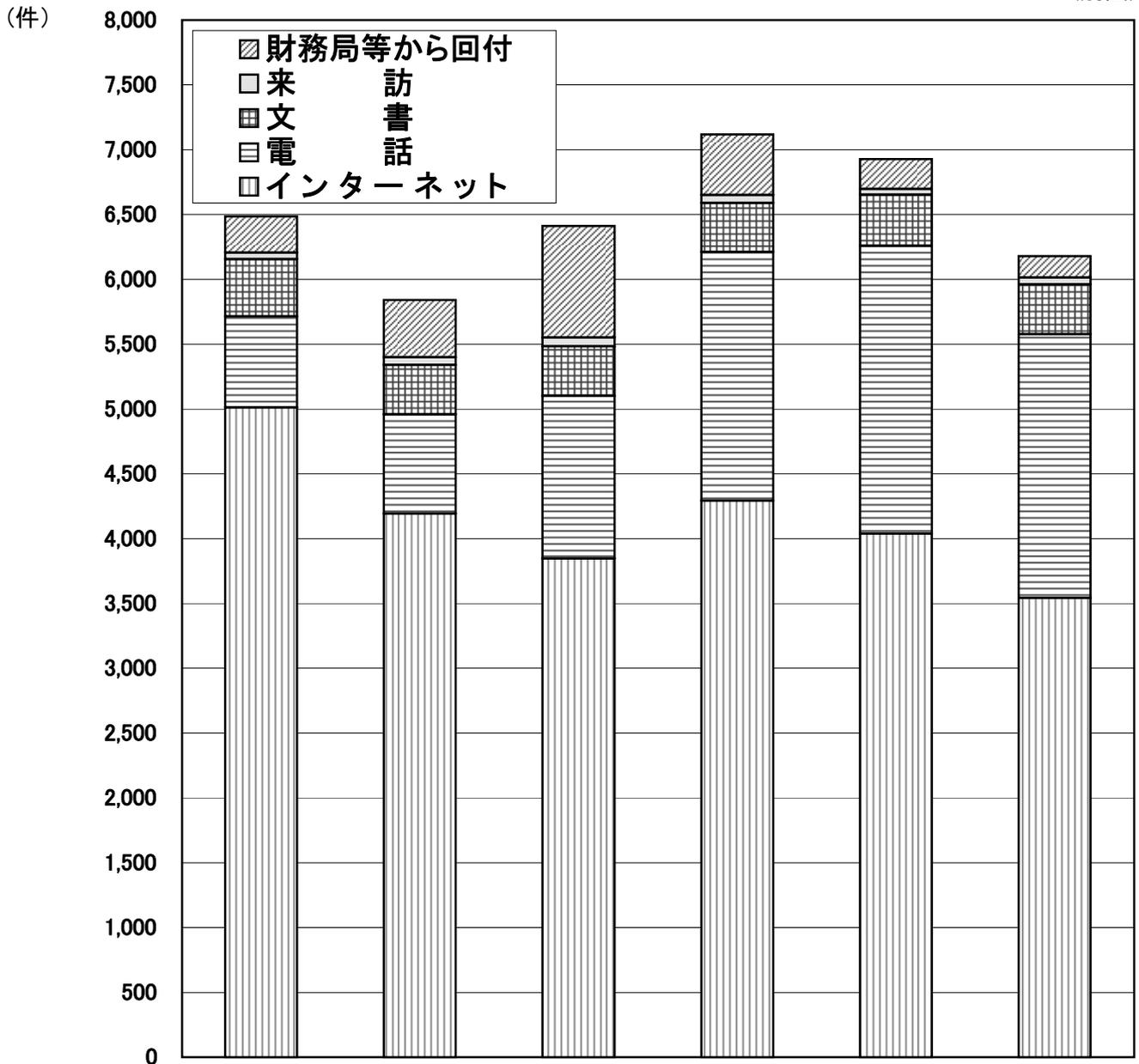
F A X : 03-5251-2198

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

（注）公益通報は、文書（郵送、電子メール、F A X）により受け付けており、電話は相談用である。

情報の受付状況

(別図)



年度 区分	18	19	20	21	22	23
インターネット	5,011	4,193	3,847 (974)	4,293	4,040	3,543
電話	702	766	1,253 (406)	1,917	2,219	2,033
文書	443	381	384 (93)	380	393	385
来訪	50	58	67 (15)	60	45	54
財務局等から回付	279	443	861 (264)	468	230	164
合計	6,485	5,841	6,412 (1,752)	7,118	6,927	6,179

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

情報の内容別受付状況

1. 旧区分(平成20年度まで)

(単位:件)

年度	18	19	20
区分			
[個別銘柄等]			
A. 損失保証・補てん	4	5	3 (1)
B. インサイダー取引	471	558	510 (108)
C-1. 有価証券報告書等の虚偽記載	217	189	239 (64)
C-2. 無届募集	15	27	44 (24)
D. 相場操縦	2,678	2,126	1,975 (539)
E-1. 風説の流布	1,124	995	814 (185)
E-2. その他	512	712	1,204 (303)
(小計)	5,021	4,612	4,789 (1,224)
[金融商品取引業者の営業姿勢等]			
F. 断定的判断を提供した勧誘	14	10	16 (2)
G. 取引一任勘定取引の締結	16	8	9 (3)
H. 大量推奨販売	2	3	4 (1)
I. 顧客の知識に照らして不当な勧誘	8	7	32 (14)
J. 無断売買	40	41	47 (15)
K. その他	997	778	930 (253)
K-1. 吞行為	-	-	- (-)
K-2. 法定帳簿に関する不正	9	6	0 (0)
K-3. 役職員の手張り	7	15	5 (1)
K-4. その他法令違反	130	245	160 (31)
K-5. 自主ルール違反	334	75	28 (4)
K-6. その他営業姿勢に関するもの	517	437	737 (217)
(小計)	1,077	847	1,038 (288)
[その他]			
L. 委員会に対する意見等	52	35	29 (8)
M. 証券行政・政策に対する意見等	38	36	120 (46)
N. その他	297	311	436 (186)
(小計)	387	382	585 (240)
合計	6,485	5,841	6,412 (1,752)

2. 新区分(平成21年度から)

(単位:件)

年度	21	22	23
区分			
A. 個別銘柄			
a. 取引規制			
1. 風説の流布・偽計	627	608	813
2. 相場操縦	2,753	2,468	1,995
3. インサイダー取引	385	463	327
0. その他	50	58	80
b. 開示			
1. 大量保有報告書の虚偽記載	11	5	6
2. 大量保有報告書の未提出	54	34	6
0. その他	9	4	0
(小計)	3,889	3,640	3,227
B. 発行体			
a. 法定開示			
1. 無届募集	45	29	19
2. ファイナンス	143	64	20
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	152	141	136
4. 有価証券報告書等の未提出	109	25	27
5. 内部統制報告	2	5	10
6. 無届公開買付	14	3	1
0. その他	65	38	32
b. 協会・取引所ルール			
1. 適時開示	53	62	22
0. その他	2	3	5
c. その他			
1. ガバナンス等	27	17	19
0. その他	223	210	149
(小計)	835	597	440
C. 金融商品取引業者等			
a. 禁止行為等			
1. 断定的判断を提供した勧誘	20	16	18
2. 無断売買	57	17	19
3. 損失保証・補てん	4	3	6
0. その他法令違反	153	101	135
b. 業務の運営状況			
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	122	79	55
2. システム関連	141	219	76
0. その他営業姿勢に関するもの	752	626	443
c. 経理			
1. 法定帳簿に関する不正	20	22	32
2. 財務の健全性・リスク管理	25	21	5
d. 協会・取引所ルール			
1. 自主ルール違反	12	3	19
e. その他			
0. その他	43	35	70
(小計)	1,349	1,142	878
D. その他			
a. 意見・要望等			
1. 委員会に対する意見等	34	77	362
2. 証券行政・政策に対する意見等	107	97	79
b. その他			
1. 無登録業者	208	258	277
2. 未公開株	471	732	559
3. ファンド	29	70	46
0. その他	196	314	311
(小計)	1,045	1,548	1,634
合計	7,118	6,927	6,179

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

(注3) 平成17年4月1日より、向い吞み及び吞行為の禁止規定は廃止されている。

3 寄せられた情報の活用

上記のとおり、証券監視委では、個別銘柄や発行体に関するもの（相場操縦、内部者取引、疑わしいディスクロージャー等）、金融商品取引業者等に関するもの等、近年は、毎年約6～7千件の情報が寄せられている。これらの情報は、関連部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性の程度に応じ、証券監視委の行う取引審査、証券検査、取引調査、開示検査、犯則調査等の参考情報として、活用されている。

具体的には、証券監視委では、限られた人的資源を有効に活用し、効率的かつ効果的な検査・調査等の実施を行う観点から、金融庁その他関係省庁、海外当局、自主規制機関、金融商品取引業者等から寄せられる様々な情報を収集・分析し、検査・調査等の優先度を判断しているところであり、情報受付窓口寄せられた情報は、これらの情報と並んで活用されている。

なお、寄せられる情報の内容は様々であって、検査・調査等実施の優先度を判断する際の重要性・有用性も様々であるが、例えば、情報受付窓口重要性・有用性が極めて高い情報が得られた場合には、その他の判断要素も総合勘案の上、早期に検査・調査等が行われ、行政処分勧告等の成果につながることもある。また、これに限らず、得られた情報を継続的に集積してフォローし、将来的に検査・調査実施の優先度を判断する際に活用したり、また、実際に検査・調査等を実施する場合の検証の参考等として活用しているところである。

(参考) 寄せられた情報の重要性・有用性の程度は一概にはいえないものの、例えば、

- ① 具体的な証拠資料を添付の上、違法行為の疑いを示している情報、
- ② 情報提供者が事案の直接の関係者（実際に取引をしている顧客や内部者）であり、当該関係者しか知りえないと考えられる情報は、一般的に重要性・有用性が高い情報とみられる。

例えば、①については、インターネットや電話で事案の概要について提供いただいた後、別途郵送で情報受付窓口裏付けとなる書類が送付され、有効に活用された事例もあるところである。

4 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話（未公開株に関する注意喚起）等について

平成21年2月頃から、金融庁金融サービス利用者相談室や証券監視委の情報受付窓口、以下のような情報が多数寄せられている。

金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者（注）が、電話にて、

- ・ 「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
- ・ 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった行為を行っている。

(注) 寄せられた情報によると、証券監視委を連想させるような名称の例としては、「証券監視委員会」「NPO法人 証券等監視委員会」「証券取引監査委員会」「証券取引監視協会」などがある。

このような情報を受け、金融庁と証券監視委は、平成21年6月に連名で報道機関を通じて注意喚起を行ったところであるが（附属資料325頁～326頁参照）、引き続きウェブサイト等で注意喚起を行うとともに、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。

情報の受付窓口

○金融庁金融サービス利用者相談室

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※（IP電話・PHSからは）03-5251-6811

F A X：03-3506-6699

○証券取引等監視委員会 情報受付窓口

直 通：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

また、証券監視委の公表文を装った文書が一部ネット上で認められたため、証券監視委の公表文については直接証券監視委のウェブサイト上にてご確認いただくよう、ウェブサイトにおいて注意喚起を行っている。

第3 市場動向分析

1 概要

証券監視委では、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てているところである。

具体的には、いわゆる「不公正ファイナンス」への対応等のため、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行っているほか、新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視にも取り組んでいる。

2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

(1) 不公正ファイナンスへの対応

発行市場においては、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主の株主権の著しい希薄化をもたらしたりするような第三者割当等のファイナンス事例が見られる。こうした発行市場における不適切なファイナンスの中には、ファイナンスと絡めて流通市場における相場操縦、内部者取引、風説の流布・偽計等の不公正取引や有価証券報告書等の虚偽記載が行われるような複合的事案（不公正ファイナンス事案）も発生している。

こうした不公正ファイナンス事案に対し、証券監視委では、財務局等の理財部統括証券監査官及び証券取引等監視官並びに金融商品取引所の上場管理・上場審査部門及び売買審査部門と緊密な連携を図りつつ、発行市場と流通市場の双方を見渡した情報収集・分析を行っている。具体的には、上場企業に係る開示情報や金融商品取引所からの情報、一般投資家や市場関係者等からの情報などを収集・分析し、不公正ファイナンス事案の監視に努めている。

証券監視委では、不公正ファイナンスの監視・未然防止の観点から、上場企業が第三者割当増資を行う際に行った財務局等及び各取引所への事前相談結果を踏まえた対応についても、各取引所及び金融庁・財務局等と連携し、フォローアップを行っている。

(2) 市場動向の背景にある問題の分析

証券監視委では、前述のような個別銘柄又は個別取引に係る情報の収集及び分析と並行し、市場動向の背景を把握すべく、幅広く情報収集・分析を行っている。

平成23年度における主な取組みは以下のとおり。

① 上場企業における事業再生手続き等の動向

近年、上場企業が事業再生を図る際、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（ADR法）」及び「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）」に基づく、事業再生ADR (Alternative Dispute Resolution) 手続きを利用する事例が増加傾向にある。法的整理（破産、会社更生、民事再生）による場合には、原則、上場廃止となるが、事業再生ADR 手続きを利用し、当該手続きが成立した場合、原則として上場維持が可能となるほか、事業再生ADR 手続きにおいては、事業再生計画において第三者割当増資が行われる場合もあり、割当先の実態把握及び内部者情報管理等、従来の不公正取引と同様の観点からの監視が必要である。こうした点に留意しつつ、事業再生ADR 手続きの利用実態等について情報収集・分析を行うとともに、市場関係者と意見交換を行った。

併せて、経営不振に陥った上場企業において、近年、金融支援として債務免除を受ける事例が増加している傾向がみられ、中には、同一決算期内で複数回行われた事例があるため、債務免除の実施状況に着目した情報収集・分析を行った。

② 上場企業における監査法人等の異動の動向

近年、上場企業において、監査法人等との会計処理の方針相違や監査法人等から「適正意見」を得るための監査法人等の異動・選解任（いわゆる「オピニオンショッピング」）が疑われる事例が多くみられ、中には、期中の異動や数年の間で複数回異動が行われた事例がみられる。このため、公表資料をもとに、その理由等について情報収集・分析を行うとともに、監査法人等の異動に係る問題点について、日本公認会計士協会を始めとした市場関係者とも意見交換を行った。

③ その他

上場企業において、経営陣又は投資ファンド等が経営陣とともに株式公開買付け（TOB : Take Over Bid）を利用して非上場化を図るいわゆるMBO（Management Buy-Out）の事例が相次いで報道されたことを踏まえ、この動向について調査するとともに、関係者との意見交換等を行った。また、店頭取扱有価証券を発行する企業が新規発行株式の募集を行う際、一般には証券会社に募集の委託を行うところ、自ら募集を行う事例がみられたため、この動向についても調査を行った。

3 新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視に向けた実態把握

証券監視委では、市場において、取引規模や重要性が近年増してきている新たな金融商品や取引形態、更には市場で話題となっている動向等について、タイムリーかつ幅広く実態把握を行い、証券監視委内で速やかに情報共有を行っている。

平成 23 年度におけるこうした実態把握の事例としては、以下のとおり。

(1) 市場における新たな取引等の実態把握

近年、いわゆる高頻度取引（HFT : High Frequency Trading）による取引の高速化が注目されており、HFT に関する調査を行ったほか、金融商品取引所における夜間取引や株価指数先物取引の状況、PTS（Proprietary Trading System）、CDS（Credit Default Swap）取引を巡る最近の動向等について、フォローアップのための実態把握を行った。

(2) 市場における最近の投資家や発行体の動向の実態把握

上記のほか、投資家側の動向として、昨今の市場環境下における投資家の売買動向や取引戦略の変化、ヘッジファンドや機関投資家の運用動向やその特徴、また、上場企業側の

動向として、企業合併・買収（M&A：Mergers and Acquisitions）やTOBの動向、金融商品取引所における適時開示の動向等について、最近の状況について確認するための実態把握を行った。

これらの実態把握の結果については、証券監視委において共有し、新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視に役立てていくとともに、金融庁の関連部局や自主規制機関等とも情報交換を行い、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めている。

第4 取引審査

1 概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の究明がなされることになる。

2 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料 167 頁以下参照）。

3 取引審査の実績

(1) 実績

平成 23 年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおり。

審査実施件数	平成 23 年度	(参考) 平成 22 年度
合 計	913	691
証券監視委	396	224
財務局等	517	467
(以下審査項目別内訳)		
価 格 形 成	73	54
内 部 者 取 引	819	613
そ の 他	21	24

証券監視委及び財務局等においては、市場全体の動向を踏まえつつ、市場における取引状況について日常的な市場監視を行っており、こうした中で、必要に応じて取引審査を行っている。取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引については、迅速かつ適切に分析を行うよう努めている。

また、発行市場におけるファイナンスの動向に関する情報収集・分析の結果、不公正ファイナンス事案の疑いがあるものについては、偽計等の観点から取引審査を実施している。

(2) 審査事例

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

① 価格形成に関して審査を行った事例

- イ A社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。
- ロ 金融商品取引所から、B社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。
- ハ C社株の売買に関して、一般投資家から、見せ玉に関する具体的な情報が寄せられたので、金融商品取引所に対する注文発注状況等を確認したところ、複数の注文が一斉に指値変更されていたことから、審査を行った。
- ニ D社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。

② 内部者取引に関して審査を行った事例

- イ E社が、F社株式をTOB（株式公開買付け）する旨を公表したところ、F社の株価が大きく上昇したことから、F社株式の公表前の取引について審査を行った。また、証券会社から寄せられた情報によると、借名口座を利用した疑いのある取引がみられたとのことであり、こうした情報も踏まえて審査を行った。
- ロ G社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ハ H社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ニ I社の株式について、「インサイダー取引により多額の利益を得ていた者がいる」との情報提供があったことから、当該委託者に係る内部者取引の有無について審査を行った。
- ホ J社の公募増資において、公募増資公表前からJ社株式の取引高が増え、株価が下落する傾向がみられたことから、当該内部者取引の有無について審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

- イ K社の財務状況が、ファイナンスを何度も繰り返しているにもかかわらず好転せず、かつ、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。
- ロ L社が不動産の現物出資によるファイナンスについて公表したところ、当該ファイナンスにおいて出資対象となった不動産の鑑定評価額等の適正性について疑念が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。
- ハ M社がファイナンスを行った後、金融商品取引業者等から、N社の株式が市場で

大量に売却されている等の情報提供があったことから、偽計等の観点から審査を行った。

ニ インターネット上の掲示板において、複数の銘柄につき、明らかに事実と反する書き込みがなされ株価が変動した旨の具体的な情報が寄せられたことから、風説の流布等の観点から、審査を行った。

(3) 海外証券規制当局等との連携

わが国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が全委託取引の6割超（平成23年）を占めるなど、金融・資本市場のクロスボーダー取引が日常化している中、証券規制当局間の国際的な連携は不可欠となっている。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、クロスボーダー取引について、必要に応じ、金融商品取引業者や海外証券規制当局から情報を収集し、市場監視の空白が生じないように努めている（詳細については第8章参照）。

4 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所やその自主規制法人、金融商品取引業協会でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする機能を有している。証券監視委における取引審査をはじめとする市場監視活動では、これら自主規制機関との間で、緊密な連携を図ってきている。

(1) 金融商品取引所や金融商品取引業協会との連携

金融商品取引所では、流通市場における投資家による値動きや発注等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文・取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換が行われている。また、特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委との間で情報共有が図られる体制となっている。また、発行市場においても、上場企業の動向に関し、証券監視委と金融商品取引所の上場審査・上場管理部門との連携が図られている。

日本証券業協会では、平成20年10月、「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」が一部改正（平成21年4月施行）され、同協会の協会員が内部者取引のおそれがあると認識した場合、証券監視委及び同協会へ報告することが求められるようになった。これを踏まえ、平成21年4月以降、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や、既に進行中の取引審査における参考情報等として活用している。また、同協会は、店頭取扱有価証券に関する売買審査を行っており、その結果を、証券監視委に報告している。

また、同協会では、内部者取引の未然防止を図るため、上場会社の役員情報を登録・管理する仕組みとしてJ-I R I S S（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）を運営しているが、J-I R I S Sへの参加上場会社の拡充等に向け、自主規制機関及び金融庁・証券監視委は、連携して取り組んでいる。

具体的には、日本証券業協会及び全国の証券取引所は、平成23年1月、「内部者取引の未然防止に関する検討チーム」を設置し、内部者取引の未然防止に資するより一層の有効な施策に関する具体的な検討を行い、その結果を、平成23年6月に「内部者取引の未然防止のためのJ-I R I S Sの活用に関する検討報告」として公表したが、当該検討チームに、金融庁及び証券監視委は、オブザーバーとして参加した。

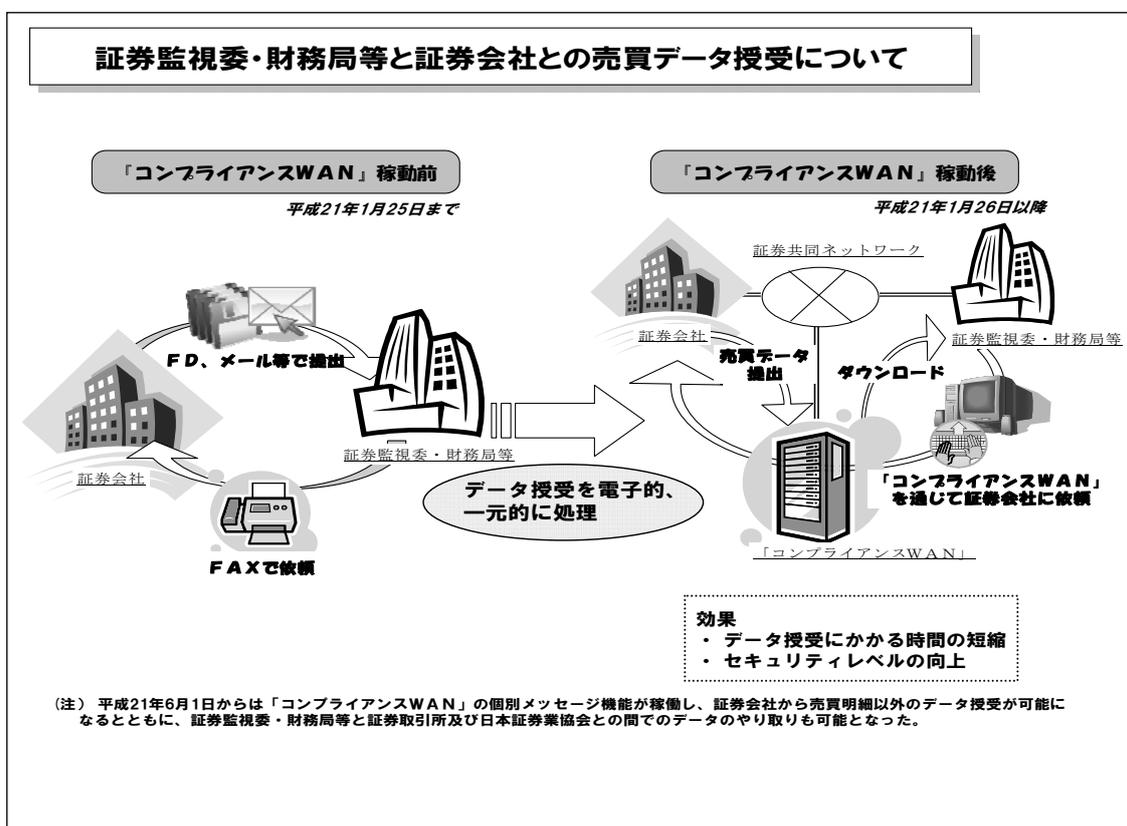
また、こうした動きを踏まえ、同月、金融庁総務企画局長、監督局長及び証券監視委事務局長は、連名で、日本証券業協会会長及び各取引所社長・理事長に対し、「J-I R I S S

の活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて（要請）」との書簡を送付し、J-I R I S Sの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進するよう協力を要請したほか、証券監視委は、各種広報活動を通じてその意義等を紹介するなど、こうした内部者取引の防止に向けた各種取組みを支援しているところである。

(2) 「コンプライアンスWAN」の利用

「コンプライアンスWAN」は、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムである。それまで、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

- ① 売買データの授受における個人情報の漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、
 - ② 売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、
 - ③ 証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、
- などといったメリットがもたらされている。



(3) 不公正取引の監視に係るホットライン

東日本大震災への対応として、平成23年3月13日の自見金融担当大臣による談話（下記抜粋）を踏まえ、翌14日に、全金融商品取引所の売買審査部門との間において、連携を密にする体制（不公正取引の監視に係るホットライン）を設置した。その後、金融庁、金融商品取引所との緊密な連携の下、関係者間で迅速な情報交換等を行い、厳格な市場監視に努めたところである。

（参考）自見金融担当大臣談話（抜粋）

「金融市場及び証券市場については、（中略）3月14日以降も、円滑な経済活動を確保す

る観点から、通常通り、取引が行われることとなっています。

その際、当庁においては、災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、市場の厳格な監視を行ってまいります。具体的には、証券取引等監視委員会や証券取引所等の関係者と連携して、売付けの際に株の手当てのない空売り規制（Naked Short Selling の禁止）等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処してまいりたいと考えています。」

<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110313-1.html>

第5 今後の課題

市場分析審査は、金融・資本市場全体について幅広く情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて取引審査を行うことで、証券監視委におけるいわば情報の入口としての機能を果たしている。市場分析審査における成果がその後の取引調査、犯則事件の調査、証券検査、開示検査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要があると考えられる。

現下の市場の動向を見ると、近年、わが国株式市場における取引の大半が海外から行われる等、クロスボーダー取引が既に日常化しているほか、また、同じく取引の大半が内外プロ投資家によって行われている。証券監視委では、グローバルな市場監視や、内外プロ投資家による不公正取引・違法行為への監視を強化しており、平成 23 年度には、わが国株式市場でクロスボーダーの不公正取引を行った香港の投資運用会社に対する香港当局の処分や、機関投資家によるインサイダー事案に対する課徴金納付命令の勧告が行われたほか、証券検査を通じ、金融商品取引業者のディーラーによる作為的相場形成に対する行政処分勧告等が行われた。本来、高い職業倫理を備え、顧客からの信頼が財産であるはずの内外プロ投資家による違法行為が相次いでいることは、金融・資本市場一般の信頼を損なうものと考えられる。

こうした状況に鑑み、市場分析審査は、より広く市場関係者と連携しながら、以下の課題に取り組み、「情報の入口」としての使命を果たしていく必要がある。

(1) クロスボーダー取引や内外プロ投資家への対応の強化

クロスボーダー取引に対しては、市場分析審査の段階でも、海外証券規制当局との間で、情報交換枠組み（多国間MOU等）等を通じ、積極的に連携するとともに、投資手法に長け、かつ豊富な資金を持つ内外プロ投資家による不公正取引や違法行為の把握に積極的に努める。

(2) 取引の電子化・高速化への対応の強化

東京証券取引所「arrowhead」やHFT等による取引の高速化の動向を踏まえた新たな取引パターン等について、引き続き注視する。

さらに、非対面のインターネット取引を通じた不公正取引（見せ玉等）の事例が、引き続きみられることから、今後も、このような相場操縦行為の把握に努めるとともに、自主規制機関等との間で、問題意識を共有し、連携を図る。

(3) 新たなタイプの違法行為への対応

引き続き後を絶たない不公正ファイナンス事案をはじめ、重大な違法行為は、常に新たな形態で行われる可能性があることを踏まえ、証券監視委としては、新たなタイプの違法行為の発生にも注視する。

(4) より実効性の高い情報の収集・活用方法の確立

企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者等に対する検査を踏まえ、情報の収集・活用のあり方を含め、関係省庁とも緊密に連携しながら、再発防止に努めているところであり、早急に、より実効性の高い情報の収集・活用方法を確立する必要がある。

こうした観点から、平成 24 年度証券検査基本方針（平成 24 年 4 月 27 日）において、今後、投資一任業者の業務運営の実態等について、集中的に検証するとともに、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化すべく、重要性・有用性の高い情報を収集するための専用の窓口（年金運用ホットライン）を開設する方針が示され、同日、証券監視委内に開設したところである（附属資料 329 頁参照）。

今後、年金運用ホットライン等に寄せられた情報等をもとに、専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者の検査等に反映させること等によって、より実効性の高い情報の収集・活用方法を確立していく。

《年金運用ホットライン》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

直通電話：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

インターネット：<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

（注）これまでも証券監視委では、情報受付窓口において、情報提供を受け付けてきたところであるが、年金運用ホットラインでは、

- ・ 特に「年金運用の分野」に関し、投資運用業者における疑わしい運用等の端緒情報のほか、年金資産の運用環境に関する情報等、幅広く受け付ける。
- ・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象とする。
- ・ 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応することとしている。

第3章 証券検査

第1 概説

1 証券検査の目的

証券監視委は、金商法等により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、金融商品取引業者をはじめとする検査対象先に対して、金融商品取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び財務の健全性等に関し、臨店により検査を行う。

2 証券検査の権限

- (1) 証券監視委は、平成4年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証券取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金先法が施行され、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成21年6月に成立した金商法等の一部を改正する法律に伴い、平成22年4月からは、信用格付業者及び指定紛争解決機関等が検査対象となったほか、平成23年4月から一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督が導入されており、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者等（金商法第56条の2第1項、第194条の7第2項第1号及び第3項）
- ② 金融商品取引業者の主要株主（金商法第56条の2第2項から第4項まで、第194条の7第2項第1号及び第3項）
- ③ 特別金融商品取引業者の子会社等（金商法第57条の10第1項、第194条の7第3項）
- ④ 指定親会社（金商法第57条の23、第194条の7第3項）
- ⑤ 指定親会社の主要株主（金商法第57条の26第2項、第194条の7第3項）
- ⑥ 取引所取引許可業者（金商法第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項）
- ⑦ 特例業務届出者（金商法第63条第8項、第194条の7第3項）
- ⑧ 金融商品仲介業者（金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号及

- び第3項)
- ⑨ 信用格付業者 (金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項)
 - ⑩ 認可金融商品取引業協会 (金商法第75条、第194条の7第2項第4号及び第3項)
 - ⑪ 認定金融商品取引業協会 (金商法第79条の4、第194条の7第2項第5号及び第3項)
 - ⑫ 投資者保護基金 (金商法第79条の77、第194条の7第3項)
 - ⑬ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第103条の4、第194条の7第3項)
 - ⑭ 株式会社金融商品取引所の主要株主 (金商法第106条の6、第194条の7第3項)
 - ⑮ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第106条の16、第194条の7第3項)
 - ⑯ 金融商品取引所持株会社の主要株主 (金商法第106条の20、第194条の7第3項)
 - ⑰ 金融商品取引所持株会社 (金商法第106条の27、第194条の7第3項)
 - ⑱ 金融商品取引所 (金商法第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)
 - ⑲ 自主規制法人 (金商法第153条の4において準用する第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)
 - ⑳ 外国金融商品取引所 (金商法第155条の9、第194条の7第2項第7号及び第3項)
 - ㉑ 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第156条の5の4、第194条の7第3項)
 - ㉒ 金融商品取引清算機関の主要株主 (金商法第156条の5の8、第194条の7第3項)
 - ㉓ 金融商品取引清算機関 (金商法第156条の15、第194条の7第3項)
 - ㉔ 外国金融商品取引清算機関 (金商法第156条の20の12、第194条の7第3項)
 - ㉕ 証券金融会社 (金商法第156条の34、第194条の7第3項)
 - ㉖ 指定紛争解決機関 (金商法第156条の58、第194条の7第3項)
 - ㉗ 投資信託委託会社等 (投信法第22条第1項、第225条第3項)
 - ㉘ 投資法人の設立企画人等 (投信法第213条第1項、第225条第2項及び第3項)
 - ㉙ 投資法人 (投信法第213条第2項、第225条第3項)
 - ㉚ 投資法人の資産保管会社等 (投信法第213条第3項、第225条第3項)
 - ㉛ 投資法人の執行役員等 (投信法第213条第4項、第225条第3項)
 - ㉜ 特定譲渡人 (SPC法第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項第1号及び第3項)
 - ㉝ 特定目的会社 (SPC法第217条第1項、第290条第3項)
 - ㉞ 特定目的信託の原委託者 (SPC法第286条第1項において準用する第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項第2号及び第3項)
 - ㉟ 振替機関 (社債等振替法第20条第1項、第286条第2項)
 - ㊱ その他、上記①から㉞までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
- (注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

- (2) 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第14条第1項、第20条第6項第1号)
- ② 登録金融機関 (犯収法第14条第1項、第20条第6項第2号)
- ③ 証券金融会社、振替機関、口座管理機関 (犯収法第14条第1項、第20条第7項)

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記(1)及び(2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

- (3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告した時は、外務員登録に関する事務が内閣総理大臣から委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

3 平成23年度における活動状況

証券検査を取り巻く状況は、①検査対象業者数が大幅に拡大・増加していること、②世界的金融危機の経験を踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループ全体の経営危機を予防する必要性が高まっていること、③ITシステムの金融商品取引への浸透(インターネット取引、アルゴリズム取引等)が進んでいること、等大きく変化している。

このため、平成23年度においては、検査の効率的かつ効果的な実施の観点から、東日本大震災等による影響に配慮しつつ、リスク・ベースでの検査計画の策定、予告検査の実施、監督部局のモニタリングとの連携等に努めた。

このような中、平成23年4月から証券会社の連結規制・監督が導入されたことを踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、金融庁や海外当局等と連携しながら、財務の健全性、内部管理態勢及びリスク管理態勢(以下「内部管理態勢等」という。)の検証の充実に努めるとともに、平成22年4月から信用格付業者に係る登録制等の規制が導入されたことを踏まえ、信用格付業者に対する検査を実施し、業務管理態勢の整備状況等の検証に努めた。

なお、企業年金の資金運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者に対する検査において、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠ぺいしながら営業を続けた問題が明らかになったが、本件は、企業年金の利益を害し関係する企業及びその従業員等に大きな影響を与えている上、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の観点か

らも極めて重大な問題であった。

また、近年、無登録業者等による未公開株式の販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、平成 22 年 3 月に閣議決定された消費者基本計画では、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て（同法第 192 条）及びそのための調査（同法第 187 条）の活用が具体的施策として掲げられていることを踏まえ、投資者保護の観点から、関係当局との連携の下、これらの権限を活用した無登録業者等への対応に努めた（本章第 6 参照）。

第 2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成 21 年以降、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる 1 年間を証券検査年度として行っている。

証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めている。

平成 23 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画は、平成 23 年 4 月 8 日に公表した。

平成 23 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

近年、証券検査を取り巻く状況は大きく変化している。

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象には、集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（以下「ファンド業者」という。）や信用格付業者といった新たな業態が加わるとともに、対象業者数も大幅に増大し、全体で約 8,000 社もの規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進むとともに、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

このような状況の中で、証券検査がその使命を果たしていくためには、効率的かつ効果的な検査の実施が不可欠である。こうした観点からは、業者の業態、規模その他の特性、その時々市場環境等に応じ、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、リスク・ベースで検査対象先を選定するとともに、検査の実施においても、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等もこれに見合ったものとするのが適当である。

先般の世界的な金融危機において、米国の大手投資銀行の破綻に伴い、国境を越えて金融システムに影響が波及した経験も踏まえ、グローバルに活動する大規模な投資銀行等について、各国当局の協調の下、グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められている。また、我が国においても、平成 23 年 4 月から証券会社の連結規制・監督が導入されたところである。こうした動きを踏まえ、証券検査においても、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループの検査においては、グループ全体の財務の健全性や経営危機を予防する観点からの内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証にもウェイトを置くことが必要となっている。

近年の IT システムの発展により、投資者は、インターネット等を通じ、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムへアクセスし、様々な商品の取引を行うことが可能となった。この結果、個人投資家の金融商品取引への参加が飛躍的に増加するとともに、機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行も広がる状況にあり、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。このため、証券検査においては、システムリスク管理態勢の適切性の検証にも注力していく必要がある。

証券検査は、金商法に基づき登録等を行い、当局の監督下にある金融商品取引業者等に対する検査を通じ、投資者保護の確保に努めてきた。こうした中、近年、無登録業者等による未公

開株式の販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、平成 22 年 3 月に閣議決定された消費者基本計画では、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への緊急差止め命令の申立て（同法第 192 条）及びそのための調査（同法第 187 条）の活用が具体的施策として掲げられている。証券監視委としては、これらの申立て及び調査の実施権限を委任されている機関として、投資者保護の観点から、関係当局との連携の下、これらの権限を適切に活用し、無登録業者等への対応を行うことが適当と考えられる。

東日本大震災やこれに伴う電力供給の不足等の影響により、一部の証券会社においては、営業の縮小、休止等を余儀なくされているほか、平成 23 年 3 月 11 日に発表された内閣府特命担当大臣（金融）及び日本銀行総裁による「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」における要請等を踏まえ、被災者・被災企業への適切な対応を行うことが急務となっている。証券検査においても、こうした未曾有の状況を踏まえ、災害等による検査対象先への影響に適切に配慮することが適当と考えられる。他方、災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為に対しては、同月 13 日の「自見金融担当大臣談話」も踏まえ、関係部局等との連携の下、厳正に対処していく必要がある。

証券検査は、このように近年の制度改正も含んだ環境変化に対応し、メリハリのある取組みを行う必要がある一方、その基本目的である市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護のため、引き続き、法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。投資者が安心して投資を行える環境を保つため、ゲートキーパーとしての機能発揮が求められる金融商品取引業者等は、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うことが期待されている。法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、証券検査は、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

2. 検査実施方針

(1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取組み

① リスクに基づいた検査

検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、災害等による影響、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。更に、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

② 実効性のある検査の実施

イ. 予告検査の実施

立入検査については、引き続き、原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、ケース・バイ・ケースで予告検査を実施する。

ロ. 内部管理態勢等の適切性の検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性・実効性の検証を

行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうか留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループについては、平成23年4月に改正した「金融商品取引業者等検査マニュアル」により、フォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行うとともに、連結規制・監督の導入に対応した適切な検査を実施する。

ハ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

③ 関係部局等との連携強化

- 金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、引き続き連携を図る。特に、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。
- 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するとともに、情報交換を行う。
- 自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進する。
- 外国証券規制当局との間では、外資系業者の検査や海外にも拠点を置く本邦の業者の検査等に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応も含め、主要な外国証券規制当局と連携を図る。
- ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式等の販売・勧誘及び当該株式等の発行者による無届募集が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、開示業務担当部局、捜査当局等との連携を強化する。

④ 検査マニュアルの見直し

「金融商品取引業者等検査マニュアル」については、平成23年4月、証券会社の連結規制・監督の導入に伴い、連結自己資本規制比率に係る検証項目の追加を行うとともに、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループの内部管理態勢等の検証のための確認項目を設ける改正を行った。併せて、個人向け店頭デリバティブの販売・勧誘に関する自主規制ルールが整備されたことに伴い、当該ルールへの対応状況の検証のための改正等も行ったところである。これらの改正点については、同月以降に開始する検査から適用することとしている。

今後とも、制度改正等に応じ、同検査マニュアルの見直しを行い、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

(2) 重点検証分野

① ゲートキーパーとしての機能発揮に係る検証

イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止する機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、本人確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において適切に本人確認が行われているか、疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢が構築されているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、最近の新規上場を巡る状況に鑑み、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているか検証する。更に、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等も行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等についても検証する。

ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているか重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報の登録・情報隔壁、内部者及び役職員による売買の審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、市場の公正性・透明性の基礎となり、市場に対する投資者の信頼の根幹をなすものである。検査においては、これを阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客などに着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証を行う。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止等）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）の検証を行う。

特に、インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、最近インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められる状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について引き続き検証する。

② 内部管理態勢等に係る検証

イ. 内部管理態勢等に係る検証

法令等違反行為の検証を基本としつつ、検査対象先の特性を勘案し、内部管理態勢や財務の健全性を含むリスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。特に、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループについては、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワード・ルッキングな観点から、グループ全体に係る内部管理態勢等の適切性について検証を行う。

ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引や FX 取引への参加が広がっているなど、金融取引において IT システムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、IT システムの安定性の確保が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与についても確認を行う。

③ 投資者保護等の観点からの検証

イ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

また、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、損益、手数料、信託報酬をはじめとする費用等顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等については、重要なリスク等当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

更に、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

ロ. 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュー・ディリジェンス機能の実効性等を検証する。

ハ. ファンド業者の法令遵守状況の検証

ファンド業者（適格機関投資家等特例業務届出者を含む。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽

の説明・告知、誤解を生ぜしめる表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例など、多数の法令違反事例等が認められたことに鑑み、引き続き、リスク・ベースで検査対象先を選定し、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令遵守状況の検証を行う。

二. 投資助言・代理業者の法令遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等を原因として、無登録業務を行っている状況、無登録業者に対する名義貸し等、顧客に対する情報提供が不適切な状況など、多数の法令違反事例等が認められたことに鑑み、引き続き、リスク・ベースで検査対象先を選定し、法令遵守状況の検証に注力する。

ホ. 無登録業者等に対する対応

無登録業者等による未公開株式及びファンドの販売・勧誘等の重大な金商法違反に対しては、監督部局、開示業務担当部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じ、裁判所への緊急差止命令の申立て及びそのための調査を活用し、適切に対応する。

④ その他

イ. 自主規制機関の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。更に、市場インフラとしての金融商品取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理態勢等の金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行うための態勢の整備状況について検証する。

ロ. 信用格付業者の業務管理態勢の検証

平成22年4月から新たに検査対象となった信用格付業者については、同年3月に公表した「信用格付業者検査マニュアル」に則し、業務管理態勢等の適切性について検証を行う。

ハ. 災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為への対応

災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為を防止するため、関係部局等との連携の下、監視を徹底し、厳正に対処する。

第2 証券検査基本計画

1. 基本的考え方

- (1) 検査実施計画については、金融商品取引業者等の業務の特性等を勘案し、原則として以下の考え方に基づき、策定することとする。なお、市場環境の変化、災害等による影響、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

- ① 上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況、財務の健全性等の検証を行うこととする。また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況等の検証を行うこととする。
- ② 上記①以外の業者（流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者、投資助言のみを行う業者等（下記③に該当する業者等を除く。））については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、検査実施の優先度を判断する。
- ③ 無登録業者等による重大な金商法違反に対しては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、裁判所への緊急差止命令の申立てのための調査を適切に実施する。

(2) 検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等証券取引等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者及び信用格付業者	随時実施（注）
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施
無登録業者等	随時実施

（注）例年は検査計画数を示しているが、今年度については、東日本大震災等の影響により、現時点では、検査計画数を示すことは困難。

第3 検査実績

1 検査計画及びその実施状況

(1) 平成23年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

① 第一種金融商品取引業者等

平成23年度においては、東日本大震災等の影響を考慮し、第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者等（投資運用業者及び投資法人をいう。以下、本章において同じ。）及び信用格付業者についての計画数を示さず、随時実施としていたが、実績としては、132業者（第一種金融商品取引業者85業者、登録金融機関32業者、投資運用業者等11業者（投資運用業者9業者、投資法人2法人）及び信用格付業者4業者）に対し検査に着手した。

平成23年度に検査着手したもののうち、103業者（第一種金融商品取引業者70業者、登録金融機関24業者、投資運用業者等7業者及び信用格付業者2業者）については、同年度中に検査が終了している。

また、平成22年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった25業者（第一種金融商品取引業者20業者、登録金融機関3業者、投資運用業者等2業者（投資運用業者1業者、投資法人1法人））については、平成23年度中にすべての検査が終了している。

② 第二種金融商品取引業者等

平成23年度においては、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等に対する検査は、随時実施することとしていたが、実績としては、第二種金融商品取引業者14業者、投資助言・代理業者40業者、適格機関投資家等特例業務届出者6業者、金融商品仲介業者9業者の計69業者に対し検査に着手した。

平成23年度に検査着手したもののうち、第二種金融商品取引業者11業者、投資助言・代理業者24業者、適格機関投資家等特例業務届出者4業者、金融商品仲介業者9業者の計48業者については、同年度中に検査が終了している。

また、平成22年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった第二種金融商品取引業者1業者、投資助言・代理業者8業者、適格機関投資家等特例業務届出者1業者の計10業者については、平成23年度中にすべての検査が終了している。

③ 自主規制機関

平成23年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、実績としては、自主規制機関に対する検査は実施しなかった。

(注) 検査が終了したのとは、検査対象先に対し検査結果通知書を交付したものをいう（ただし、検査対象先の事情等により検査結果通知書の交付を行わないものもある。）。

これらの検査計画件数及び検査着手件数は、検査対象先が複数の検査対象業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成13年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確

保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と検査対象先が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項については、検査対象先は証券監視委事務局宛てに意見申出書を提出することができることとされている。意見申出があった場合には証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果（案）を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととしており、その結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

平成 23 年度に検査が終了した検査（平成 22 年度以前に検査着手したものを含む。）においては、意見申出制度に基づく意見申出書の提出はなかった。

- (2) 平成 23 年度に検査が終了したもの（平成 22 年度以前に検査着手したものを含む。）のうち、重大な法令違反が認められた 16 件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局等が行政処分等を行っている。

また、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、検査対象先に通知するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

なお、平成 23 年度の勧告事案については本章第 5 に、平成 23 年度に検査が終了した金融商品取引業者等において認められた主な問題点については本章第 4 に記述している。また、タイムリーな情報発信の観点から、勧告事案についてはその都度、主な問題点については四半期毎にウェブサイトに掲載している。

別表 平成 23 年度の検査実施状況

業務の種別	証券検査 基本計画	23 年度		(参考 1)	(参考 2)
		検査着手	検査終了	検査終了 (22 年度 着手分)	検査対 象先数
第一種金融商品取引業者	随時 実施 (※)	85	70	20	315
登録金融機関		32	24	3	1, 135
投資運用業者		9	6	1	321
投資法人		2	1	1	48
信用格付業者		4	2	—	7
第二種金融商品取引業者	随時 実施	14	11	1	1, 294
投資助言・代理業者		40	24	8	1, 108
適格機関投資家等特例業務届出者		6	4	1	3, 218
金融商品仲介業者		9	9	0	705
自主規制機関	必要に応 じて実施	0	0	0	12

※例年は検査計画数を示しているが、平成 23 年度については、東日本大震災等の影響により、検査計画数を示していない。

(注 1) 検査終了欄は、平成 23 年度に着手し、同年度中に検査が終了した件数を表す。なお、(参考 1) の検査終了欄は、平成 22 年度に着手し、平成 23 年度中に検査が終了した件数を表す。

(注 2) 検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

(注 3) 検査対象先数は、平成 24 年 3 月末時点のものである。また、複数の業務の種別の登録を受けている場合は、全ての業務の種別に計上している。

(注 4) 上記のほか、平成 23 年度においては、第一種金融商品取引業者 1 社の検査とあわせて、指定親会社 1 社に対して検査着手（同年度内においては検査未終了）。

2 平成 23 年度における検査の特色

平成 23 年度における検査の特色として、検査の効率的かつ効果的な実施に向け、業者の業態、規模その他の特性等に応じ、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、リスク・ベースで検査対象先を選定するとともに、検査対象先において重要と考えられるリスクに焦点を当てた検査を行った。

具体的には、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについて、金融庁や海外当局と連携しつつ、フォワード・ルッキングな観点から、財務の健全性や内部管理態勢等の適切性の検証にウェイトを置いた検査を行ったほか、登録金融機関に対する検査において、投資者保護の観点から、投資信託や店頭デリバティブ取引等の投資勧誘状況の適切性の検証を行った。また、信用格付業者に対する検査を実施し、業務管理態勢等の適切性の検証を行った。

3 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成 23 年度に検査が終了した証券監視委検査及び財務局長等検査の 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者 84 人・日、第二種金融商品取引業者 36 人・日、投資運用業者 84 人・日、投資助言・代理業者 22 人・日、登録金融機関 56 人・日、適格機関投資家等特例業務届出者 57 人・日、金融商品仲介業者 11 人・日、信用格付業者 114 人・日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち最少検査投入人員は 18 人・日、最多検査投入人員は 395 人・日となっている。

第 4 検査結果の概要

平成 23 年度に検査が終了した金融商品取引業者等において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、本章第 5 で詳細を記述する。その他については、勧告は行っていないものの、金融商品取引業者等に対して問題点を通知している。

1 第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成 23 年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。）は計 117 業者であり、47 業者において問題点が認められた。これら 47 業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは 7 業者、投資者保護に関するものは 15 業者、財産・経理等に関するものは 15 業者、その他業務運営に関するものは 29 業者となっている。

(1) 不公正取引に関するもの

- ① ユーロ円 TIBOR 等に係る不適切な行為〔金商法第 52 条第 1 項第 9 号〕（本章第 5-1-4）、(6)参照
- ② 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 19 号〕（本章第 5-1-(9)参照）
- ③ 法人関係情報に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号〕

当社社長及び営業員は、A 社の法人関係情報を取得したが、社内規程に沿ったコンプライアンス部への報告を行っていなかった。一方、コンプライアンス部長は、その業務上当該情報に接していたが、法人関係情報の登録漏れに気付くことなく業務を行っていた。

また、当社は、当該情報の公表までの間、当該情報を利用した不公正取引に係る売買管理等を行っていなかった。また、他の営業員に当該情報が漏れていた事実が認められた。

(2) 投資者保護に関するもの

① 外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供等を行っている行為〔金商法第38条第1号、旧証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第1号〕（本章第5-1-(11)参照）

② 投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第9号〕（本章第5-1-(8)参照）

③ 勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為〔平成21年法律第58条による改正前の金商法第38条第4号〕

当社は、見込み顧客に対し、当社を紹介する内容のはがきを送付した上で、当社が行うFX取引の案内文書等を同封した封書を送付する方法で広告を行っていた。

しかしながら、当社が広告としている上記の案内文書等の内容は、当社での取引に誘引するものであり、顧客に対する勧誘に該当すると認められた。これに対し、当社は、上記案内文書等が勧誘に該当するとしても、事前に送付している上記はがきにより、顧客の勧誘受諾意思の有無について確認を行っているとしていたが、当該はがきの内容は、「弊社が提供するサービスに関する情報を提供させて頂きたいと考えている。弊社からの情報提供を希望しない場合は、弊社まで連絡下さい」との記述にとどまっており、

イ 「勧誘を行う」旨が明記されていないことから、はがきを受け取った多数の者において、今後提供される資料が、勧誘資料ではなく、単なる情報提供レベルにとどまると誤認するケースが生じると想定されること、

ロ 勧誘を希望しない旨の連絡を行った者以外の意思について確認したものとなっていないこと、

から、当社の上記の行為は、当社が、FX取引に係る契約の締結につき、当該取引の勧誘に先立って、顧客に対し勧誘を受ける意思の有無を確認したものと認められない。

④ 店頭デリバティブ取引に係る想定最大損失額等の説明及び確認書の徴求漏れ

平成23年4月の日本証券業協会や金融先物取引業協会の自主規制規則の改正により、店頭デリバティブ取引等の契約締結時の顧客に対する想定最大損失額等の説明及び確認書の徴求が必要とされたが、当社においては店頭デリバティブ取引について、同一スキームの取引経験が1回以上あるなど一定の顧客が6か月以内に同一商品を同一スキームにて取り組む場合、顧客に対する説明や確認書の徴求が省略可能とされていたことから、多くの店頭デリバティブ取引について、顧客に対する想定最大損失額等の説明及び確認書の徴求が行われていなかった。

⑤ 店頭デリバティブ取引に係る中途解約清算金の試算額等の不適切な説明

当社が通貨オプション取引等の店頭デリバティブ取引契約を締結しようとする際に顧客へ交付する契約締結前交付書面の内容について検証したところ、以下のとおり問題が認められた。

イ 当社では、通貨オプション取引及びクーポンスワップ取引に係る金融指標等の水準等に関する最悪のシナリオを想定した中途解約清算金の試算において、直物為替のストレ

スシナリオについては、策定日以前の過去 10 年間の最円高である 1 ドル＝84.81 円としていたが、策定日に 1 ドル＝91.90 円であった為替レートは、その後の急速な円高の進行により、ストレスシナリオを超える為替水準となっていたにもかかわらず、検査基準日現在（1 ドル＝76 円台）に至るまで見直されておらず、当社の中途解約清算金額が適切に試算されているものとは認められない。

ロ 当社では、決済額増加型の通貨オプション取引（あらかじめ定められた行使価格より円高となった場合に顧客の受渡日における外貨購入額が増加するもの）に係る金融指標等の水準等に関する最悪のシナリオを想定した最大損失額の試算において、外貨購入額が増加した場合に必要な円資金の支払額等を想定最大損失額とし、資金繰りの面から顧客へ提示していたが、当該提示では不十分であり、通貨オプション取引を行ったことにより最大どの程度の損失を被るかという観点から試算した想定最大想定損失額を顧客に提示する必要があるものと認められる。

(3) 財産・経理等に関するもの

① **業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況**〔金商法第 52 条第 1 項第 3 号、第 53 条第 2 項、第 46 条の 6 第 1 項及び第 3 項〕（本章第 5－1－(1)参照）

② **純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等**〔金商法第 52 条第 1 項第 3 号及び第 6 号、第 53 条第 2 項、第 46 条の 6 第 1 項、第 50 条第 1 項第 8 号〕（本章 5－1－(2)参照）

③ **顧客分別金信託を不正に流用している状況等**〔金商法第 43 条の 2 第 2 項、第 52 条第 1 項第 7 号〕（本章第 5－1－(10)参照）

④ **自己資本規制比率の算出誤り**〔金商法第 46 条の 6 第 1 項及び第 3 項〕

当社は、以下の行為などにより、自己資本規制比率を誤って算出し、当局へ届け出等をしていった。

イ 当社が自己勘定で保有している投資信託について、平成 22 年 6 月末までは時価として基準価額を用いて評価していたものの、その翌月からは取得原価に基づく評価に変更しているが、合理的な理由なく評価方法を変更しており、従前どおり基準価額に基づき評価すべきであった。

ロ 当該投資信託のリスク相当額算定について、取得原価に基づく評価に変更した平成 22 年 7 月末以降、時価評価を取得原価に基づくものとしていたにもかかわらず、リスク相当額の算定は取得原価を下回る基準価額等を用いて行っていた。

⑤ **自己資本規制比率の算出誤り**〔金商法第 46 条の 3 第 1 項、第 46 条の 4、第 46 条の 6 第 1 項及び第 3 項〕

当社における自己資本規制比率の算出状況等について検証したところ、投資有価証券として保有している A 株式の保有額が、固定化されていない自己資本の額に 100 分の 25 を乗じて得た額を超えているにもかかわらず、金融庁告示「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」に定める市場リスク相当額の加算（当該株式に係る市場リスク相当額に 100 分の 50 を乗じて得た額）をせずに、自己資本規制比率を誤って算出し、当局への届け出等をしていった。

(4) その他業務運営に関するもの

- ① 金融商品取引業者の使用人が職務上の地位を利用した有価証券の取引をする行為等〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号及び第 12 号〕（本章第 5－1－(3)参照）
- ② 報告徴取命令に対する対応の不備〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号〕（本章第 5－1－(5)参照）
- ③ 上級管理職による外務員登録外の外務行為〔金商法第 64 条第 2 項〕（本章第 5－1－(7)参照）

④ 情報セキュリティ管理態勢が不十分な状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号〕

今回検査において、当社の情報セキュリティ管理態勢等について検証したところ、

- イ サーバーの特権 ID 及びパスワード等に係るアクセス管理
- ロ 口座番号等の顧客口座情報に係るアクセス管理
- ハ 機微情報に係るアクセス管理
- ニ 役職員のユーザ ID に係る更新等の管理
- ホ 当社と同等の顧客情報等を保有している子会社に対する情報セキュリティ管理の指導等が不十分な状況
- ヘ 情報セキュリティ監査が不十分な状況が認められた。

⑤ 個人データの不適切な取扱い

当社は、新規顧客獲得のために入手した個人データに関し、既存顧客以外の見込客に係る情報は管理の必要がないといった、経営陣を含む当社幹部の根本的な認識誤りから、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針 2－4 により義務付けられている台帳等による管理を行っておらず、個人情報の漏えい、紛失の危険を防止するために必要な対応が十分なされていないなど、当社の個人情報保護管理態勢は不十分であった。

⑥ 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号〕

当社は、インターネット取引を中心とした FX 取引及び CFD 取引を主要業務としているが、今回検査において当社のシステムリスク管理態勢について検証したところ、以下のとおり、内部管理態勢の不備が認められた。

- イ システム障害の原因究明や対策に関する管理が不十分であったことから同じ原因によるシステム障害が発生しているほか、システム障害発生時の当局への報告漏れ及びシステム障害による顧客影響を確認していないものが認められた。
- ロ 当局へ報告していないシステム障害については、網羅的な記録がなく、障害の集計・分析を行っておらず、また、取締役会に報告もされていなかった。
- ハ システム障害管理をシステム監査の対象としていなかった。
- ニ 個人情報関連以外の情報セキュリティに関する社内規程等を定めておらず、アカウント管理に係る具体的な手順を整備していなかった。

⑦ 本人確認等義務違反〔犯収法第6条第1項〕

- イ 当社は、犯収法施行規則第10条第1項第8号で定める「本人確認を行った方法」に係る本人確認記録について、本人確認を行った書類の名称を記載すれば足り、当該書類の原本の提示を受けたのか、あるいは写しの受領等を行ったかの別など、犯収法施行規則第3条で定める本人確認の方法まで記載する必要はないと誤って理解しており、本人確認を行った方法の記録に不備が認められた。
- ロ 営業員が本人確認を行った書類と異なる書類を、本人確認記録の添付書類としている事例が認められた。
- ハ 当社では、代理人に係る本人確認の履行及び本人確認記録の作成を指導したとしているが、内部管理者による代理人取引の把握、管理が行われていないなか、代理人取引に係る本人確認記録の未作成が認められた。

⑧ 損失補てんするため財産上の利益を提供しながら、その届出を行わない行為等〔金商法第39条第3項に基づく金商業等府令第119条第3項〕

当社は、有価証券店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制に対応するため、平成22年12月20日7:00(取引開始時)からロスカット水準を変更し、変更後の水準に達した建玉について順次ロスカット取引を執行した。

このとき、顧客Aの建玉5銘柄についても、変更後のロスカット水準に達していたことから20日の始値でロスカット取引が行われる予定であった。しかしながら、うち4銘柄(当該4銘柄)については、配当金の支払いのため当社がシステム上に制限をかけていたことからロスカット取引が行われず、翌日21日のザラ場での取引となった。

このため、当社は顧客Aの建玉に係るロスカット取引の訂正作業を開始したものの、

- イ 訂正の対象を当該4銘柄とすべきところ、5銘柄とし、
- ロ 20日の始値で再執行すべきところ、(20日の前営業日である)17日の終値で行っていた。

このように、当社は顧客Aに対しシステム障害により発生した損失を補てんしているが、誤った内容で訂正処理を行ったうえ、金商法に基づく事後の届出を行っていなかった。

当社においては、本件の訂正処理について、複数の者が関わっていたにもかかわらず、適切なチェックが行われていなかったことから、このような不適切な処理が行われていたものである。

⑨ 業務委託先に係る管理態勢の不備

当社は、投資サークルを運営するA社(金融商品取引業者ではない)と顧客紹介に係る業務委託契約を締結し、A社の紹介による口座開設数及び紹介顧客の取引額に応じた報酬をA社に支払っている。

このような状況下、A社において、以下のとおり勧誘行為を行っている状況が認められた。

- イ A社は、投資サークルに入会申込を行った者に対し、「当社に口座を開設すれば、入会金は無料で投資情報を提供する。」と説明し、当社での口座開設を勧誘している。
- ロ A社は、「当社の「稼動状況改善への取組み」にご理解いただける方」を受信条件として、無料で取引条件値を提供する内容のメール等を会員あて配信し、当社での取引を勧誘している。

この点、当社は、A社との業務委託契約において、勧誘行為等の禁止条項を盛り込んではいないものの、A社に対し、具体的にどこまでの行為が許容され、どのような行為が勧誘となるか等の説明は行っておらず、また、契約締結後も、紹介業務の具体的な実態把握を

何ら行っていなかったことから、A社の勧誘行為を看過していた。

上記のとおり、当社における業務委託先に係る管理態勢には不備があると認められる。

⑩ 特定口座開設顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第8号〕

当社は、特定口座開設顧客が当該口座において保有する株式銘柄に係る株主割当増資に関し、当該増資への申込みを行うか否かにかかわらず、当該銘柄を保有する顧客全員が申込みを行ったものとみなして、株式の取得価額を算出するシステムを導入している。

当該システムでは、当該増資への申込みを行わない顧客について、権利落ち後に当該銘柄の取得金額を修正する必要があるものの、当社はその必要性について認識がないことから従前からこれを行っていない。

更に、検査対象期間中に株主割当増資の払込期日が到来している銘柄のうち、権利落ち日に保有顧客のいる5銘柄について検証したところ、1銘柄2顧客について、取得金額の修正が行われていない状態で当該銘柄が売却されており、当社は、当該2顧客の特定口座年間取引報告書について「取得費及び譲渡に要した費用の額等」及び「差引金額（差損益額）」の数値が誤った表示のまま交付していた。

上記の当社における業務運営状況は、「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものと認められる。

⑪ なりすまし取引が疑われる口座に係る検証態勢が不十分な状況等

当社において、以下のとおり、顧客管理に関する内部管理態勢の不備が認められた。

イ 当社は、なりすまし取引の防止策として、

- i 既存顧客とメールアドレス（以下「アドレス」という。）等が重複した新規口座開設申込者に対し、アドレス等の再確認を行い、これにより重複が解消された場合に口座開設を認めているが、当該申込者からの回答のみをもってその可否を判断しており、当該申込者及びアドレスが重複する既存顧客に対し、取引の主体、重複の理由等の確認を行っていない。また、その後の取引の継続的な監視や取引内容の検証も何ら行っていない。
- ii 既存顧客について、アドレスの名寄せ調査を定期に実施しており、アドレスが重複した顧客に対して、本人確認書類の再提出及び借名口座や架空名義口座ではない旨の確認書を徴求しているが、当該書類の受領をもって調査完了としており、取引主体等の確認及びその後の取引の継続的な監視や取引内容の検証を何ら行っていない。

ロ 当社は、口座開設時に、反社会的勢力との取引を未然に防止するための事前審査を実施しているが、法人口座のみを対象としてインターネット上の検索サイトを用いて実施しているのみで、当社の口座の大部分を占める個人口座については一切行っていない。

⑫ 有価証券の販売につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の補てんを申し込む行為〔金商法第39条第1項第2号〕

当社A支店長は、当社が販売した仕組債に多額の評価損が発生した顧客の親族から、仕組債の勧誘に問題があったと指摘され、販売した責任などとして、仕組債の解約後の資金を定期預金にした場合の金利上乘せを検討して欲しいなどの要求に応じ、金利優遇の提示を行った。

当社のコンプライアンス室等は、A支店長から仕組債の損失の発生に端を発して金利優遇を求められた旨の報告・相談を受けていたにもかかわらず、その事実調査や適法性、妥

当性の検討、指導を行わなかった。

⑬ 個人情報保護管理態勢の不備〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 6 号〕

当社における個人情報の保護に関する内部管理態勢を検証したところ、以下の状況が認められた。

イ 安全管理措置の未整備

当社には、個人データの管理区域外への持出し状況の記録がないため、持ち出した個人データの特定及び持出者等を確認することができず、また、個人データの消去・廃棄についても、確認手続き等を定めていないなどの状況が認められた。

ロ 個人データへのアクセス権限の管理不備

問題発生時に誰が個人データにアクセスしたか把握できないなど、個人データへのアクセス権限の管理不備が認められた。

ハ 委託先の監督不備等

当社は個人データを取り扱う業務を 4 社に委託しているが、「委託先選定の基準」及び「再委託先の個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況に係る基準」を定めていない。また、委託先 4 社のうち 2 社が再委託しているにもかかわらず、2 社とも当該委託契約に「再委託における条件」が盛り込まれていないなど、委託先が上記基準や条件を満たしているか確認し、遵守するよう監督することができない状況にある。

更に、当社は、再委託先に付与されているシステムアカウント等の管理状況を把握していないほか、データセンターへの入室管理も行っていないなど、個人データの取扱いに関する委託先の適切な監督が行われていない状況が認められた。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成 23 年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計 12 業者である。9 業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 9 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 8 業者、財産・経理等に関するものは 4 業者、その他業務運営に関するものは 8 業者となっている。

(1) 投資者保護に関するもの

○ **法定書面の未交付等**〔金商法第 37 の 3 第 1 項、第 37 条の 4 第 1 項、第 47 条〕

当社は、匿名組合の出資持分の取得勧誘を行っているが、当該匿名組合契約を締結した全出資者 5 顧客について検証したところ、以下の不備が認められた。

イ 2 顧客について、当社が行った取得勧誘に係る契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を作成・交付していなかった。

ロ 契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の写しを保管しておらず、また、全 5 顧客分の顧客勘定元帳を作成していなかった。

(2) 財産・経理等に関するもの

○ **集団投資スキーム持分の私募の取扱いに係る不備**〔金商法第 40 条の 3、第 31 条第 3 項〕

当社が取り扱う匿名組合契約には、出資対象事業の内容、業務の方法が明記されていないほか、匿名組合の営業者の固有財産を管理する銀行口座へ出資金の一部が振り込まれており、当社は分別管理が確保されていない状況下で私募の取扱いを行っていた。

さらに、出資対象事業の変更について金商法第 31 条第 3 項の届出を行っていないなど、当社においては、全般的に集団投資スキーム持分の私募の取扱いに係る不備が認められた。

(3) その他業務運営に関するもの

- ① 集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し特別の利益の提供を約束する行為〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号〕（本章第 5 - 2 - (1)参照）
- ② 株式会社総和地所が、同社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与している状況〔金商法第 51 条〕（本章第 5 - 2 - (2)参照）
- ③ 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況〔金商法第 52 条第 1 項第 1 号〕（本章第 5 - 2 - (3)参照）
- ④ 登録事項等の変更届出未済〔金商法第 31 条第 1 項、第 50 条第 1 項〕（本章第 5 - 2 - (4)参照）
- ⑤ 本人確認義務違反〔犯収法第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項〕
第二種金融商品取引業の登録以降、当社において匿名組合契約を締結した顧客について、本人確認の状況を検証したところ、以下の法令違反行為が認められた。
イ 当社は、一部の顧客を除いて、本人確認書類を徴しておらず、本人確認を行っていない。
ロ 本人確認書類として運転免許証の写しの送付を受けた一部の顧客に対して、取引関係文書を転送不要郵便等で送付していない。
ハ 顧客全てについて、本人確認記録を作成していない。

3 投資運用業者等に対する検査

平成 23 年度に検査が終了した投資運用業者等は計 7 業者である。3 業者（投資運用業以外の業務を主に行う業者において、投資運用業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 3 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 1 業者、財産・経理等に関するものは 2 業者、その他業務運営に関するものは 2 業者となっている。

(1) 投資者保護に関するもの

- ① 投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為〔金商法第 38 条第 1 号〕（本章第 5 - 3 - (2)参照）
- ② 虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為〔金商法第 42 条の 7 第 1 項〕（本章第 5 - 3 - (3)参照）
- ③ 忠実義務違反〔金商法第 42 条第 1 項〕（本章第 5 - 3 - (5)参照）

(2) 財産・経理等に関するもの

- ① 純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額（50 百万円）に満たない状況〔金商法第 52 条第 1 項第 3 号〕（本章第 5 - 3 - (1)参照）
- ② 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為〔金商法第 47 条の 2〕（本章第 5 - 3 - (4)参照）

(3) その他業務運営に関するもの

○ 運用報告書の未作成〔金商法第42条の7第1項〕

当社は、当社を運営者とする11本の集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）に係る持分の私募及び運用を行っているが、8本のファンドについて平成22年12月末の運用報告書を作成していなかった。

また、当社は、平成22年6月末の運用報告書について、遅れて作成を行い、同23年4月1日からその交付を開始しているが、7本のファンド、計195顧客に対しては、当該運用報告書を交付していなかった。

4 投資助言・代理業者に対する検査

平成23年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計32業者である。21業者（投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら21業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは20業者、財産・経理等に関するものは9業者、その他業務運営に関するものは13業者となっている。

(1) 投資者保護に関するもの

① 無登録で外国投資証券に係る募集の取扱い等を行っている状況〔金商法第29条、旧証券取法第28条〕（本章第5-4-1参照）

② 投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為等〔金商法第38条の2第1号、第47条、第37条の3第1項、第37条の4第1項〕（本章第5-4-3参照）

③ 法定書面の未交付等〔金商法第37条の4第1項、第47条、第47条の2〕

当社は、投資顧問契約を締結した複数の顧客に対して交付した契約締結時交付書面に、顧客に対して投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名など、8項目にわたる法定記載事項について記載していなかった。

また、当該顧客に対して行った投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面を作成・保存していなかった。

さらに、金融商品取引業以外の業務において得た収益を、投資助言・代理業で得た収益として収益勘定に計上するなど、虚偽又は誤った計数を記載した事業報告書を当局へ提出していた。

④ 法定書面の未交付等〔金商法第37条の3第1項、第37条の4第1項、第47条〕

当社において、以下の法令違反行為が認められた。

イ 複数の顧客に交付した契約締結前交付書面の記載事項について、当社は個人業者であるところ、当該書面には名称（屋号）の記載があるのみで、氏名の記載がなく、また、手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項の概要を枠の中に記載していない。

ロ 投資顧問契約を締結した複数の顧客に交付した契約締結時交付書面の記載事項について、契約期間として「1ヶ月間を単位」との表記があるものの、契約始期と終期が特定されておらず、契約期間が明記されていない。

ハ 複数の顧客について、契約締結時交付書面を作成・交付しておらず、また、締結した投資顧問契約の内容を記載した書面を作成・保存していない。

⑤ 著しく事実に相違する表示等のある広告を行う行為〔金商法第 37 条第 2 号〕

当社は、株式の投資助言業務に関して雑誌に掲載した広告に、イ.「アドバイス通り実行すれば確実に儲かる!」、ロ.過去の助言実績について「年間最低 50%の利益確定」と表示をしている。

しかしながら、上記イについては、将来の株価変動は確証ある裏付けがなく不確実なものであるにもかかわらず、断定的な表現を用いており、著しく人を誤認させるような表示であると認められる。また、上記ロについては、あたかも年間推奨したすべての銘柄の実績であるかのような表示となっているが、実際には、1年間に推奨した約 200 銘柄のうち約 30 銘柄の実績に限定したもので、著しく人を誤認させるような表示であると認められ、さらに、当該約 30 銘柄の実績は、実際には約 18%の利益にとどまっており、著しく事実に相違する表示であると認められる。

(2) その他業務運営に関するもの

○ **検査忌避**〔金商法第 198 条の 6 第 11 号〕(本章第 5-4-(2)参照)

5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成 23 年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は 5 業者である。2 業者(適格機関投資家等特例業務以外の業務を主に行う業者において、適格機関投資家等特例業務に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。)において投資者保護に関する問題点が認められた。

○ **投資者保護に関するもの**

① **集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業**〔金商法第 29 条〕(本章第 5-5 参照)

② **集団投資スキーム持分の契約の締結又はその勧誘に関して虚偽の告知をする行為**〔金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号〕

当社が適格機関投資家等特例業務として顧客と匿名組合契約を締結する方法により行っている集団投資スキーム持分の私募及び運用について検証したところ、以下のとおり、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為が認められた。イ 当社は、収入を得られるような事業を行っておらず、出資金の一部を運転資金等に使用せざるを得ない状況にあったにもかかわらず、出資金を運転資金等として使用しない旨を顧客に配布した資料に記載することにより、虚偽の告知をし、実際に出資金の一部を従業員給与等の運転資金等の支払いに充てた。

ロ 当社は、A社が運営する FX 取引のシステムトレードで出資金の一部を運用することとしていたが、運用実績が悪いこと等からシステムトレードでの運用を断念していたにもかかわらず、システムトレードの長所を顧客にアピールする等、システムトレードで運用する旨を勧誘資料に記載するなど、虚偽の告知をした。

ハ 当社は、当社が取得勧誘している集団投資スキーム持分が、運用実績によっては損失を生ずる可能性があるにもかかわらず、銀行の定期預金と同様であるなど、元本がき損するリスクのない金融商品であるかのように、虚偽の告知をした。

6 金融商品仲介業者に対する検査

平成 23 年度に検査が終了した金融商品仲介業者は 9 業者であり、2 業者において問題点が認められた。これら 2 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 1 業者、財産・経理等に関するものは 1 業者、その他業務運営に関するものは 2 業者となっている。

○ 投資者保護に関するもの

○ 投資信託の乗換勧誘の際に重要な事項について説明を行っていない状況等〔金商法第 66 条の 15 において準用する同法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 281 条第 6 号、金商法第 66 条の 5 第 1 項〕

当社の業務の運営状況を検証したところ、以下の状況が認められた。

- イ 当社では、営業員 1 名が営業全般を担当しており、当該営業員は 5 顧客 14 件について投資信託の乗換勧誘を行っていたが、うち 2 顧客 3 件について、買付けを勧誘した投資信託の手数料率が 2.625% 又は 3.675% であるにもかかわらず、大半の投資信託の手数料率は 3% であるという思い込みから、手数料率は 3% であると説明していた。また、当社では、「乗換記録簿」に手数料率の記載漏れや誤りも認められているなど、乗換勧誘に係る社内管理態勢の構築が適切に行われていない状況にあると認められた。
- ロ 当社社長及び取締役が、検査基準日現在、他の会社の常務に従事しているにもかかわらず、金商業等府令第 258 条第 2 号に定める事項について、金商法第 66 条の 5 第 1 項に基づく登録申請書記載事項に係る変更届出を行っていない。

第5 証券検査の結果に基づく勧告

1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告

(1) 業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況〔金商法第52条第1項第3号、第53条第2項該当、第46条の6第1項及び第3項違反〕

① 支払未済の経費等を簿外とすることなどにより財産状況を偽装している状況

新東京シティ証券株式会社は、検査基準日（平成23年6月2日）現在、一部の経費等について、当社が支払うべき費用等であることが確定しているにもかかわらず、支払未済であり、かつ、当社の帳簿に未払費用等の負債として計上していなかった。

当社は、上記の支払未済の経費等を計上すれば、純財産額及び自己資本規制比率の法定の水準を維持できないことは明白であったことから、事実と異なることを知りながら、当該経費等を簿外にすることで、虚偽の純財産額及び自己資本規制比率を算出し、関東財務局長あてに届け出るとともに、平成23年3月末の財産の状況として虚偽の自己資本規制比率が記載された書面を公衆の縦覧に供していた。

② 内部管理態勢の問題

イ 常勤役員が不在である状況

当社においては、平成23年3月中旬以降、A代表取締役社長（以下「A社長」という。）をはじめ会社の運営を取り仕切る常勤役員が当社に不在の状況が続いており、金融商品取引業者として法令等を遵守し、的確な業務運営を行える態勢にはない状況が認められた。

ロ 役員による業務管理が行われていない状況

当社は、平成23年2月に合同会社2社との間で両合同会社の社員権に係る販売委託契約を締結したとしている。両合同会社の社員権の販売については、両合同会社の営業員により当社の社名入りの封筒を用いて営業が行われ、また、当社名義の口座を顧客からの入金先として使用されていたとして、当社は、同年3月28日付で関東財務局長あてに報告をしているところである。

今回検査において、当時の事実関係及び業務管理の状況について、A社長等からヒアリングを行ったところ、当社名義の口座の管理状況、当社の名義を用いた合同会社における営業状況等の事実関係についての詳細な説明ができない状況であった。

また、A社長は、当社の財産状況に照らして多額と認められる資金の動きについて全く把握しておらず、当社役員による業務管理が機能していない状況であった。

・ 勧告年月日

平成23年7月8日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 登録取消し

関東財務局長（金商）第96号の登録を取り消す。

② 業務改善命令

イ 顧客の状況、顧客資産の管理状況を早急に把握し、当該資産の顧客への返還に関する方策等を策定するとともに、これを確実に実施すること。

ロ 上記イ及び今回の行政処分の内容について、顧客に対し、十分に説明すること。

ハ 会社財産を不当に費消しないこと。

ニ 上記イからハについて、その対応・実施状況を平成23年8月26日までに書面

で報告すること。

(2) 純財産額及び自己資本規制比率が法令の基準を下回っている状況等〔金商法第 52 条第 1 項第 3 号及び第 6 号、第 53 条第 2 項該当、第 46 条の 6 第 1 項、第 50 条第 1 項第 8 号違反〕

- **株式会社ビルウェル証券**は、純財産額の大半を占める 4,000 万円を、平成 23 年 4 月 12 日（以下「計上日」という。）以降、現金勘定に計上しており、計上日から代表取締役が交代した同年 7 月 15 日までは前代表取締役（以下「前社長」という。）が、同日以降は現代表取締役（以下「現社長」という。）が現金で保管しているとしていた。

しかしながら、(a)計上日以降、当社は当該 4,000 万円について社内規程に基づく実査を行っていない。(b)現社長は、社長就任時に前社長から現金 4,000 万円を引き継いでいないとしている。また、(c)検査においても、現金 4,000 万円は確認されていない。

このようなことから、当社においては、遅くとも現社長の就任時以降、当社の現金勘定に計上されている 4,000 万円は存在しなかったものと認められる。

したがって、遅くとも平成 23 年 7 月 15 日から検査基準日（平成 23 年 9 月 16 日）現在まで、当社の純財産額は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロに基づく金商法施行令第 15 条の 9 第 1 項に定める額（5,000 万円。以下「法定の純財産額」という。）に満たない額となっており、自己資本規制比率についても 100%を著しく下回る状況となっている。

しかしながら、当社は、4,000 万円が現金で当社の資産として存在するとして算出した虚偽の自己資本規制比率又は純財産額を金商法第 46 条の 6 第 1 項に定める月末の届出及び第 56 条の 2 第 1 項に基づくモニタリング調査において報告している。このため、当社は、同法第 46 条の 6 第 1 項に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 179 条第 1 項第 1 号（自己資本規制比率が 140%を下回った場合）及び同法第 50 条第 1 項第 8 号に基づく同府令第 199 条第 11 号イ（純財産額が 5,000 万円に満たなくなった場合）に定める届出を行っていなかった。

- ・ 勧告年月日

- 平成 23 年 10 月 18 日

- ・ 勧告対象

- 当社

- ・ 行政処分の内容

- ① 登録取消し

- 関東財務局長（金商）第 200 号の登録を取り消す。

- ② 業務改善命令

- イ 顧客取引を速やかに終了し、かつ、顧客預託を受けた保証金等を遅滞なく返還すること。

- ロ 会社財産を不当に費消しないこと。

- ハ 今回の行政処分の内容について、顧客に対し、十分に説明すること。

- ニ 上記イからハについて、その対応・実施状況を平成 23 年 10 月 28 日までに書面で報告すること。

(3) 金融商品取引業者の使用人が職務上の地位を利用した有価証券の取引をする行為等〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号及び第 12 号該当〕

- **セントラル短資証券株式会社**の使用人は、当社が当社の顧客である A 社から平成 22 年 6 月 15 日に買い付けた B 社発行の社債（以下「B 社債」という。額面 600 百万円）に関する、職務上知った A 社の注文の動向を含む取引情報に基づき、自己の職務上の地位を利

用して、C証券会社に開設していた当該使用人の配偶者名義の口座を利用して、同日、当該使用人は自己の計算によりB社債（額面 600 百万円）を買い付けた。

また、当該使用人は、平成 22 年 6 月 15 日、自己の計算により B 社債を買い付けるまでの過程において、当社の業務として A 社から B 社債を買い付けるに際し、取引相手である A 社に対して、実際には顧客の取引意向に基づくものではないにもかかわらず、顧客の取引意向に基づくものとして売り気配を伝えた。

- ・ 勧告年月日
平成 23 年 11 月 25 日
- ・ 勧告対象
外務員 1 名
- ・ 外務員処分の内容
未定

(4) ユーロ円 TIBOR 等に係る不適切な行為 [金商法第 52 条第 1 項第 9 号該当]

- **UBS セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド** 債券本部金利商品部円レートトレーダー（当時。以下「Aトレーダー」という。）は、遅くとも平成 19 年 3 月頃から、ユーロ円 TIBOR（以下「TIBOR」という。）のレートを呈示するユービーエス・エイ・ジー東京支店の職員（以下「呈示担当者」という。）に対し、また、遅くとも平成 19 年 2 月頃から、TIBOR のレートを呈示する他の銀行の職員（以下、呈示担当者と合わせて「呈示担当者等」という。）に対し、Aトレーダーが行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるよう TIBOR を変動させることを目的として、呈示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。

Aトレーダーが行った当該行為は、TIBOR（3 ヶ月）が株式会社東京金融取引所において上場されているユーロ円 3 ヶ月金利先物の取引対象であり、Aトレーダーが当該取引所において当該先物の取引を行っていたこと及び TIBOR は金融機関が資金を調達・運用するときの基準金利となるなど極めて重要な金融指標であることに鑑みれば、著しく不当かつ悪質であり、市場の公正性を損なうおそれがあるなど、公益及び投資者保護上、重大な問題があると認められる。

更に、Aトレーダーは、遅くとも平成 19 年 6 月頃から、UBS グループが呈示する円 LIBOR の呈示レートについても、変更を要請するなどの不適切な働きかけを継続的に行っていた。

また、こうした働きかけを長期間にわたり看過し、当該行為を放置し適切な対応を行っていないなど、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められた。

- ・ 勧告年月日
平成 23 年 12 月 9 日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令
平成 24 年 1 月 10 日から同年 1 月 16 日までの間、TIBOR 及び LIBOR 関連のデリバティブ取引（既往の契約の履行に伴う取引等を除く。）の停止。
 - ② 業務改善命令
 - イ 上記法令違反に係る責任の所在の明確化
 - ロ 役職員の法令遵守の徹底
 - ハ 経営管理・業務運営態勢の充実・強化を含む再発防止策の策定

ニ 上記イ～ハについて、その実施状況を平成24年1月16日まで、さらにロ、ハについては同日後の進捗状況を同年3月30日まで及びその後3月毎に、また必要に応じて随時に、書面で報告すること。

(5) 報告徴取命令に対する対応の不備〔金商法第52条第1項第6号該当〕

- **シティグループ証券株式会社**は、当社役職員のTIBOR及び円LIBORへの関与等に関し、金融庁から、金融商品取引法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴取命令を受けて同庁に報告書を提出している。

今回検査において、報告書の内容について、その正確性及び十分性を検証したところ、呈示レートに関する不適切な働きかけに係る重要な事項について、記載に漏れがあり、かつ、事実と異なる記載及びこれに基づく結論付けが行われており、不適切な内容となっていた。

(6) ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為〔金商法第52条第1項第9号該当〕

- **シティグループ証券株式会社**常務執行役員金利商品本部長（当時。以下「A本部長」という。）は、遅くとも平成22年4月頃から、TIBORのレートを呈示するシティバンク銀行株式会社の職員（以下「呈示担当者」という。）に対し、また、金利商品本部円金利トレーダー（当時。以下「Bトレーダー」という。）は、当社に入社した平成21年12月から、TIBORのレートを呈示する他の銀行の職員（又は、そのグループ証券会社の職員。以下、呈示担当者と合わせて「呈示担当者等」という。）に対し、A本部長及びBトレーダー（以下「A本部長等」という。）が行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるようTIBORを変動させることを目的として、呈示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。

A本部長等が行った当該行為は、TIBOR（3ヵ月）が株式会社東京金融取引所において上場されているユーロ円3ヵ月金利先物の取引対象であり、A本部長等が当該取引所において当該先物の取引を行っていたこと及びTIBORは金融機関が資金を調達・運用するときの基準金利となるなど極めて重要な金融指標であることに鑑みれば、著しく不当かつ悪質であり、市場の公正性を損なうおそれがあるなど、公益及び投資者保護上、重大な問題があると認められる。

更に、Bトレーダーは、平成21年12月から、シティバンクグループが呈示する円LIBORの呈示レートについても、変更を要請するなどの不適切な働きかけを継続的に行っていた。

金利商品本部の営業責任者でもある当社代表取締役社長は、上記行為を認識しながら、これを看過し、また、当社としても適切な対応を行っていないなど、当社の内部管理態勢には重大な問題が認められた。

(7) 上級管理職による外務員登録外の外務行為〔金商法第64条第2項違反〕

- **シティグループ証券株式会社**常務執行役員金利商品本部長（当時。以下「A本部長」という。）は、平成21年11月12日から市場デリバティブ取引を行っていた。

しかしながら、当社は、A本部長について、平成22年6月16日に至るまで、市場デリバティブ取引を行うために必要な一種外務員登録を日本証券業協会に対し行っていないかった。

また、当社代表取締役社長は、A本部長が登録外の外務行為を行っていることを認識した後も、コンプライアンス本部等の関係部署に対応を指示するなどの適切な措置を講じていないなど、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められた。

((5)から(7)について)

- ・ 勧告年月日
平成 23 年 12 月 9 日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令
平成 24 年 1 月 10 日から同年 1 月 23 日までの間、TIBOR 及び LIBOR 関連のデリバティブ取引（既往の契約の履行に伴う取引等を除く。）の停止。
 - ② 業務改善命令
 - イ 上記法令違反に係る経営責任の明確化
 - ロ 役職員の法令遵守の徹底
 - ハ 経営管理・業務運営態勢の抜本的な充実・強化を含む再発防止策の策定
 - ニ 上記イ～ハについて、その実施状況を平成 24 年 1 月 16 日まで、さらにロ、ハについては同日後の進捗状況を同年 3 月 30 日まで及びその後 3 月毎に、また必要に応じて随時に、書面で報告すること。

(8) 投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 9 号該当〕

- **フィリップ証券株式会社**においては、証券営業本部、コンプライアンス部、各部店長及び各部店内部管理責任者が営業員に対する適切な指導を行っておらず、また、コンプライアンス部による社内監査が有効に機能していないことにより、平成 21 年 4 月 1 日から検査基準日（同 23 年 8 月 30 日）までの間の投資信託の乗換勧誘 234 件のうち 184 件について、営業員が、解約する投資信託の概算損益や取得する投資信託の手数料等が誤記載又は不記載となっている確認書に基づき、顧客に対し、事実と異なる説明を行っている状況や説明を行っていない状況が認められた。そのうち、概算損益の誤記載又は不記載は 181 件であり、金額の相違が多額に及んでいる事例や損益が逆転している事例などが相当数認められた。

- ・ 勧告年月日
平成 24 年 2 月 17 日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
 - 業務改善命令
 - ① 投資信託の乗換えに関し重要な事項について説明していない顧客に対して、正確な説明を行うとともに、顧客の意思を確認し、適切に対応すること。
 - ② 本件処分の内容について、全ての顧客に対して説明を行うこと。
 - ③ 本件処分の原因となったもの以外の有価証券についても、類似の問題が存在しないか検証を行い、適切に対応すること。
 - ④ 責任の所在の明確化を図るとともに、適切な業務運営を確保する観点から、経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を図ること。
 - ⑤ 研修の実施などにより役職員の法令遵守意識を高めるための方策を講じること。

- ⑥ 上記①から⑤について、その対応・実施状況を平成 24 年 3 月 23 日までに書面により報告すること。

(9) 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 19 号該当〕

- **三晃証券株式会社**商品部のディーラー 1 名は、その業務に関し、少なくとも平成 23 年 4 月 1 日から同 30 日までの間、多数の上場銘柄の株式に係る自己売買取引において、当該取引を有利に導くために、他の市場参加者からの注文を誘うなどの方法により、相場を変動させる目的をもって買付け又は買付けの申込みを行っていた。

・ 勧告年月日

平成 24 年 2 月 24 日

・ 勧告対象

当社及び外務員 1 名

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

平成 24 年 3 月 27 日から同 24 年 4 月 9 日までの間、自己の計算による株券の売買業務（当局が個別に認めたものを除く）を停止すること。

② 業務改善命令

イ 取引の公正を確保するための売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること。

ロ 監査態勢の充実・強化のための方策を講じること。

ハ 研修の実施などにより、全役職員に対する法令遵守意識の徹底を図るための措置を講じること。

ニ 本件に係る経営陣、売買管理担当者及び自己売買担当者の責任の所在を明確化すること。

ホ 上記イからニについて、その対応・実施状況を平成 24 年 4 月 20 日までに書面により報告すること。

(10) 顧客分別金信託を不正に流用している状況等〔金商法第 43 条の 2 第 2 項違反、第 52 条第 1 項第 7 号該当〕

- **丸大証券株式会社**は、平成 23 年 1 月以降、顧客からの預り金を不正に少なく記録することなどにより、当社が金融商品取引業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭（以下「信託必要額」という。）を過少に計上し、本来、顧客分別金信託として信託すべき金額との差額を当社の運転資金に流用した。

その結果、当社の顧客分別金信託の信託財産は、検査基準日（平成 24 年 2 月 21 日）現在、信託必要額に大幅に満たない金額となっている。

また、当社は、検査中に、上記の状況が露見したにもかかわらず、次の信託財産の差替計算基準日（平成 24 年 3 月 6 日）においても、なお大幅な信託不足の状況を解消できていない。

更に、当社は、検査の過程で資金調達必要性を認識したにもかかわらず、平成 24 年 3 月 6 日時点で資金繰りの目途が立たないことから、直ちにその不足額を埋め合わせることができないとしている

・ 勧告年月日

平成 24 年 3 月 13 日

- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 登録取消し
関東財務局長（金商）第 168 号の登録を取り消す。
 - ② 業務改善命令
 - イ 顧客資産の返還が完了するまでの間、投資者保護基金に対して全面的に協力するとともに、同基金の指示に従うこと。
 - ロ 会社財産を不当に費消しないこと。
 - ハ 今回の行政処分の内容について、顧客に対し十分に説明し、顧客資産の返還を適切に行うこと。
 - ニ 上記イからハについて、その対応・実施状況を平成 24 年 3 月 27 日までに書面で報告すること。

(11) 外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供等を行っている行為〔金商法第 38 条第 1 号、旧証取法第 42 条第 1 項第 10 号に基づく行為規制府令第 4 条第 1 号該当〕

○ **アイティーエム証券株式会社**においては、遅くとも平成 15 年 9 月頃以降、当社が販売する外国投資信託受益証券について、当該外国投資信託の管理会社や当社を実質的に支配する投資運用業者から提供される基準価額等が実態とは異なり虚偽であること、又は虚偽である可能性が高いことを認識しながら、何ら有効な検証を行うことなくその販売を行い、また、顧客に対して虚偽の基準価額の提供及びこれに基づく運用収益等の報告を行っていた状況が認められた。

- ・ 勧告年月日
平成 24 年 3 月 22 日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令
平成 24 年 3 月 23 日から同年 9 月 22 日までの間、全店舗における全ての金融商品取引業に関する業務（当局が個別に認めたものを除く。）の停止。
 - ② 業務改善命令
 - イ 顧客に対し今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。
 - ロ 当社が、A I J 投資顧問株式会社と投資一任契約を締結した顧客に対し、投資信託を販売のうえ、当該顧客から受益証券等の財産（以下「本件預託財産」という。）の預託を受けている責任ある地位にあることに鑑み、顧客の意向を踏まえ、本件預託財産の管理・保全措置に必要とされる協力を速やかにかつ適切に行うこと。
 - ハ ロの管理・保全措置を採るために必要とされる情報を速やかにかつ適切に顧客に開示・提供すること。
 - ニ 顧客間の公平に配慮しつつ、本件預託財産が適切に顧客に返還されるよう必要かつ適切な管理・保全措置を採ること。
 - ホ 本件預託財産以外の顧客から預託を受けた有価証券等の財産の管理・保全を徹底すること。

- へ 会社財産を不当に費消しないこと。
- ト その他、顧客の財産及び顧客保護のために必要かつ適切な対応を行うこと。
- チ 上記イ〜トについて、その対応状況を平成 24 年 4 月 6 日までに書面で報告するとともに、その実施状況を、すべてが完了するまでの間、必要に応じて随時書面で報告すること。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) 集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し特別の利益の提供を約する行為〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号該当〕

- 株式会社ウェスコ・ジャパンは、遅くとも平成 22 年 10 月以降、集団投資スキーム持分（以下「ファンド」という。）の私募の取扱いに関して、顧客に対し、自ら又は第三者を名乗る者をして「当社が取り扱っているファンドに出資をすれば、保有している未公開株を買い取る。」あるいは「当社が取り扱っているファンドに出資をすれば、後日、10 倍の値段で買い戻す。」といった通常のサービスと考えられる以上の特別の利益の提供を約して、ファンドの取得勧誘を行っていたことが認められた。

- ・ 勧告年月日

- 平成 23 年 4 月 12 日

- ・ 勧告対象

- 当社

- ・ 行政処分の内容

- ① 業務停止命令

- 金融商品取引業の全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成 23 年 4 月 19 日から同年 7 月 18 日まで停止すること。

- ② 業務改善命令

- イ 特別の利益提供を約し、当社が自ら又は第三者を名乗る者をしてファンドの勧誘を行っている状況を直ちに是正すること。

- ロ 上記イの発生原因を究明し、抜本的な再発防止策を策定すること。

- ハ 今回の行政処分の内容等を顧客に十分説明の上、顧客の意向を踏まえた適切な対応を行うこと。

- ニ 本件行為について、責任の所在の明確化を図ること。

- ホ 金融商品取引業を適切に行うための経営管理態勢、内部管理態勢及び法令遵守態勢の構築を図ること。

- へ 会社財産の財務状況（資産・負債の状況、損益の状況、キャッシュ・フローの状況）について正確に把握し、投資者保護のために万全の措置を講じること。

- ト 上記ハの結果、顧客に弁済すべき金銭等が発生する場合には、これを反映させた財務諸表により財務状況を報告すること。

- チ 上記イからトまでについて、その対応状況を平成 23 年 5 月 18 日までに書面で提出すること。また、その実施状況を完了までの間、顧客対応の状況に応じて書面で随時報告すること。

(2) 株式会社総和地所が、同社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与している状況〔金商法第 51 条該当〕

株式会社総和地所は、当社元代表取締役（以下「元社長」という。）の知人から紹介され

た者（以下「A氏」という。）の依頼により、平成23年2月1日以降、A氏が連れてきた複数の者（以下「販売グループ」という。）に対し、当社事務室及び事務備品の使用を許諾し、販売グループが行っていた当社株式の売付けに係る代金として当社株式を購入した個人投資家（以下「顧客」という。）より振り込まれる現金の入金確認業務等を行っていた。

なお、当社がA氏及び販売グループのために行っていた業務の具体的内容は、次のとおりである。

① 入金確認業務

当社元従業員ら（以下「元従業員ら」という。）は、販売グループによる当社株式の売付けに係る代金の振込先とされている当社名義の銀行口座（以下「当社口座」という。）について、顧客から入金された現金の確認のために預金通帳への記帳を行い、販売グループへ入金額、顧客名の報告を行っていた。

② 株主名簿書換え業務

元従業員らは、入金確認済みの顧客に交付する株主名簿記載事項証明書を作成し、元社長が記名押印を行った上、これを販売グループへ渡し、併せて、自社で保管作成していた株主名簿の書換えを行っていた。

③ 出金受渡し業務

元従業員らは、顧客より当社口座に入金された現金を即日のうちに全額引き出し、当社において封筒の束で保管した上、週に1回程度の頻度でA氏に渡していた。

④ 電話対応業務、苦情対応業務及び返金処理業務等

元従業員らは、顧客より販売グループ宛に掛かってくる電話を、販売グループの担当者へ内線電話により取り次いでいた。

また、元従業員らは、顧客より当社株式の購入金額の返金要請があった場合には、販売グループないし元社長からの指示に従って、和解契約書や合意書又は元社長を買主とする売買契約書の作成及びこれに基づく返金処理事務等も行っていた。なお、顧客からの返金要請分については、A氏より資金提供を受け返金していた。

当社においては、遅くとも、当社を名宛人とする顧客からの内容証明通知書や訴状等が多数寄せられるようになった平成23年4月以降について苦情内容を確認し、また、A氏からの資金提供により苦情顧客への返金処理事務を行うなど、A氏及び販売グループによって何らかの極めて不適切な行為が行われていることを十分認識しながら、その後も、同24年1月18日（以下「検査基準日」という。）現在まで、A氏らの依頼に基づき、入金確認業務等を行い、当社事務室及び事務備品を販売グループに対して使用させたものであり、当社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与していた当社の業務の運営状況は、著しく不適当と認められる。

(3) 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足り人的構成が確保されていない状況〔金商法第52条第1項第1号該当〕

① 常勤役員が不在の状況

株式会社総和地所においては、平成23年8月に元社長が辞任した以降、代表取締役を含む全ての役員が出社しておらず、当社の業務運営に一切関与していない状況にあった。

② 使用人が1名であること

検査基準日現在における当社使用人は1名のみであり、同人は、不動産仲介業に専従する社員にすぎないことが認められた。

以上のとおり、当社においては、検査基準日現在、金商法等の関連諸規則について知識及び経験を有する役員及び使用人は確保されておらず、金融商品取引業を営む会社としての業務執行体制は構築されていない状況と認められる。

(4) 登録事項等の変更届出未済〔金商法第31条第1項、第50条第1項違反〕

株式会社総和地所については、下記のとおり、平成22年5月以降の法定の届出を関東財務局長に一切行っておらず、監督当局における実態把握を困難ならしめており、登録業者として極めて不適切な状況にある。

① 資本金の額の変更について

当社は、平成22年7月9日から同23年2月16日にかけて、資本金の額を多数回にわたり変更しているにもかかわらず、金商法第31条第1項に定める届出をいずれも行っていない。

② 役員の変更について

当社は、平成22年5月28日から同23年9月15日にかけて、役員につき延べ10名が入れ替わっており、このうち、当社代表取締役についても二度の交替が行われたにもかかわらず、金商法第31条第1項に定める届出をいずれも行っていない。

③ 定款変更について

当社は、平成23年2月15日付にて、発行可能株式総数にかかる定款の変更を行っているにもかかわらず、金商法第50条第1項に定める届出を行っていない。

((2)から(4)について)

・ 勧告年月日

平成24年3月9日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 登録取消し

関東財務局長（金商）第1352号の登録を取り消す。

② 業務改善命令

イ 本件一連の行為により当社株式を取得した全ての投資家に対し、行政処分の事実及び処分理由について説明を行い、その意向に応じた適切な対応を行うこと。

ロ その実施状況を完了までの間、書面により随時報告すること。

3 投資運用業者等に対する検査結果に基づく勧告

(1) 純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額（50百万円）に満たない状況〔金商法第52条第1項第3号該当〕

① 純財産額が50百万円を下回る状況

PBAアセットマネジメント株式会社は、資産の大半をA社に対する貸付金が占めているため、その貸付金の内容について検証したところ、以下の事実が認められた。

当社は、平成17年6月に、A社との間で金銭準消費貸借契約（元金180百万円、返済期限は同22年6月30日、連帯保証人は当時のA社代表取締役のB氏。以下「当該契約」という。）を締結しているが、当該契約に係る元金及び利息は、返済期限を超えた検査基準日（平成23年4月15日）までの間、全く返済されていない。

A社の状況については、当社は、平成21年秋頃の当社株主総会、取締役会において、監査役等より当該契約に係る問題点を指摘されたが、当社経営陣は、既にA社が休眠状態であることを人づてに聞いていたことや、使用人Cからは、貸付金が返済される可能性は低く、不良債権となれば当社の純財産額は金商法第29条の4第1項第5号ロに基づく金商法施行令第15条の9で定める最低純財産額である50百万円（以下「最低純財産額」という。）を下回る旨の説明を受けたため、A社の返済能力の確認や返済の督促等を行って

いなかった。

今回の検査期間中、当社はB氏と面会し、A社は多額の負債を抱え、事務所もなく休眠状態であること及びB氏には多額の債務があり、定期的な収入、B氏名義の資産がなく、当該契約に係る担保提供や一部返済等の支払いは困難であることを確認している。

上記のとおり、当該契約に係る元金及び利息の回収が極めて困難な状況にあることから、当該契約に基づく元金及び利息を当社の資産から控除して計算すると、平成23年3月末現在、当社の純財産額は最低純財産額を下回っている。

② 経営管理態勢等の不備

当社の純財産額は、金商法で定める最低純財産額を下回っている状況にあるが、当社のこれまでの対応については、以下の事実が認められた。

当社の社長は、平成20年10月頃から常勤しておらず、他の非常勤の役員と同様、現状は2か月に1回開催される取締役会に出席するのみであった。また、コンプライアンス室長を兼務している非常勤の取締役は、実質的なコンプライアンス業務を行っていない状況であった。

そのような状況の下、当社では、使用人2名が実質的な業務運営を行っていたが、以下のとおり極めて不適切な行為が認められた。

イ 平成22年10月、当社は、取締役会において、A社及びB氏に対して内容証明郵便により督促状を送付することを決定した。しかし、使用人Cは、純財産額が最低純財産額を下回ることを回避するため、経営陣に報告せず、自らの判断で、督促状を送付しなかった。

ロ 平成22年12月、使用人Cは、当該契約に関して契約期間の延長で対応する旨を取締役会で報告したが、その後、正式な議題として取締役会に上程しなかった。

ハ 平成23年1月、使用人Cは、純財産額が最低純財産額を下回ることになれば、金融商品取引業の登録取消しは避けられないため、これを逃れようと考え、事前に経営陣に相談しないまま、監督当局である金融庁に対し、「返済期限は平成23年12月30日である」と故意に事実と異なる報告を行ったうえ、契約書の返済期限を改ざんしようとしていた。

このように、当社は、金融商品取引業の登録取消しに該当する状況について積極的に把握、改善することなく、また、使用人の不適切な行為を管理できていないことから、当社の経営管理態勢及び法令等遵守態勢には重大な不備があるものと認められる。

・ 勧告年月日

平成23年7月5日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 登録取消し

関東財務局長（金商）第455号の登録を取り消す。

② 業務改善命令

イ 顧客に対して、登録取消し、本命令の内容及び処分の理由について、速やかに、かつ、適切に周知徹底を行うとともに、当該事項をホームページに掲示すること。

ロ 資産運用委託契約の解除等、金融商品取引業に係る全ての業務を速やかに終了させること。

ハ 運用資産及び顧客の保護に万全の措置を講じること。

ニ 会社財産を不当に費消する行為を行わないこと。

ホ その他、運用資産及び顧客保護のために必要な対応を行うこと。

へ 上記イからホまでに関する対応状況を平成23年7月22日までに書面で報告し、当局からの求めに応じ随時報告すること。

(2) 投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為〔金商法第38条第1号該当〕

- ① **A I J 投資顧問株式会社**は、投資一任契約を締結している年金基金等の顧客（以下「顧客」という。）に対し、かかる投資一任契約に基づく運用対象資産として当社が運用している外国投資信託「A I M グローバルファンド」（以下「A I M ファンド」という。）の買付けを指図しているが、顧客に対してA I M ファンドの各サブファンドについて虚偽の基準価額を算出・報告していた事実が認められた。
- ② 虚偽の基準価額の算定に当たっては、当社社長は、自らの相場観に基づき決定した一定の数値を虚偽の基準価額として算出していた。
- ③ 当社社長により算出された虚偽の基準価額は、A I M ファンドの管理会社の取締役でもある当社取締役からA I M ファンドの販売証券会社であるアイティーエム証券株式会社（以下「I T M」という。）に対して伝えられている。
- ④ 当社は投資一任契約の締結の勧誘について、少なくとも平成19年10月以降、66の顧客（年金基金）に対し、I T Mと一体となって虚偽の基準価額や当該基準価額に基づく運用実態が記載されたリーフレットを配布し、投資一任契約の締結の勧誘を行っていることが認められた。

(3) 虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為〔金商法第42条の7第1項違反〕

- **A I J 投資顧問株式会社**は、金商法第42条の7第1項の規定に基づく運用報告書の記載事項について、金融商品取引業等に関する内閣府令第134条第1項第2号ロに規定する事項のうち、有価証券の価額について、虚偽の基準価額を用いて記載をし、かかる運用報告書を顧客に交付していることが認められた。

(4) 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為〔金商法第47条の2違反〕

- ① **A I J 投資顧問株式会社**は第22期事業報告書（平成22年1月1日から平成22年12月31日の事業年度）において、平成22年12月31日現在の運用資産の総額として、国内の運用資産総額は183,210百万円、海外の運用資産総額は206,997百万円などと記載をして関東財務局長に提出している。
- ② しかしながら、これらの計数はA I M ファンドの受託銀行の代理人が算出している各サブファンドの基準価額等に基づかない虚偽の計数であることから、当社は事業報告書に虚偽の記載をしていると認められる。

(5) 忠実義務違反〔金商法第42条第1項違反〕

- ① **A I J 投資顧問株式会社**は、顧客である年金基金等の財産の運用に当たって、著しく価値が毀損していることを知りながら自らが偽装した虚偽の基準価額をもってA I M ファンドを購入することを指図している。
- ② また、当社は、A I M ファンドが出資している投資事業組合（当社社長が実質的に支配）に解約請求に係る外国投資信託受益証券を虚偽の基準価額で買い受けさせているなど、ファンドの財産を不当に流出させている。
- ③ このように、当社は投資運用業者として、権利者である顧客のため忠実に業務を行っていないと認められる。

((2)から(5)について)

・ 勧告年月日

平成 24 年 3 月 22 日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 登録取消し

関東財務局長（金商）第 429 号の登録を取り消す。

② 業務改善命令

イ 顧客に対し今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。

ロ 顧客の意向を踏まえ、当社が顧客との投資一任契約に基づき運用しているすべての運用財産（以下「本件運用財産」という。）の管理・保全措置に必要とされる協力を速やかにかつ適切に行うこと。

ハ ロの管理・保全措置を採るために必要とされる情報を速やかにかつ適切に顧客に開示・提供すること。

ニ 顧客間の公平に配慮しつつ、本件運用財産について必要かつ適切な管理・保全措置を採ること。

ホ 会社財産を不当に費消しないこと。

へ その他、本件運用財産及び顧客保護のために必要かつ適切な対応を行うこと。

ト 上記について、その対応状況を平成 24 年 4 月 6 日までに書面で報告すること。
また、上記イ～への実施状況を、そのすべてが完了するまでの間、必要に応じて随時書面で報告すること。

(注) A I J 投資顧問株式会社については、証券監視委より金融庁に対し、立入検査中の平成 24 年 2 月 17 日、当社において投資一任契約に基づいて行う顧客資産の運用状況について疑義が生じている旨連絡を行った。

金融庁は、これを受けて、同日（平成 24 年 2 月 17 日）中に当社に対し報告徴求命令を發出して報告を求めた結果、平成 24 年 2 月 24 日、当社に対し 1 ヶ月の業務停止命令を發出するとともに、「検査に協力すること、財産の運用・管理状況を早急に把握すること、顧客への説明・問合せ等に十分に対応すること、会社財産を不当に費消しないこと、運用財産の管理の徹底等万全の措置を講じること」等の業務改善命令を發出した。

4 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) 無登録で外国投資証券に係る募集の取扱い等を行っている状況〔金商法第 29 条、旧証取法 28 条違反〕

○ 田原投資コンサルティング株式会社は、平成 17 年 6 月から検査基準日（同 23 年 4 月 11 日）までの間、当社と投資顧問契約を締結していない者を含む多数の顧客（以下「投資顧問顧客等」という。）に対し、外国投資証券に係る募集の取扱い又は私募の取扱い（以下「募集の取扱い等」という。）を行い、これにより少なくとも 12 名の投資顧問顧客等が延べ 21 回取得に至っている状況が認められた。

・ 勧告年月日

平成 23 年 9 月 30 日

・勧告対象

当社

・行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務を平成 23 年 10 月 11 日から同 24 年 1 月 10 日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。

② 業務改善命令

イ 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、商品名、投資金額、現在の評価額等）を早急に把握し報告すること。

ロ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。

ハ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。

ニ 金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。

ホ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること。

ヘ 上記イからホについて、具体的な改善策を書面で 1 ヶ月以内に報告すること。

(2) 検査忌避〔金商法第 198 条の 6 第 11 号該当〕

- 平成 23 年 10 月 19 日午前 9 時ころ、関東財務局の検査官が、検査のため、**K・B・C 株式会社**に臨店し、当社代表取締役 B（以下「社長」という。）に対し、検査実施の説明を行ったところ、社長は、外出中の職員を含め職員全員の同意が得られるまで当社の執務を行っている事務室（以下、単に「事務室」という。）への立入りはさせられないとして、事務室への立入りを拒否した。同日中、検査官は、再三にわたり、社長に対し、事務室への立入りを要求したが、社長は、事務室への立入りを拒否し続けた。

このように、当社は、臨店初日に正当な理由なく、事務室への立入りを拒否し、もって、検査を拒んだものである。

なお、翌日以降検査が開始されたものの、検査官が、社長に対し、投資顧問契約の勧誘の実態把握のヒアリングのため全職員の出社を要請したが、職員は出社せず、社長は、職員の連絡先は管理していないとしており、職員に対するヒアリングを実施することができなかった。

(3) 投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為等〔金商法第 38 条の 2 第 1 号、第 47 条、第 37 条の 3 第 1 項、第 37 条の 4 第 1 項該当〕

① 投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為

K・B・C 株式会社職員は、平成 22 年 11 月ころ以降、顧客に対し、「外貨の投資」、「外国会社への投資」等と称する投資話を持ち掛けて海外送金をさせるとともに、投資顧問契約の締結の手続をさせていた。当該勧誘において、当社職員は、(イ) 顧客に対し、上記投資話について「必ず儲かるからやりませんか。」、「今であれば安くドルが買えて、半年の契約で必ず上がります。」などと著しく利益を強調した投資勧誘をし、これに応じるとした顧客に、当該投資を行う条件として投資顧問契約の締結が必要であるとの根拠のない説明をし、あるいは、(ロ) 当該投資の手数料、紹介料等として当社に 10 万円を支払う必要があるとの虚偽の説明をし、投資顧問契約の締結の手続をさせて報酬 10 万円を支払わせていた。

② 契約締結前交付書面等の不保存等

当社は、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面について、写しを一切保存してい

ない。

また、当社は、一部の顧客に対し、上記両書面を交付していない。
(上記(2)、(3)について)

- ・ 勧告年月日
平成 23 年 12 月 20 日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 登録取消し
関東財務局長（金商）第 2263 号の登録を取り消す。
 - ② 業務改善命令
 - イ 当社が関与した全ての海外投資について、取扱状況（顧客属性、投資内容、投資金額、現在の評価額等）を早急に把握し、報告すること。
 - ロ 顧客に対し今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。
 - ハ 上記イ、ロについて、1 ヶ月以内に書面で東京財務事務所を通じ関東財務局長に提出すること。

5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果に基づく勧告

○ 集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業〔金商法第 29 条違反〕

- **フューチャーストック株式会社**は、平成 20 年 3 月に、近畿財務局長へ適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務として自らを無限責任組合員とし、A 投資事業有限責任組合の出資持分の私募（以下「自己私募」という。）及び運用（以下「自己運用」という。）並びに B 投資事業有限責任組合の自己私募を行っているが、これらのファンドについては、適格機関投資家からの出資がない。

したがって、当社が業務として行った自己私募及び自己運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていたものと認められる。

- ・ 勧告年月日
平成 23 年 6 月 21 日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令
金融商品取引業の全ての業務を平成 23 年 6 月 28 日から同年 9 月 27 日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。
 - ② 業務改善命令
 - イ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止すること。
 - ロ 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額、現在の評価額）を正確に把握すること。
 - ハ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。
 - ニ 金融商品取引業務を適切に行うための業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。
 - ホ 上記イからニについて、具体的な改善策を平成 23 年 7 月 27 日までに書面で報

告すること。

第6 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て

従来、登録を受けずに詐欺的な商法等を行う無登録業者については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、監督・検査という通常の行政対応が困難であることから、金融庁・証券監視委としては、警察等への情報提供や無登録業者に対する警告書の発出及び業者名の公表等を行うこととし、その後は捜査当局により対応がなされてきた。

しかしながら、近年、無登録業者による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者に対する金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192条申立て」という。）及びそのための同法第187条に基づく調査（以下「187条調査」という。）の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（図参照）。

金商法第192条及び第187条については、米国の法制を参考にして昭和23年に制定された証券取引法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成20年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも192条申立て及び187条調査の権限が委任された。さらに、平成22年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し3億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が192条申立て及び187条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

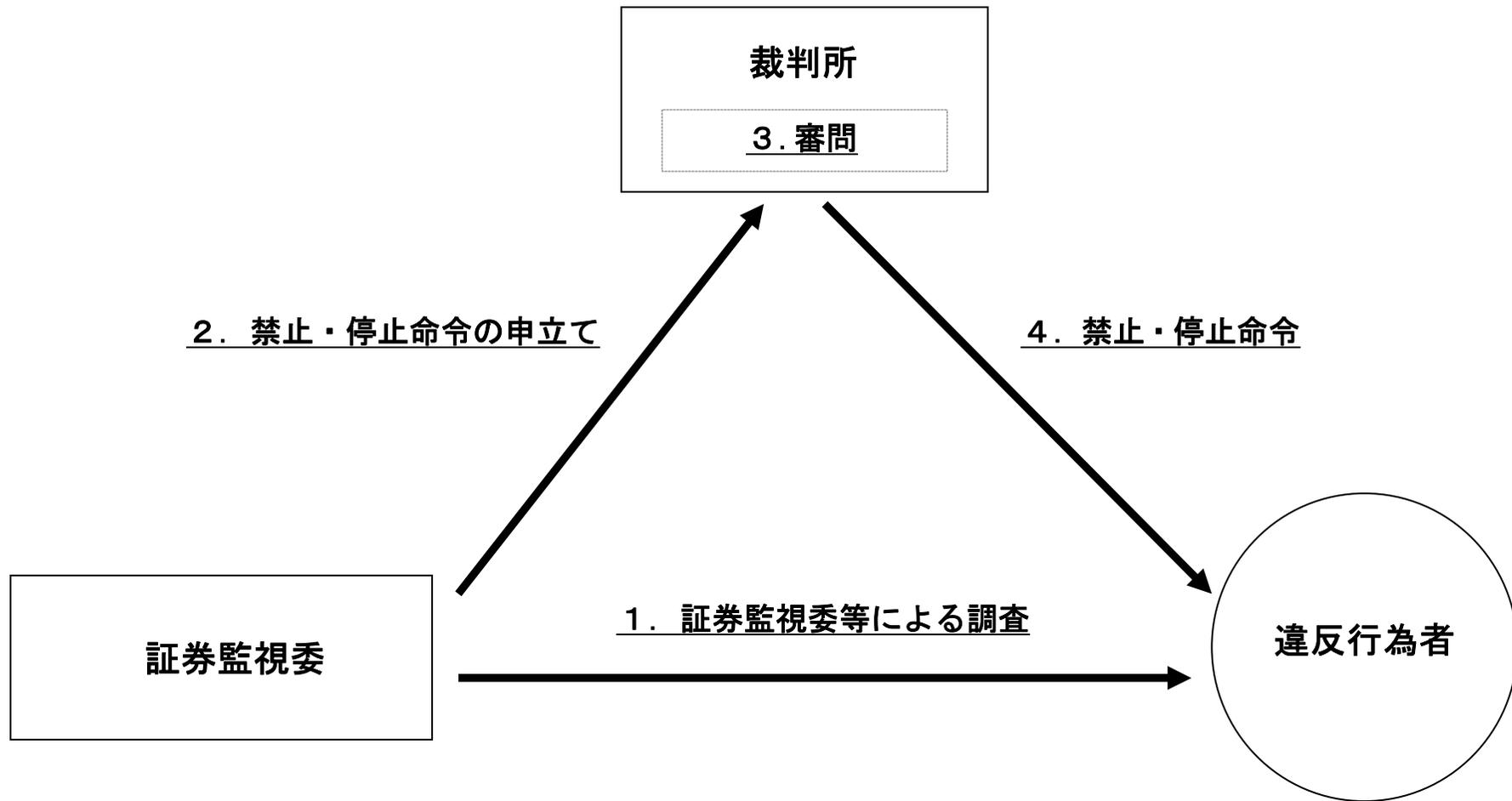
また、平成23年度金商法改正により、以下のとおり無登録業者に関する規制等が整備された。

- ・無登録業者が未公開有価証券の売付け等を行った場合における、その売買契約等の原則無効化
- ・無登録業者による広告・勧誘行為の禁止（1年以下の懲役、100万円以下の罰金）
- ・無登録業者に対する罰則の引上げ
3年以下の懲役、300万円以下の罰金 ⇒ 5年以下の懲役、500万円以下の罰金に改正
- ・無登録・無免許で業務を行う法人に対する罰則を行為者よりも重課（法人重課）
⇒ 無登録で金融商品取引業を行う法人については、5億円以下の罰金
- ・従前、被申立人の住所地の地方裁判所に限り、192条申立てが可能であったが、違反行為が行われる地の地方裁判所でも申立てが可能に（192条申立ての裁判管轄の拡大）

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の監督部局や捜査当局等と連携し、無登録業者に関する情報収集・分析を精力的に進め、平成22年度に、制度導入以来初めて、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた会社とその役員について192条申立てを行い、裁判所より命令が発出された。

平成23年度に、192条申立てを行い、裁判所より命令が発出された事例は、以下のとおりである。

金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



＜金商法第192条＞

裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

① ジャパンリアライズ株式会社

ジャパンリアライズ株式会社(以下、「J社」という。)並びにJ社の代表取締役A及び従業員B(以下、「J社ら」という。)は、平成20年11月頃から同23年4月までの間、合計20本の組合契約(以下、この1において「JRファンド」という。)の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っていた。J社らは、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、JRファンドの出資対象事業はいずれも同一であった。

そうすると、JRファンドは、適格機関投資家等特例業務(以下、この1において「特例業務」という。)の私募の要件として、6か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者(以下、この1において「一般投資家」という。)は通算49名以下でなければならないところ、遅くとも、平成22年4月上旬以降に行われた私募はいずれもこの要件を満たしていなかった。また、JRファンドは、特例業務の運用の要件として、JRファンド全体で、適格機関投資家1名以上及び一般投資家49名以下からの出資でなければならないところ、運用中のJRファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、同21年8月末以降、49名を超え、同23年3月末現在約100名であり、この要件を満たしていなかった。

J社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。

また、J社らは、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしていたが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役職員の報酬等に充てていた。さらに、平成23年5月2日を募集開始日とする新たなJRファンドの勧誘を企画していた。

このため、平成23年4月28日、証券監視委は札幌地方裁判所に対し、J社らを被申立人として、金商法違反行為(無登録で、金商法第2条第2項第5号及び第6号に掲げる権利の募集又は私募を業として行うこと並びに金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券等に対する投資として上記権利を有する者から出資等を受けた金銭等の運用を業として行うこと(ただし、出資金の運用に関する取引を結了する目的の範囲内の行為は除く。))の禁止等を命ずるよう192条申立てを行ったものである。

本申立てを受け、札幌地方裁判所は、平成23年5月13日、J社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

② 株式会社ベネフィットアロー

株式会社ベネフィットアロー(以下、「B社」という。)は、平成22年11月頃以降、有限会社フロンティア(東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下、この2において「フロンティア社」という。)から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社が業務執行組員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。B社代表取締役A及びB社の株主であるBは、B社の従業員に指示して、上記行為に当たらせた。

B社関係者であるCは、平成22年6月頃以降、当社、株式会社コンサルティングファーム(東京都中央区)、Rリサーチ株式会社(東京都中央区)、株式会社セカンドミリオン(東京都港区)、リミックスマネージメント株式会社(東京都台東区)、フロンティアターゲット株式会社(東京都台東区)及び株式会社ツアーコンサルタント(東京都台東区)(以下、併せて「委託会社」という。なお、委託会社は全て適格機関投資家等特例業務届出者である。)から委託を受け、勧誘を専門とする複数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、

委託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。

上記行為は、いずれも、金商法第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。

B 社に対しては、平成 23 年 4 月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていたが、B 社は、その後も無登録で金融商品取引業を行っていたものであり、また、C は、B 社以外の他の委託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を行っていたものであった。

このため、平成 23 年 6 月 24 日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、B 社及び B 社代表取締役 A 並びに B 社関係者 B 及び C (以下、「B 社ら」という。)を被申立人として、金商法違反行為(無登録で、金商法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いを行うこと)の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行ったものである。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、平成 23 年 7 月 5 日及び同 15 日、B 社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

③ 株式会社 E ファクトリー及び株式会社 エクセレント

株式会社 E ファクトリー(以下「E ファクトリー社」という。)**及び株式会社 エクセレント**(以下「エクセレント社」といい、「E ファクトリー社」及び「エクセレント社」併せて以下「両社」という。)は、E ファクトリー社代表取締役かつエクセレント社取締役である A (以下「両社」及び「A」を併せて「両社ら」という。)の指示の下、平成 23 年 1 月から同年 11 月までの間、多数の一般投資家に対し、両社が無限責任組合員となっている複数のファンドに係る投資事業有限責任組合契約の締結を勧誘しており、当該勧誘の際に顧客に交付した基本契約書、パンフレット、目論見書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。

- (1) 両社は、顧客による出資金のうち一律に 50%に相当する金額を入金後直ちに売上げとして計上して自己の経費等に使用していたにもかかわらず、手数料又は報酬をこれよりも著しく低額である旨をパンフレット等において表示していた。
- (2) 両社は、分配報酬金の支払いについて、投資による利益が生じた場合には年率 3%から 8% (なお、年率は各ファンド毎に異なる。)を上限として分配報酬金を支払う旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には投資による利益が生じていないのに、当該上限額による分配報酬金を機械的に算出して顧客に支払い、その原資として出資金を充てていた。
- (3) 両社は、主要投資対象先について、成長性が高く、財務状況の健全なベンチャー企業への投資を主とする旨及び株式市場への上場が期待される会社である旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には主要投資対象先の経営実態は著しく相違するものであった。

上記行為は、金商法第 63 条第 4 項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。

両社に対しては、平成 22 年 12 月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されており、さらに、同 23 年 10 月に E ファクトリー社は名古屋営業所

を開設し、同年 11 月にエクセレント社はファンドを新設しており、今後も上記の虚偽告知を伴うファンドの取得勧誘を行う意向が認められた。

このため、平成 23 年 12 月 22 日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、両社らを被申立人として、金商法違反行為（金商法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる私募に係る業務を行うに当たり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行うこと）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行ったものである。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、平成 24 年 2 月 3 日、両社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

証券監視委としては、引き続き、金融庁・財務局や消費者庁、捜査当局等の関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、無登録営業等の金商法違反行為に対して厳正に対処していく考えである。

投資者の皆様におかれても、無登録業者等からの勧誘は違法行為であり、様々なトラブルを生じていることから、一切関わりにならないよう御注意いただきたい。

第 7 今後の課題

証券検査の対象業者が多様化・増加し、検証分野が拡張しており、検査体制は充実・強化が図られてきたものの、厳しい行財政事情の中、検査対象業者数に対し検査を実施した業者数（カバレッジ）も全体としては低水準にとどまっているのが実情である。こうした状況を勘案すると、今後の検査実施の優先度の判断には、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高めること、これらの情報の収集・分析能力を強化していくことが必要である。

こうした考えを踏まえ、証券監視委としては、平成 24 年度証券検査基本方針に掲げた以下の施策に取り組んでいく考えである。

- (1) 検査対象先の特性に応じた重点検証事項として、以下の項目の検証に注力する。
 - ① 業態その他の特性に着目した検証（金融商品取引業者等の市場仲介機能、法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）、公正な価格形成を阻害するおそれのある行為、投資勧誘の状況、投資運用業者等の業務の適切性及び法令遵守、信用格付業者の業務管理態勢、ファンド業者の法令等遵守状況、投資助言・代理業者の法令等遵守状況、自主規制機関の機能発揮、無登録業者に対する対応）
 - ② 内部管理態勢・システムリスク管理態勢・財務の健全性等に係る検証
- (2) また、効率的・効果的で実効性ある検査に向けて、以下の取組みを行っていく。
 - ① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断（原則として、継続的に検証を行う対象、随時検査を行う対象、無登録業者ごとに、それぞれの考え方に基づき検査実施の優先度を判断）
 - ② 実効性のある検査の実施（予告検査の実施、双方向の対話の充実、検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処）
 - ③ 金融庁・財務局等（監督・検査担当部局、自主規制機関、外国当局等）との連携強化
 - ④ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

上記(1)に関しては、平成23年度の証券検査において、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者が、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知している行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等が認められたほか、受託者としての忠実義務に違反し、企業年金の利益を害した事例が認められた。

企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任業者について、その業態や顧客の特性等に鑑み、業務の実態や法令遵守状況について検証する必要があると認められることから、金融庁による一斉調査の結果等を踏まえ、集中的な検査を行っていく。

上記(2)に関しては、検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部においては検査忌避や証券検査に関連すると見られる書面をウェブサイトに掲載する行為等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

平成 24 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

(1) 証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

証券検査は、法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。投資者が安心して投資を行える環境を保つため、ゲートキーパーとしての機能発揮が求められる金融商品取引業者等は、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うことが期待されている。

法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、証券監視委は、その有する権限、人材、能力を結集して今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく必要がある。

(2) 検査対象業者の多様化・増加

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改革により、証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で約 8,000 社の規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進み、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

また、国際的な金融規制の改革の一環として、信用格付業者への公的規制の導入・強化に向けた動きが主要国で進展しており、我が国においても平成 21 年の金商法改正により、信用格付業者の登録制等の規制が平成 22 年 4 月から導入され、信用格付業者は検査対象とされている。

さらに、これらの検査対象業者に加え、近年、無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況にある。証券監視委は、平成 22 年 3 月に閣議決定された消費者基本計画を踏まえ、金商法違反行為を行う無登録業者等に対しても、証券検査の人的資源の中で、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限を適切に活用し、関係当局との連携を図りながら対応を行っているところである。

(3) 検証分野の拡張等

先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、金融危機の再発防止に向けて金融規制改革が議論されており、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められている。こうした状況を踏まえ、証券検査においては、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループの検査において、グループ全体の財務の健全性や経営危機を予防する観点からの内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証にウェイトを置く必要がある。

近年の IT システムの発展により、投資者は、インターネットや発注システム等を通じ、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムへアクセスし、様々な商品の取

引を行うことが可能となった。この結果、個人投資家の金融商品・取引への参加が飛躍的に増加し、機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行が広がる状況にあり、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。また、金融商品取引所や金融商品取引業者等の取引システムは公共性が高く、障害等が発生した場合には、顧客の取引や市場に大きな影響を与えかねないものである。このため、証券検査においては、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力していく必要がある。

昨年度の検査において、企業年金の資金運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者が、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠ぺいしながら営業を続けた問題が明らかになった。本件は、企業年金の利益を害し関係する企業及びその従業員等に大きな影響を与えている上、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の観点からも極めて重大な問題である。

企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任業を行っている者（以下「投資一任業者」という。）について、その業態や顧客等の特性に鑑み、業務の実態や法令等遵守状況を検証する必要があると認められることから、金融庁による一斉調査の結果等を踏まえ、集中的な検査を行う。

適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立てに至った悪質な事例が認められたことから、当該業者に対する証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てやそのための調査の権限を適切に活用することによって検証していく必要がある。

（４）検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

証券検査は、市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して、証券監視委が行う市場監視の重要な柱である。検査対象業者が多様化・増加し、検証分野が拡張等している中、証券監視委の検査体制は、充実・強化が図られてきたものの、厳しい行財政事情による限界があり、検査対象業者数に対し検査を実施した業者数（カバレッジ）も全体としては低水準にとどまっているのが実情である。

このような状況の中で、証券検査がその使命を果たしていくためには、限られた人的資源をいかに的確かつ有効に活用していくか、また、いかに効率的・効果的で実効性ある検査を実施していくかといった課題を克服していく必要がある。

こうした課題に対し、証券監視委としては、これまで、個人投資家の保護に重点的に取り組むこととし、証券検査においてもそのような観点から検査の優先度を判断してきたところである。

すなわち、個人投資家を含む多数の投資家が取引する第一種金融商品取引業者（証券会社）や個人投資家を含む多数の投資家向けの商品である投資信託の運用業者等に対しては、継続的に検査を実施するよう努めてきた。

また、個人投資家に関わる検証が必要と認められた業態や商品については、順次、集中的な検査を実施し、行政処分勧告と必要に応じ法令改正等の建議を行っている。

（参考）集中的な検査の実績

- ・ 不動産投資法人（Ｊリート）運用業者（18年7月～22年3月）
- ・ FX業者（19年11月～20年6月）
- ・ ファンド販売業者（21年6月～22年9月）
- ・ 投資助言・代理業者（21年3月～23年1月）

こうした方向性の下、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしている。

あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等もこれに見合ったものとするよう努めている。

昨年度の企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者等に対する検査に関し、検査実施時期や情報の収集・活用のあり方を含め、様々な問題提起が行われている。証券監視委としては、上記（３）の通り投資一任業者に対する集中的な検査を行うこととするが、今後、検査実施の優先度の判断を適切に行っていくためには、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客（個人投資家、企業年金等）の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高めること、並びに、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化していくことが必要である。

中長期的な課題としては、国際的な比較において、我が国の検査対象業者数に対し、検査を実施した業者数（カバレッジ）が現状の水準でよいか検証し、さらに拡大すべきとの指摘もある。

こうした課題に対しては、例えば、特定の項目について無作為に抽出した業者に対する検査の実施によるカバレッジの拡大の可能性の検討等を含め、より効率的・効果的で実効性ある検査のあり方について、将来に向かって幅広く検討を行い、証券監視委の態勢、能力の強化を継続的に図っていく必要がある。

2. 検査実施方針

（１）検査対象先の特性に応じた重点検証事項

① 業態その他の特性に着目した検証

イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止するゲートキーパーとしての機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢が整備されているかについて検証する。また、本人確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において適切に本人確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。更に、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報の登録・情報隔壁、内部者及び役職員による売買の審査、営業部署における情報の不適切な利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着眼した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り（naked short selling）の禁止、公募増資に関連した書面交付義務等）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）について検証する。

インターネットや DMA を通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

ニ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適切な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

更に、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

ホ. 投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者が直接検証することは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュー・ディリジェンス機能

の実効性等を検証する。

昨年度の検査において、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者が、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知している行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等が行われたほか、受託者としての忠実義務に違反し、企業年金の利益を害した事例が認められた。併せて、企業年金については、(イ) 厳しい財政事情が続いており、特に厚生年金基金は「代行割れ基金」が全体の4割を占めていること、(ロ) 厚生年金基金は同業種の中小企業でつくる総合型基金がほとんどを占めていること、(ハ) 多くの企業年金は予定利率に見合う運用収益を追求せざるを得ないものの、運用体制は必ずしも万全とは言えないこと等が指摘されている。

投資運用業者については、これまで個人投資家保護の観点から、投資信託委託業や投資法人資産運用業を行っている者を優先して検査を行ってきたところであるが、企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任業者について、その業態や企業年金という顧客の特性等に鑑み、優先して業務の実態や法令等遵守状況について検証する必要があると認められる。

金融庁による投資一任業者に対する一斉調査の結果等を踏まえ、監督部局とも連携し、集中的な検査を行う。

併せて、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することとし、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）を開設し、年金運用の専門家を配置して、積極的かつ質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点に反映させる。

へ. 信用格付業者の業務管理態勢の検証

信用格付業者については、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保といった観点から業務管理態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

ト. ファンド業者の法令等遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者をいい、適格機関投資家等特例業務届出者を含む。以下「ファンド業者」という。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解を生ぜしめるべき表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立てに至った悪質な事例が認められたことから、当該業者に対する証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用することによって検証する。

チ. 投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の基本的な法令の知識や法令等遵守意識の著しい欠如等を原因として、無登録業務を行っている状況、無登録業者に対する名義貸し、顧客に対する情報提供が不適切な状況等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、法令等遵守状況の検証に注力する。

リ. 自主規制機関の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。更に、市場インフラとしての金融商品取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理態勢等の金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行うための態勢の整備状況について検証する。

ヌ. 無登録業者に対する対応

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘の重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じ、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査を活用し、適切に対応する。

② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

イ. 内部管理態勢等に係る検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうか留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、フォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行い、連結規制・監督の導入に対応した適切な検査を実施する。

ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引や FX 取引への参加が広がっているなど、金融取引において IT システムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、IT システムの安定性の確保が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与について確認を行う。

ハ. 財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係るこれまでの検査において、顧客分別金信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について重点的に検証する。

(2) 効率的・効果的で実効性ある検査に向けた取組み

① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

検査対象先の選定に当たっては、検査対象先の業態、規模、その他の特性を勘案し、その時々々の市場環境等に応じ、原則として、以下の考え方にに基づき、検査実施の優先度を判断する。

なお、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に検査を行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

イ. 継続的に検証を行う対象

検査対象業者のうち、個人投資家を含む多数の投資者等との取引を行い市場の中核的な役割を担う第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う投資運用業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務運営の適切性、財務の健全性等の検証を行うこととする。

また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割や国際的な金融規制改革の趣旨に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務管理態勢の整備状況等の検証を行うこととする。

ただし、証券監視委の人的資源の制約により、全ての業態について一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行うこととする。

特に、投資一任業者については、上記（1）①ホ. の通り、集中的な検査を実施する。

なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

ロ. 随時検査を行う対象

上記イ. 以外の検査対象の登録業者（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等）については、業態、規模その他の特性及び証券監視委の人的資源に比し検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、これまでの集中的な検査に基づく建議により改正された法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、同様に、個別に優先度を判断し、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し検証を行う。

ハ. 無登録業者

無登録業者による重大な金商法違反に対しては、平成 23 年の金商法改正により同

年11月から導入された民事効等の施策の実施状況をみつつ、必要に応じ、上記ロと同様に個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を適切に実施する。

② 実効性のある検査の実施

イ. 予告検査の実施

立入検査については、原則は無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて予告検査とする。

ロ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

ハ. 検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部においては検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

③ 金融庁・財務局等との連携強化

金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や検査を通じて把握された監督に有効な情報をタイムリーに交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するとともに、情報交換を行う。

外国証券規制当局との間では、外資系業者の検査、海外にも拠点を置く本邦の業者、海外に取引先のある業者の検査等に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カリッジへの対応や信用格付業者の検査において、主要な外国証券規制当局と適切に連携する。

ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を強化する。

④ 自主規制機関との連携

自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び研修等における連携を推進する。

⑤ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処し、効率的かつ効果的な検査の実施等を図る観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた証券検査に関する基本指針の見直しや制度改正等に応じて金融商品取引業者等検査マニュアルの見直しを行う。これらについては公表することにより、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

なお、本基本方針は、平成 24 年 4 月時点の市場を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

第 2 証券検査基本計画

1. 基本的考え方

- (1) 検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。
- (2) 検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等証券取引等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者等及び信用格付業者	150 社（うち財務局等が行うもの 110 社）＜投資一任業者に対する集中的な検査を含む。＞
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

（注）上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

第4章 取引調査

第1 概説

1 取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、証券市場における取引の公正性の確保を図るため、金商法に基づく調査を行うものである。

【課徴金制度】

課徴金制度は、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、行政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度である。

内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引や開示書類の虚偽記載等の金商法上の一定の規定に違反する行為に対しては、それまでの刑事罰に加えて、平成16年の証取法の改正により平成17年4月に導入された。

証券監視委では、市場を取り巻く状況の変化に対応した、機動性・戦略性の高い市場監視の実現のため、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めているところである。

取引調査を実施した結果、違反行為が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第20条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（本文77頁参照）。

2 取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第177条で定められており、

- (1) 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- (2) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額（不公正取引関係）

課徴金制度導入以降、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第65号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

現行の対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 風説の流布・偽計（金商法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した

価額との差額等

(注1) 金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。(以下(2)から(5)までにおいて同じ。)

(注2) 平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為の終了後1月以内の売付け等(買付け等)の価額と、違反行為直前の価格に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額。

(2) 仮装・馴合売買(金商法第174条)

課徴金額：違反行為(仮装・馴合売買)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

(注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

(3) 現実売買による相場操縦(金商法第174条の2、旧金商法174条)

課徴金額：違反行為(現実売買による相場操縦)期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額との合計額等

(注1) 平成20年12月12日以後に開始される違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為期間中に確定した損益と、違反行為終了後1月以内の反対売買による損益の合計額。

(注2) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が新たに課徴金の対象とされ、平成18年7月4日以後に開始する違反行為について適用。

(4) 違法な安定操作取引(金商法第174条の3)

課徴金額：違反行為(違法な安定操作取引)に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

(注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

(5) 内部者取引(金商法第175条)

課徴金額：違反行為(内部者取引)に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表後2週間の最安値(最高値)に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等

(注) 平成20年12月12日以降に行われる行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表日の翌日の終値等に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等。

(注1) 違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

(注2) 上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

4 平成23年度における活動状況

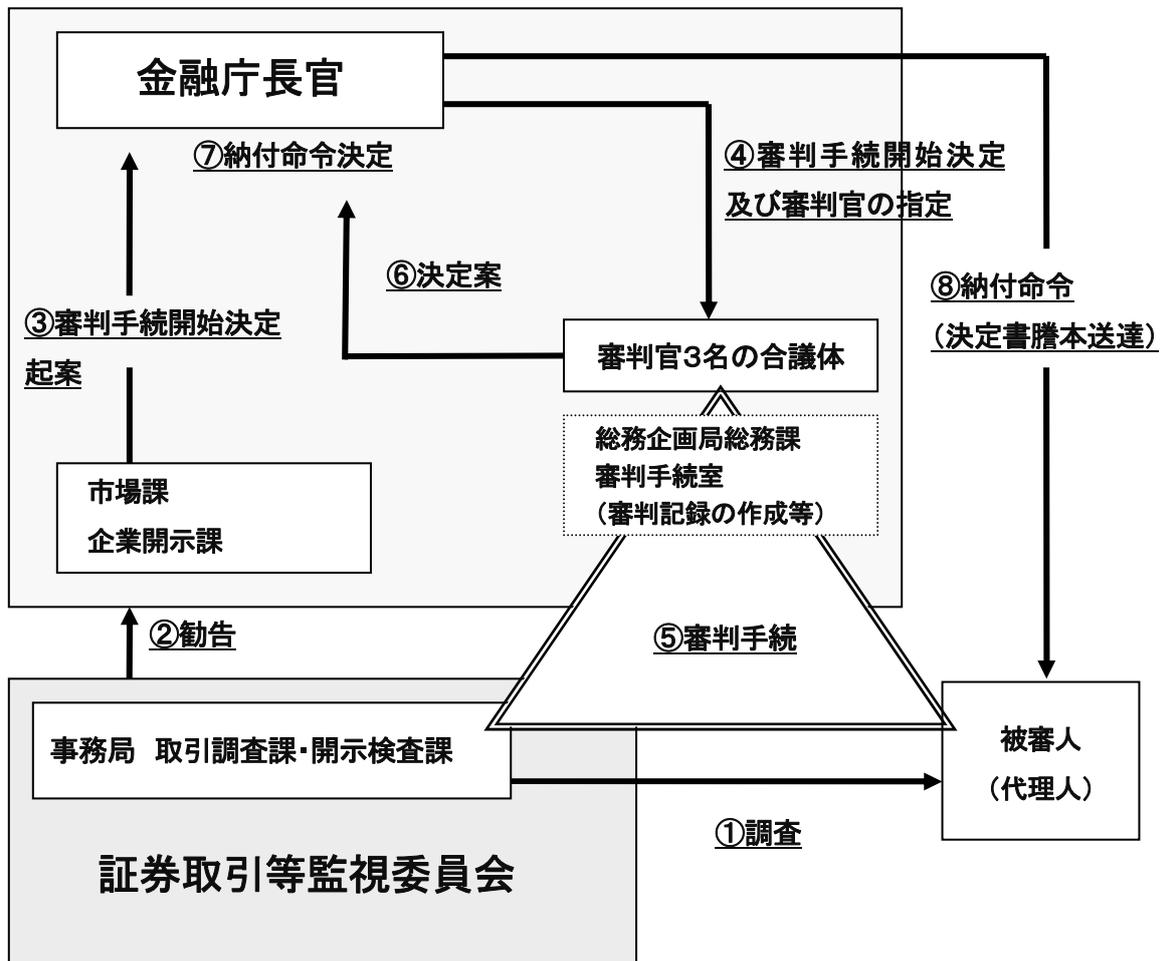
(1) 平成23年度においては、不公正取引に対し、18件（納付命令対象者数）、金額で3,169万円の課徴金納付命令勧告を行った。

(2) 証券監視委では、多国間MOUの枠組み（第8章第1参照）を通じた情報交換を実施するなど、海外当局との協力・連携体制を強化してきたところである。この結果、これまでもクロスボーダー取引を利用した不公正取引の摘発を行うなど着実に実績を挙げてきたところであるが、昨今、大型公募増資を巡る内部者取引の疑いが海外の報道でも指摘されたほか、クロスボーダー取引や市場参加者の国際的活動が日常化している。

こうしたことを踏まえ、証券監視委は、平成23年1月に策定した第7期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の一つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにしたところである。この中で、市場のグローバル化への対応として、一層の人材育成や体制整備を進めることとしており、こうした取組みの一環として、平成23年8月、取引調査課内に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を新たに設置した。

平成23年度において、国際取引等調査室は、大型公募増資の前に行われた内外プロ投資家によるインサイダー事案等の調査を行い、そのうち1件に対し、課徴金納付命令勧告を行った（後記第2 2 ⑯）。また、我が国株式市場において行われたクロスボーダーの不公正取引に関して、香港証券先物委員会（香港SFC）との密接な連携を行った結果、香港SFCによる処分に至った事例もある（第8章第1 2参照）。

課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

第2 取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1 勧告の状況

(1) 不公正取引事案に係る平成23年度の課徴金納付命令勧告18件について、その内訳は、内部者取引に係る事案が15件、相場操縦に係る事案が3件である。また、対象者別の課徴金額の最高額は879万円、最低額は5万円である。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月以降、内部者取引事案については、合計121件(個人114件、法人7件)、2億6,777万円の勧告を、相場操縦事案については、合計15件(いずれも個人)、4,036万円の勧告を行ったこととなる。

平成23年度における内部者取引に係る勧告事案のうち、高木証券株式会社顧問による内部者取引事案は、証券会社の経営に関する重要な情報に接する立場にあった顧問が職務に関し知った情報を基に内部者取引を行った事案であった(後記2⑫)。また、国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引事案は、取引調査課に新設された国際取引等調査室が実施した取引調査によるものであるが、本件は、証券会社の社員から重要事実の伝達を受けた信託銀行の社員が、運用するファンドの計算において内部者取引を行った事案である(後記2⑬)。

(2) 内部者取引に係る勧告事案の課徴金納付命令対象者を属性別にみると、昨年度に比べて、第一次情報受領者による内部者取引事案の占める割合が増加している。

情報伝達者を属性別にみると、契約締結者等として内部情報を得た者が情報伝達者となるケースの占める割合が昨年度に引き続き高くなっている。

重要事実別にみると、昨年度に引き続き、新株等発行、業務提携、業績予想等の修正、バスケット条項の適用及び公開買付けがあったほか、剰余金の配当及び損害の発生といった重要事実について、初めて勧告が行われるなど、違反行為に係る重要事実は、多岐にわたるものとなっている。

対象者属性別の勧告件数の推移

	22年度	23年度
会社関係者	8	2
発行体役員等	3	1
契約締結者等	5	1
公開買付者等関係者	0	1
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	0	1
第一次情報受領者	12	12
会社の重要事実	10	6
公開買付け事実	2	6
年度別勧告件数	20	15

重要事実別の勧告件数の推移

	22年度	23年度
新株等発行	6	3
剰余金の配当	0	1
業務提携・解消	3	2
民事再生・会社更生	2	0
損害の発生	0	1
決算情報	1	2
バスケット条項	3	1
その他の重要事実	4	2
公開買付け	2	7
年度別勧告件数	20	15

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	22年度	23年度
会社重要事実の伝達	10	6
発行体役員等	3	2
契約締結者等	7	4
公開買付け事実の伝達	2	6
買付者役員等	1	2
買付者との契約締結者等	1	4
うち 買付対象者役員等	1	3

(※1) 「年度」とは4月～翌年3月の期間をいう。

(※2) 件数は、納付命令対象者数を計上。

(※3) 重要事実別の勧告件数については、複数の重要事実を知って内部者取引を行った場合には、それぞれに重複計上している。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない場合がある。

(※4) 公開買付けには、公開買付けに準ずる行為を重要事実とするものも含んでいる。

2 勧告事案の概要

平成 23 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

① 酒井重工業株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 4 月 12 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、酒井重工業株式会社の株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、平成 22 年 3 月 16 日から同年 4 月 5 日までの間、11 取引日にわたり、同株式の売買を誘引する目的をもって、あらかじめ前日終値よりも高値に発注していた複数の売り注文に、成行で、あるいは、直前約定値より高値の買い注文を発注して対当させて株価を引き上げたり、直前約定値より高値の売り注文と成行の買い注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 58 万 7,000 株の買付け及び合計 58 万 7,000 株の売付けを行い、同株式の株価を 141 円から 169 円まで引き上げるなどし、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 438 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日	平成 23 年 4 月 12 日
第 1 回審判期日（結審）	平成 23 年 9 月 28 日
課徴金納付命令日	平成 23 年 12 月 13 日

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、以下の点を争点として争うこととなった。

① 本件取引が相場を変動させるべき一連の売買といえるか。

② 被審人が本件株式の売買を誘引する目的を有していたか。

審判手続を経て、金融庁長官は、争点となった上記①については、

本件取引は、相場を変動させるべき一連の売買といえる

とし、また、上記②については、

被審人は、本件株式の売買を誘引する目的を有していたものと認められる

として、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

② オックスホールディングスの子会社との契約締結者からの情報受領者によるオックスホールディングス株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 6 月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、オックスホールディングス株式会社（以下「オックスHD」という。）の子会社であるオックスキャピタル株式会社（以下「オックスキャピタル」という。）と株式売却のあっ旋等に関する業務委託契約を締結していた者から、同人が同契約の履行に関し知った、オックスキャピタルに合計 5 億 8,000 万円の有価証券評価損及び有価証券売却損が発生しており、同社の平成 18 年 8 月期決算において同額

相当の有価証券評価損又は有価証券売却損を計上しなければならないことが確実に became ったという、子会社のオックスキャピタルに業務遂行の過程で損害が発生した旨のオックスHDの業務等に関する事実（以下「本件重要事実」という。）の伝達を受けながら、この事実が公表された平成18年8月30日より前の、同月11日及び同月14日、オックスHDの株式合計282株を、自己の計算において、売付価額555万6,240円で売り付けた。

2. 課徴金納付命令対象者②は、オックスHDの子会社であるオックスキャピタルと株式売却のあつ旋等に関する業務委託契約を締結していた者から、同人が同契約の履行に関し知った、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成18年8月30日より前の、同月10日及び同月11日、オックスHDの株式合計100株を、自己の計算において、売付価額195万5,970円で売り付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 63万円

課徴金納付命令対象者② 20万円

【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①、②とも同日）

審判手続開始決定日 平成23年6月28日

課徴金納付命令日 平成23年7月22日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③ 都築電気株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成23年7月8日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、都築電気株式会社（以下「都築電気」という。）のグループ会社における新事業の企画、立案等の業務に従事していた都築電気の社員から、同人がその職務に関し知った、都築電気が都築電産株式会社（以下「都築電産」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年7月17日より前の、同月13日、自己及び親族の計算において、都築電産の株式合計9,000株を買付価額221万6,700円で買い付けた。

【課徴金額】 141万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成23年7月8日

課徴金納付命令日 平成23年7月29日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④ パナソニック電工株式会社社員及び同人からの情報受領者によるパナソニック電工株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 7 月 8 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、パナソニック電工株式会社（以下「パナソニック電工」という。）の社員であり、同社の営業企画及び宣伝等の業務に従事していたものであるが、同社とパナソニック株式会社（以下「パナソニック」という。）との間の秘密保持契約の履行に関し、パナソニックがパナソニック電工の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を知りながら、この事実が公表された平成 22 年 7 月 30 日より前の同月 27 日、自己の計算において、パナソニック電工の株式 2,000 株を買付価額 191 万円で買い付けた。
2. 課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、上記事実の伝達を受けながら、平成 22 年 7 月 27 日、自己の計算において、パナソニック電工の株式 1 万株を買付価額 955 万円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 31 万円
課徴金納付命令対象者② 155 万円

【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①、②とも同日）
審判手続開始決定日 平成 23 年 7 月 8 日
課徴金納付命令日 平成 23 年 8 月 9 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤ セイクレスト株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 8 月 2 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社セイクレストの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって

1. 平成 22 年 10 月 27 日午前 10 時 58 分ころから同日午後零時 40 分ころまでの間、連続して直前約定値より高値で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、約定させる意思のない買い注文を複数発注するなどの方法により、合計 20 万 3,362 株の買い注文の発注及び合計 12 万 1,880 株の売り注文の発注を行うとともに、合計 12 万 1,880 株の売買を自己に有利な株価で約定させ、
2. 同日午後 1 時 47 分ころから同日午後 2 時 9 分ころまでの間、連続して直前約定値より高値で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、約定させる意思のない買い注文を複数発注するなどの方法により、合計 28 万 8,122 株の買い注文の発注及び合計 14 万 8,045 株の売り注文の発注を行うとともに、合計 14 万 7,173 株の売買を自

己に有利な株価で約定させ、
もって、それぞれ自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】 58 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 8 月 2 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 9 月 7 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、
審判廷における審理は行わなかった。

⑥ 株式会社サイバー・コミュニケーションズ社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 9 月 13 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社サイバー・コミュニケーションズ（以下「サイバー・コミュニケーションズ」という。）の社員Aから、同社役員Bが同社と株式会社電通（以下「電通」という。）との間の機密保持契約の締結の交渉に関し知り、その後、社員Aがその職務に関し知った、電通の業務執行を決定する機関が、サイバー・コミュニケーションズの株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 21 年 2 月 2 日より前の同年 1 月 15 日から同月 26 日までの間に、自己の計算において、サイバー・コミュニケーションズの株式合計 95 株を買付価額合計 167 万 5, 140 円で買い付けた。

【課徴金額】 233 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 9 月 13 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 10 月 11 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、
審判廷における審理は行わなかった。

⑦ 公開買付者との契約締結者からの情報受領者によるジェイ・エー・エー株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 9 月 13 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ジェイ・二十一の役員Aから、同社の役員Bが同社と株式会社ギャロップ（以下「ギャロップ」という。）との間の公開買付けの応募に関する基本合意契約の締結の交渉に関し知り、その後、役員Aがその職務に関し知った、ギャ

トップの業務執行を決定する機関が、株式会社ジェイ・エー・エー（以下「ジェイ・エー・エー」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年4月16日より前の同年3月17日から同年4月15日までの間に、自己の計算において、ジェイ・エー・エーの株式合計176株を買付価額合計1,586万3,200円で買い付けた。

【課徴金額】 879万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成23年9月13日
課徴金納付命令日 平成23年10月11日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧ 株式会社ジャストシステムとの契約締結者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成23年10月12日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ジャストシステム（以下「ジャストシステム」という。）との業務委託契約の締結先の役員であったが、同契約の履行に関し、ジャストシステムの業務執行を決定する機関が、株式会社キーエンス（以下「キーエンス」という。）を割当先とする第三者割当増資を行うこと及びキーエンスとの業務提携を行うことについての決定をした旨の事実を知りながら、上記事実が公表された平成21年4月3日より前の同年2月5日及び同月6日、自己の計算において、ジャストシステムの株式合計1,000株を買付価額合計15万円で買い付けた。

【課徴金額】 23万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成23年10月12日
課徴金納付命令日 平成23年11月14日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑨ トラベラー株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成23年11月2日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、トラベラー株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成21年8月3日午前8時59分ころから同月17日午後1時48分ころまでの間、6取引日にわたり、高指値で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、高

指値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計7万3,000株の買付け及び合計1万7,000株の売付けを行い、同株式の株価を118円から169円まで引き上げるなどし、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 43万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成23年11月2日
課徴金納付命令日 平成23年12月26日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩ 株式会社V S N役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成23年12月20日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社V S N（以下「V S N」という。）の役員から、同人がV S NとRホールディングス株式会社（以下「Rホールディングス」という。）との間の秘密保持契約の履行に関し知った、Rホールディングスの業務執行を決定する機関が、V S Nの株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年8月16日より前の同月2日から同月11日までの間に、自己の計算において、V S Nの株式合計3,900株を買付価額合計233万2,100円で買い付けた。

【課徴金額】 98万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成23年12月20日
課徴金納付命令日 平成24年1月20日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑪ 日本風力開発株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年2月3日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、日本風力開発株式会社（以下「日本風力開発」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の会計監査人の異動、それに伴い平成22年3月期の有価証券報告書の提出が遅延し、同社株式が監理銘柄に指定される見込みとなった旨の、日本風力開発の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資

判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 22 年 6 月 14 日より前の同月 8 日、自己の計算において、日本風力開発の株式合計 50 株を売付価額合計 918 万 7,900 円で売り付けた。

【課徴金額】 653 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 2 月 3 日

課徴金納付命令日 平成 24 年 3 月 2 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫ 高木証券株式会社顧問による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 2 月 3 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、高木証券株式会社（以下「高木証券」という。）の顧問であったものであるが、その職務に関し、①同社の平成 23 年 3 月期第 2 四半期の決算において訴訟損失引当金繰入額として 55 億 9,000 万円の特別損失を計上することが確実になった旨の、同社の業務遂行の過程で損害が発生した旨の重要事実、②同社の業務執行を決定する機関が平成 23 年 3 月期の間配当を無配とすることについての決定をした旨の重要事実、及び③同社の同期の期末配当について、平成 22 年 7 月 28 日に公表された予想値は 3 円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は 0 円となり、公表された直近の予想値と比較して、新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実をいずれも知りながら、上記各事実の公表がされた平成 22 年 10 月 26 日午後 3 時ころより前の同月 22 日午前 9 時 4 分ころから同月 26 日午後零時 32 分ころまでの間、自己の計算において、高木証券の株式合計 4 万 2,000 株を売付価額合計 450 万 8,000 円で売り付けた。

【課徴金額】 131 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 2 月 3 日

課徴金納付命令日 平成 24 年 3 月 29 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑬ アサヒ衛陶株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 2 月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、アサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の平成23年11月期の当期純利益について、平成23年1月17日に公表がされた直近の予想値500万円に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が7,400万円として公表がされた平成23年4月14日より前の同月6日及び同月12日、自己の計算において、アサヒ衛陶の株式合計2,000株を買付価額合計12万4,000円で買い付けた。

【課徴金額】 10万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年2月28日
課徴金納付命令日 平成24年3月29日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑭ 株式会社S J Iとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年3月16日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社S J I（以下「S J I」という。）と業務提携基本契約の締結の交渉をしていたDigital China Holdings Ltd.（以下「デジタル・チャイナ」という。）の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、S J Iの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと及びデジタル・チャイナと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、上記事実が公表された平成21年11月4日より前の同年8月28日、自己の計算において、S J Iの株式合計24株を買付価額合計46万4,040円で買い付けた。

【課徴金額】 55万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年3月16日
審判手続中（平成24年5月31日現在）

⑮ 株式会社フェイス社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年3月21日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社フェイス（以下「フェイス」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、フェイスの業務執行を決定する機関が、コロムビアミュー

ジックエンタテインメント株式会社の総株主等の議決権の数の100分の5以上の株式を買い集めることについての決定をした旨の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年1月22日より前の同月20日、自己の計算において、コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社の株式合計11万株を買付価額合計373万円で買い付けた。

【課徴金額】 133万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年3月21日
課徴金納付命令日 平成24年4月17日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑯ 国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年3月21日

【勧告の対象となった違反事実】

中央三井アセット信託銀行株式会社は、その締結した投資一任契約に基づき、当該契約の相手方がその資産を管理するファンドの資産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、国際石油開発帝石株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、国際石油開発帝石株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年7月8日より以前の同月1日から同月7日までの間、上記ファンドの計算において、国際石油開発帝石株式会社の株式合計210株を総額1億124万1,498円で売り付けた。

【課徴金額】 5万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年3月21日
審判手続中（平成24年5月31日現在）

※ ただし、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われない。

3 その他

(1) 平成22年8月27日に課徴金納付命令勧告を行った、ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結者らによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告のうち、課徴金納付命令対象者5名のうち1名については、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、以下の点を争点として争うこととなった。

- ① 被審人が、情報伝達者から重要事実の伝達を受けたか。
- ② 課徴金納付命令が発出されるためには、被審人が、情報伝達者が会社関係者であることを知っていたことが必要か。

③ 被審人は、情報伝達者が会社関係者であることを知っていたか。
審判手続を経て、金融庁長官は、争点となった上記①については、
被審人は、情報伝達者から重要事実の伝達を受けたものといえる
とし、また、上記②については、
課徴金の納付を命じるためには、特に明文で求められている場合を除いて、故意やこれに相当する認識の存在を必要としないものというべきである
とし、また、上記③については、
課徴金の納付を命ずるに当たっては、行為者の故意やこれに相当する認識の存在を要しないものというべきであるから、被審人のこの点に関する主張は、理由がない
として、平成 23 年 7 月 20 日に課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※ 本件決定に対して、同人は、平成 23 年 8 月 19 日に大阪地方裁判所に取消訴訟を提起している。

(2) 平成 22 年 12 月 21 日に課徴金納付命令勧告を行った、インスペック株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告については、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、被審人が本件株式の売買を誘引する目的を有していたかを争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、争点については、
被審人が本件取引をするに当たり、誘引目的を有していたことが優に認められる
として、平成 23 年 12 月 26 日に課徴金の納付を命ずる決定を行った。

第 3 今後の課題

内部者取引等の不公正取引に係る違反行為について、規制の実効性を確保するためのエンフォースメント手段としては刑事罰と課徴金制度とがあるが、刑事罰は対象者に与える影響が極めて大きいため抑制的に運用する必要がある。課徴金制度には、刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても、その程度や態様に応じた措置をとることにより、規制の実効性を図ることが期待され、また、刑事罰に比べ迅速な処理が可能な制度となっている。このような課徴金制度の特性を活かし、迅速・効率的な調査を実施し、以下のような課題に取り組むことにより、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努める。

(1) 第一次情報受領者による内部者取引の増加及びインターネット取引や複数口座を用いた相場操縦行為が見受けられるようになってきていることなどの不公正取引事案の傾向の変化に適切に対応し、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、調査の一層の迅速化・効率化を図られるようにする。

(2) 課徴金納付命令を勧告した事案には、地方の居住者が不公正取引を行ったものも見受けられることから、各地域の財務局等と連携しつつ、地方の不公正取引事案についても積極的に対応する。

(3) パソコンや携帯電話等の電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタルフォレンジック）の調査への活用を強化・充実するなどにより、迅速・効率的な調査の推進に努める。

(4) 不公正取引を未然に防止する観点から、過去の課徴金事例等について様々なチャンネルを通

じて積極的に情報発信を行い、市場参加者の自主的な規律付けや上場企業による内部管理体制の構築を促すなど、市場規律の強化に向けた働きかけを行う。

- (5) わが国株式市場における取引の多くが、海外投資家によるクロスボーダー取引や内外プロ投資家による取引となっていることを踏まえ、証券監視委では、平成 23 年 8 月、取引調査課内に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を新たに設置した。この結果、これまでに、香港の投資運用会社に対する香港当局の処分や、大型公募増資の公表前に、引受証券会社から伝達を受けて、国内の大手機関投資家が行ったインサイダー取引に対する課徴金納付命令の勧告を行ってきたところである。今後も引き続き、情報交換枠組み（多国間MOU等）を通じて海外証券当局と積極的に連携するなど、クロスボーダー取引や、内外プロ投資家による不公正取引への監視を強化していく。

第5章 開示検査

第1 概説

1 開示検査の目的

金商法における開示（ディスクロージャー）制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ迅速に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査（以下「開示検査」という。）を行うことができるとされている（具体的な権限については、以下2参照）。

開示検査は、①正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に資することを目的として行われている。

開示検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を行うほか、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて訂正報告書等の提出命令勧告を行うなど、行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告する。また、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

なお、平成23年7月には、従前の「課徴金・開示検査課」から、開示検査を行う機構を「開示検査課」として独立させることにより、さらなる検査体制の強化に努めているところである。

2 開示検査の権限

我が国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約3,600社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第26条（同法第27条において準用する場合を含む。））
- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の22第1項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の22第2項）

- (4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 30 第 1 項）
- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取権限（金商法第 27 条の 30 第 2 項）
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 35）
- (7) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（金商法第 193 条の 2 第 6 項）

（注 1）なお、以下の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

- ・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 3 号）

（注 2）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項ただし書）

3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額（開示関係）

開示検査の結果、開示書類に重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法 20 条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（本文 77 頁参照）。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 76 号）、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 65 号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

現行の主な対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書を提出せずに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条）

課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する募集・売出し等について適用。

- (2) 虚偽記載のある有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）により募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 2、旧金商法第 172

条)

課徴金額：募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

（注）平成20年12月12日以後に提出される発行開示書類について適用。

改正前の課徴金額は、募集・売出総額の100分の1（株券等は2）。

- (3) 有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出しない行為（金商法第172条の3）

課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は400万円）（四半期報告書・半期報告書の場合はその2分の1）

（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。

- (4) 虚偽記載のある有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出する行為（金商法第172条の4、旧金商法第172条の2）

課徴金額：600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1）

（注1）平成20年12月12日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。

改正前の課徴金額は、300万円又は発行者の時価総額の10万分の3のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1）。

（注2）平成18年の証取法改正により、虚偽記載のある四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

- (5) 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第172条の5）

課徴金額：買付総額の100分の25

（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に行われる買付け等について適用。

- (6) 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第172条の6）

課徴金額：買付株券等の時価合計額の100分の25

（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。

- (7) 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第172条の7）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1

（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に報告期限が到来するものについて適用。

- (8) 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第172条の8）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1

（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に提出されるものについて適用。

- (9) 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の9）

課徴金額：募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

- (10) 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の10）

課徴金額：イ）当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

ロ）当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

を乗じて得た額

（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

- (11) 虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第172条の11）

課徴金額：イ）当該発行者等情報が公表されている場合

600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額

ロ）当該発行者等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$$

を乗じて得た額

を乗じて得た額

（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

（注1）違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

（注2）発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載等、大量保有報告書等の不提出等について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

4 平成23年度における活動状況

平成23年度においては、開示会社27社に対する開示検査を終了するとともに、当該検査結果に基づき、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示義務違反に対し、11件（納付命令対象者ベース）、金額で5億6,892万円の課徴金納付命令勧告を行った。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しているところである。

※ 開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う（平成17年以降、実績は2件のみ）。

検査終了件数	27件
(うち)	
課徴金納付命令勧告を行ったもの	10(11)件
課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、自発的な訂正を促したもの	1件

（注）「課徴金納付命令勧告を行ったもの」欄の括弧書きは、納付命令対象者ベースの件数である。

第2 開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1 勧告の状況

平成23年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告事案は、有価証券届出書の虚偽記載、有価証券報告書等の虚偽記載及び有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行う、いわゆる無届募集に対する勧告であった。このうち、ワールド・リソースコミュニケーション株式会社に係る勧告は、有価証券届出書の無届募集に対して課徴金納付命令勧告を初めて行った事案であった（後記2①）。

また、開示書類に係る虚偽記載の態様は、架空売上の計上、売上の前倒し計上、債務免除益の架空計上、費用の過少計上、貸倒引当金の過少計上、債務保証損失引当金の不計上、ソフトウェアの過大計上、のれんの過大計上などと、多岐にわたるものとなっている。

なお、平成23年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告に係る課徴金額の最高額は、1億9,441万円（ワールド・リソースコミュニケーション株式会社に係る無届社債券募集）である。

2 勧告事案の概要

平成23年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

※ 以下本章において「旧金商法」とは、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法をいう。

① ワールド・リソースコミュニケーション株式会社による無届社債券募集に対する課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成23年4月15日

【勧告の対象となった違反事実】

- (1) ワールド・リソースコミュニケーション株式会社
(旧商号：アフリカントラスト株式会社)

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社は、4種類の償還期間（1年・2年・3年・5年）の社債券（払込期日が平成21年1月31日から平成22年7月31日までの間の各月末日のもので、同社の旧商号であるアフリカントラスト株式会社名義のもの及び平成21年11月18日の同社による吸収合併後のアフリカパートナー株式会社名義のものを含む。）について、いずれも少なくとも50名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、平成21年1月31日から平成22年7月31日までの間、延べ4,122名の者に対して、これらの社債券を合計7,818,000,000円で取得させた。

- (2) アフリカパートナー株式会社
(平成21年11月18日にワールド・リソースコミュニケーション株式会社に吸収合併)

アフリカパートナー株式会社は、4種類の償還期間（1年・2年・3年・5年）の社債券（払込期日が平成21年7月31日から平成21年10月31日までの間の各月

末日のもの) について、いずれも少なくとも 50 名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、平成 21 年 7 月 31 日から平成 21 年 10 月 31 日までの間、延べ 507 名の者に対して、これらの社債券を合計 838,800,000 円で取得させた。

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社及びアフリカンパートナー株式会社は、各回号ごとに利率がわずかに異なる上記社債券を 49 名以下に取得させているが、取得勧誘時点では、社債券の具体的な回号及び発行条件を決定しておらず、おおよその利率が示されているのみであった。したがって、各回号の社債券ごとに取得勧誘が行われたものではなく、これら社債券に係る取得勧誘を同時に行っていたものであり、また、両社は、毎月末に設定した社債券の払込期日ごとに、それぞれ償還期日を設定した社債券を発行していることから、少なくとも各月に発行された払込期日を同じくするこれら社債券に係るそれぞれの取得勧誘を同時に行っていた。このようにして両社が行ったこれら社債券の取得勧誘は、金商法第 4 条第 1 項の規定による届出をしているものでなければすることができないものであったにもかかわらず、両社はこの届出をしていなかった。

【課徴金額】 1 億 9,468 万円 (※)

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日	平成 23 年 4 月 15 日
第 1 回審判期日 (結審)	平成 23 年 7 月 13 日
課徴金納付命令日	平成 23 年 9 月 22 日

本件について、金融庁長官は、審判手続を経て、課徴金の納付を命ずる決定を行った。なお、審判の期日に被審人が出頭しなかったため、審判官は、金商法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 60 条第 2 項の規定に基づき審判手続を終結している。

(※) 課徴金納付命令決定時における課徴金額は 1 億 9,441 万円に変更されている。

② SBI ネットシステムズ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 4 月 26 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. SBI ネットシステムズ株式会社は、関東財務局長に対し、架空売上の計上、貸倒引当金の過少計上及びソフトウェアの過大計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 18 年 6 月 28 日	第 9 期事業年度 連結会計期間 に係る有価証 券報告書（平成 18 年 3 月期有価 証券報告書）	平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲404 百万円であるところを 38 百万円と記載 連結当期純損益が▲ 445 百万円であるところ を 31 百万円と記載	架空売上の計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額に相当 する「資本合計」欄が 1,121 百万円であるところ を 1,598 百万円と 記載	
2	平成 18 年 12 月 28 日	第 10 期事業年 度中間連結会 計期間に係る 半期報告書（平 成 18 年 9 月中 間期半期報告 書）	平成 18 年 4 月 1 日～平成 18 年 9 月 30 日の中間連 結会計期間	中間連結 貸借対照表	連結純資産額が 541 百 万円であるところを 947 百万円と記載	投資有価証券の 過大計上等
3	平成 19 年 6 月 28 日	第 10 期事業年 度連結会計期 間に係る有価 証券報告書（平 成 19 年 3 月期 有価証券報告 書）	平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲566 百万円であるところ を▲146 百万円と記載	・ソフトウェア の過大計上 ・投資有価証券 の過大計上 等
4	平成 19 年 12 月 20 日	第 11 期事業年 度中間連結会 計期間に係る 半期報告書（平 成 19 年 9 月中 間期半期報告 書）	平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日の中間連 結会計期間	中間連結 損益計算書	連結中間純損益が▲ 246 百万円であるところ を▲116 百万円と記 載	・貸倒引当金の 過少計上 ・ソフトウェア の過大計上 等
				中間連結 貸借対照表	連結純資産額が▲845 百万円であるところ を▲294 百万円と記載	
5	平成 20 年 6 月 25 日	第 11 期事業年 度連結会計期 間に係る有価 証券報告書（平 成 20 年 3 月期 有価証券報告 書）	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲20 百万円であるところ を 70 百万円と記載	・ソフトウェア の過大計上 等

6	平成 20 年 8 月 7 日	第 12 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書(平 成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報 告書)	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 20 年 6 月 30 日の第 1 四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲39 百万円であるところ を 39 百万円と記載	ソフトウェアの 過大計上等
---	--------------------	---	---	----------------	--	------------------

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. SBI ネットシステムズ株式会社は、関東財務局長に対し、

- (1) 平成 20 年 2 月 15 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 19 年 3 月期有価証券報告書(上表番号欄 3 参照)及び平成 19 年 9 月中間期半期報告書(上表番号欄 4 参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 3 月 3 日、131,500 株の株券を 1,709,500,000 円で取得させ、
- (2) 平成 20 年 8 月 8 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 20 年 3 月期有価証券報告書(上表番号欄 5 参照)及び平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報告書(上表番号欄 6 参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 8 月 26 日、227,585 株の株券を 3,299,982,500 円で取得させた。
同社が行った上記の行為は、旧金商法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 1 億 1,068 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 4 月 26 日
課徴金納付命令日 平成 23 年 5 月 31 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③ 株式会社DPGホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 5 月 27 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社DPGホールディングスは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上及び債務免除益の架空計上等により、下表のとおり、金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 22 年 3 月 26 日	第 12 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書（平成 21 年 12 月期有価証券 報告書）	平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 444 百万円であるところ を▲254 百万円と記 載	・貸倒引当金の 過少計上 ・債務免除益の 架空計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が▲122 百万円であるところを 64 百万円と記載	
2	平成 22 年 5 月 14 日	第 13 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 （平成 22 年 3 月 第 1 四半期四半 期報告書）	平成 22 年 1 月 1 日 ～平成 22 年 3 月 31 日の第 1 四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲226 百万円であるところを ▲41 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上
3	平成 22 年 8 月 13 日	第 13 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 （平成 22 年 6 月 第 2 四半期四半 期報告書）	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲503 百万円であるところを ▲353 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上
4	平成 22 年 11 月 15 日	第 13 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 （平成 22 年 9 月 第 3 四半期四半 期報告書）	平成 22 年 7 月 1 日 ～平成 22 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲678 百万円であるところを ▲528 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

【課徴金額】 1,200 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 5 月 27 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 6 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④ 東亜エナジー株式会社による無届社債券募集に対する課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 6 月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】

東亜エナジー株式会社は、2種類の償還期間（3年・5年）の社債券（払込期日が平成 22 年 5 月 31 日から平成 23 年 5 月 31 日までの間のもの。）について、いずれも少なくとも 50 名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、延べ 1,422 名の者に対して、これらの社債券を合計 2,713,100,000 円で取得させた。

東亜エナジー株式会社は、各回号ごとに利率がわずかに異なる上記社債券を 49 名以下に取得させているが、取得勧誘時点では、社債券の具体的な回号及び発行条件を決定しておらず、おおよその利率が示されているのみであった。したがって、各回号の社債券ごとに取得勧誘が行われたものではなく、これら社債券に係る取得勧誘を同時に行っていたものであり、また、同社は、毎月末頃に設定した社債券の払込期日ごとに、それぞれ償還期日を設定した社債券を発行していることから、少なくとも各月に発行された払込期日を同じくするこれら社債券に係るそれぞれの取得勧誘を同時に行っていた。このようにして同社が行ったこれら社債券の取得勧誘は、金商法第 4 条第 1 項の規定による届出をしているものでなければすることができないものであったにもかかわらず、同社はこの届出をしていなかった。

【課徴金額】 6,098 万円（※）

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日	平成 23 年 6 月 28 日
課徴金納付命令日	平成 23 年 8 月 24 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

（※）課徴金納付命令決定時における課徴金額は 6,092 万円に変更されている。

⑤ 株式会社東研に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 7 月 15 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社東研は、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成19年 1月30日	第37期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書(平成18年10月中間期半期報告書)	平成18年5月1日～平成18年10月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が▲122百万円であるところを7百万円と記載	売上の前倒し計上
2	平成19年 7月31日	第37期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成19年4月期有価証券報告書)	平成18年5月1日～平成19年4月30日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲179百万円であるところを▲80百万円と記載	売上の前倒し計上
3	平成20年 9月12日	第39期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年7月第1四半期四半期報告書)	平成20年5月1日～平成20年7月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,555百万円であるところを1,961百万円と記載	売掛金の過大計上等
4	平成21年 7月30日	第39期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成21年4月期有価証券報告書)	平成20年5月1日～平成21年4月30日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が1,113百万円であるところを1,436百万円と記載	売掛金の過大計上等
5	平成21年 9月11日	第40期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成21年7月第1四半期四半期報告書)	平成21年5月1日～平成21年7月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が976百万円であるところを1,317百万円と記載	売掛金の過大計上等
6	平成21年 12月4日	第40期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成21年10月第2四半期四半期報告書)	平成21年8月1日～平成21年10月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,011百万円であるところを1,366百万円と記載	売掛金の過大計上等

7	平成 22 年 3 月 12 日	第 40 期事業年 度第 3 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 22 年 1 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 1 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,247 百万円であるところ を 1,598 百万円と記載	売掛金の過大 計上等
8	平成 22 年 7 月 27 日	第 40 期事業年 度連結会計期間 に係る有価証券 報告書(平成 22 年 4 月期有価証 券報告書)	平成 21 年 5 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 103 百万円であるところ を▲34 百万円と記 載	売上の前倒し 計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,365 百万円であるところ を 1,758 百万円と記載	
9	平成 22 年 9 月 13 日	第 41 期事業年 度第 1 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 22 年 7 月第 1 四半期四 半期報告書)	平成 22 年 5 月 1 日～平成 22 年 7 月 31 日の第 1 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,370 百万円であるところ を 1,765 百万円と記載	売掛金の過大 計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

2. 株式会社東研は、関東財務局長に対し、平成 21 年 12 月 4 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 21 年 4 月期有価証券報告書(上表番号欄 4 参照)及び平成 21 年 10 月第 2 四半期四半期報告書(上表番号欄 6 参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 12 月 24 日、3,574,000 株の株式を 357,400,000 円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 3,108 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 7 月 15 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 8 月 24 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥ 株式会社 f o n f u n に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 8 月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社 f o n f u n は、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上及び債務保証損失引当金の不計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 20 年 8 月 13 日	第 13 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 20 年 6 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 20 年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が ▲264 百万円である ところを▲123 百万 円と記載	貸倒引当金の 過少計上
2	平成 20 年 11 月 12 日	第 13 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 20 年 9 月 第 2 四半期四半 期報告書)	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 20 年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が ▲797 百万円である ところを▲568 百万 円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
3	平成 21 年 2 月 12 日	第 13 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 20 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が ▲1,100 百万円であ るところを▲667 百 万円と記載	・貸倒引当金 の過少計上 ・債務保証損 失引当金の不 計上 等
			平成 20 年 10 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半 期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,069 百万円である ところを 1,501 百万 円と記載	
4	平成 21 年 6 月 29 日	第 13 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成 21 年 3 月期有価証券 報告書)	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日の連結会計期 間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 2,129 百万円である ところを▲1,680 百 万円と記載	・貸倒引当金 の過少計上 ・債務保証損 失引当金の不 計上 等
			平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日の会計期間	貸借対照表	純資産額が 132 百万 円であるところを 613 百万円と記載	
5	平成 21 年 8 月 13 日	第 14 期事業年度 第 1 四半期会計 期間に係る四半 期報告書(平成 21 年 6 月第 1 四 半期四半期報告 書)	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 6 月 30 日の第 1 四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 155 百万 円であるところを 630 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等

6	平成 21 年 11 月 16 日	第 14 期事業年度 第 2 四半期会計 期間に係る四半 期報告書 (平成 21 年 9 月第 2 四 半期四半期報告 書)	平成 21 年 7 月 1 日 ～平成 21 年 9 月 30 日の第 2 四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 173 百万 円であるところを 640 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
7	平成 22 年 2 月 15 日	第 14 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 21 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 21 年 10 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四半 期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 274 百万円であるところ を 727 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
8	平成 22 年 6 月 30 日	第 14 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書 (平成 22 年 3 月期有価証券 報告書)	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 3 月 31 日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 316 百万円であるところ を 766 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
9	平成 22 年 8 月 13 日	第 15 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 22 年 6 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 333 百万円であるところ を 775 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
10	平成 22 年 11 月 12 日	第 15 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 22 年 9 月 第 2 四半期四半 期報告書)	平成 22 年 7 月 1 日 ～平成 22 年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 359 百万円であるところ を 791 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

2. 株式会社 f o n f u n は、関東財務局長に対し、平成 21 年 10 月 30 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 21 年 3 月期有価証券報告書 (上表番号欄 4 参照)、平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書 (上表番号欄 5 参照) を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 11 月 16 日、515,000 株の株式を 103,000,000 円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 1,963 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 8 月 25 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 9 月 29 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦ 日本産業ホールディングズ株式会社に係る四半期報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 11 月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

日本産業ホールディングズ株式会社は、北海道財務局長に対し、一般管理費の過少計上等により、下表のとおり、金商法第 172 条の 4 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」四半期報告書を提出した。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
平成 22 年 5 月 14 日	第 19 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 3 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 21 年 7 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結経常損益が▲237 百万円であるところを▲172 百万円と記載 連結四半期純損益が▲257 百万円であるところを▲192 百万円と記載	一般管理費の過少計上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

【課徴金額】 150 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 11 月 29 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 12 月 26 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧ 株式会社塩見ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 1 月 20 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社塩見ホールディングスは、関東財務局長又は中国財務局長に対し、のれんの過大計上又は土地の過大計上により、下表のとおり、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成22年 6月30日	第6期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年3月期有価証券報告書）	平成21年4月1日～平成22年3月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲3,710百万円であるところを▲2,131百万円と記載	のれんの過大計上
2	平成22年 8月16日	第7期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年6月第1四半期四半期報告書）	平成22年4月1日～平成22年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲4,183百万円であるところを▲2,623百万円と記載	のれんの過大計上
3	平成22年 11月15日	第7期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年9月第2四半期四半期報告書）	平成22年7月1日～平成22年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲4,346百万円であるところを▲2,806百万円と記載	のれんの過大計上
4	平成23年 2月14日	第7期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年12月第3四半期四半期報告書）	平成22年10月1日～平成22年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲2,606百万円であるところを▲1,085百万円と記載	のれんの過大計上
5	平成23年 7月29日	第7期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成23年3月期有価証券報告書）	平成22年4月1日～平成23年3月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲1,167百万円であるところを332百万円と記載	のれんの過大計上

6	平成 23 年 9 月 15 日	第 8 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 23 年 6 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲ 1,599 百万円である ところを▲68 百万円 と記載	土地の過大計 上
7	平成 23 年 9 月 20 日	第 6 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書の訂正報告 書(平成 22 年 3 月期有価証券報 告書の訂正報告 書)	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 3 月 31 日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲ 3,710 百万円である ところを▲2,179 百 万円と記載	土地の過大計 上
8	平成 23 年 9 月 20 日	第 7 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書の 訂正報告書(平 成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報 告書の訂正報告 書)	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲ 4,183 百万円である ところを▲2,651 百 万円と記載	土地の過大計 上
9	平成 23 年 9 月 20 日	第 7 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書の 訂正報告書(平 成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報 告書の訂正報告 書)	平成 22 年 7 月 1 日 ～平成 22 年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲ 4,346 百万円である ところを▲2,814 百 万円と記載	土地の過大計 上
10	平成 23 年 9 月 20 日	第 7 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書の 訂正報告書(平 成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報 告書の訂正報告 書)	平成 22 年 10 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日の第 3 四半 期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲ 2,606 百万円である ところを▲1,074 百 万円と記載	土地の過大計 上

11	平成 23 年 9 月 20 日	第 7 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書の訂正報告 書（平成 23 年 3 月期有価証券報 告書の訂正報告 書）	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲ 1,167 百万円である ところを 363 百万円 と記載	土地の過大計 上
----	---------------------	---	--	-------------	---	-------------

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. 株式会社塩見ホールディングスは、関東財務局長に対し、

- (1) 平成 22 年 10 月 27 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 22 年 3 月期有価証券報告書（上表番号欄 1 参照）及び平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書（上表番号欄 2 参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 11 月 19 日、27,777,700 株の株式を 149,999,580 円で取得させ、
- (2) 平成 22 年 10 月 27 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 22 年 3 月期有価証券報告書（上表番号欄 1 参照）及び平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書（上表番号欄 2 参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 11 月 19 日、450 個の新株予約権を 245,250,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 4,477 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 1 月 20 日

審判手続中（平成 24 年 5 月 31 日現在）

⑨ 株式会社京王ズホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について

【勧告年月日】 平成 24 年 1 月 24 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社京王ズホールディングスは、東北財務局長に対し、貸倒引当金繰入額の不計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 19 年 1 月 31 日	第 14 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書（平成 18 年 10 月期有価証券 報告書）	平成 17 年 11 月 1 日～平成 18 年 10 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 2,386 百万円である ところを▲2,288 百 万円と記載	貸倒引当金繰 入額の不計上 等
2	平成 20 年 1 月 30 日	第 15 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書（平成 19 年 10 月期有価証券 報告書）	平成 18 年 11 月 1 日～平成 19 年 10 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲191 百万円であるところ を 89 百万円と記載 連結当期純損益が▲ 1,097 百万円である ところを▲874 百万 円と記載	売上の過大計 上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 468 百万円であるところ を 760 百万円と記載	
3	平成 21 年 1 月 27 日	第 16 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書（平成 20 年 10 月期有価証券 報告書）	平成 19 年 11 月 1 日～平成 20 年 10 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲20 百万円であるところ を 102 百万円と記載 連結当期純損益が 11 百万円であるところ を 80 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 824 百万円であるところ を 1,207 百万円と記 載	
4	平成 21 年 3 月 13 日	第 17 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 （平成 21 年 1 月 第 1 四半期四半 期報告書）	平成 20 年 11 月 1 日～平成 21 年 1 月 31 日の第 1 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 869 百万円であるところ を 1,263 百万円と記 載	貸倒引当金の 過少計上等

5	平成 21 年 6 月 12 日	第 17 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 21 年 4 月 第 2 四半期四半 期報告書)	平成 20 年 11 月 1 日～平成 21 年 4 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 107 百万円であると ころを 145 百万円と 記載	貸倒引当金の 過少計上等
			平成 21 年 2 月 1 日 ～平成 21 年 4 月 30 日の第 2 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 961 百万円であるところ を 1,379 百万円と記 載	
6	平成 21 年 9 月 14 日	第 17 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 21 年 7 月 第 3 四半期四半 期報告書)	平成 21 年 5 月 1 日 ～平成 21 年 7 月 31 日の第 3 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,204 百万円である ところを 1,551 百万 円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
7	平成 22 年 3 月 15 日	第 18 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 22 年 1 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 1 月 31 日の第 1 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 47 百万円であるところ を 111 百万円と記 載	貸倒引当金繰 入額の不計上 等
8	平成 22 年 9 月 14 日	第 18 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 22 年 7 月 第 3 四半期四半 期報告書)	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 7 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 264 百万円であると ころを 334 百万円と 記載	貸倒引当金繰 入額の不計上 等
9	平成 23 年 1 月 28 日	第 18 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成 22 年 10 月期有価証券 報告書)	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 10 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 416 百万円であると ころを 507 百万円と 記載	・貸倒引当金 繰入額の不計 上 ・売上の過大 計上等
10	平成 23 年 6 月 14 日	第 19 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 23 年 4 月 第 2 四半期四半 期報告書)	平成 22 年 11 月 1 日～平成 23 年 4 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 281 百万円であると ころを 346 百万円と 記載	貸倒引当金繰 入額の不計上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

2. 株式会社京王ズホールディングスは、東北財務局長に対し、
- (1) 平成19年3月13日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成18年10月期有価証券報告書（上表番号欄1参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年3月29日、160個の新株予約権証券を9,600,000円で取得させ、
 - (2) 平成20年1月10日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成18年10月期有価証券報告書（上表番号欄1参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年1月25日、6,500株の株券を195,195,000円で取得させ、
 - (3) 平成20年4月15日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成19年10月期有価証券報告書（上表番号欄2参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年4月30日、6,000株の株券を120,000,000円で取得させた。
- 同社が行った上記の行為は、旧金商法第172条第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

3. 株式会社京王ズホールディングスは、東北財務局長に対し、平成21年10月20日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年10月期有価証券報告書（上表番号欄3参照）及び平成21年7月第3四半期四半期報告書（上表番号欄6参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月4日、20個の新株予約権を360,960,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。
- 同社が行った上記の行為は、金融商品取引法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 4,373万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年1月24日
課徴金納付命令日 平成24年3月16日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩ クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載及び同社役員が所有する同社株券の売出しに係る発行開示書類の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成24年1月27日

【勧告の対象となった違反事実】

1. クラウドゲート株式会社は、関東財務局長に対し、架空売上の計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項及び第2項並びに金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成19年 3月30日	第7期事業年度 会計期間に係る 有価証券報告書 (平成18年12 月期有価証券報 告書)	平成18年1月1日 ～平成18年12月 31日の会計期間	損益計算書	経常損益が▲36百万 円であるところを66 百万円と、当期純損益 が▲45百万円である ところを60百万円と 記載	・架空売上の 計上 ・売上原価の 過少計上 等
				貸借対照表	純資産額が325百万 円であるところを 431百万円と記載	
2	平成19年 9月28日	第8期事業年度 中間会計期間に 係る半期報告書 (平成19年6月 中間期半期報告 書)	平成19年1月1日 ～平成19年6月 30日の中間会計期 間	中間 損益計算書	中間純損益が▲100 百万円であるところ を▲64百万円と記載	・ソフトウェ アの過大計上 ・コンテンツ の過大計上 ・長期前払費 用の過大計上 等
				中間 貸借対照表	純資産額が494百万 円であるところを 639百万円と記載	
3	平成20年 3月31日	第8期事業年度 会計期間に係る 有価証券報告書 (平成19年12 月期有価証券報 告書)	平成19年1月1日 ～平成19年12月 31日の会計期間	損益計算書	経常損益が▲131百 万円であるところを 54百万円と、当期純 損益が▲191百万円 であるところを56百 万円と記載	・架空売上の 計上 ・ソフトウェ アの過大計上 ・コンテンツ の過大計上 等
			平成19年1月1日 ～平成19年12月 31日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が400 百万円であるところ を760百万円と記載	
4	平成20年 9月26日	第9期事業年度 中間連結会計期 間に係る半期報 告書(平成20年 6月中間期半期 報告書)	平成20年1月1日 ～平成20年6月 30日の中間連結会 計期間	中間連結 損益計算書	連結経常損益が▲260 百万円であるところ を▲190百万円と、連 結中間純損益が▲269 百万円であるところ を▲211百万円と記 載	・架空売上の 計上 ・ソフトウェ アの過大計上 ・コンテンツ の過大計上 等
				中間連結 貸借対照表	連結純資産額が237 百万円であるところ を649百万円と記載	
5	平成21年 3月27日	第9期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成20年 12月期有価証券 報告書)	平成20年1月1日 ～平成20年12月 31日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲519 百万円であるところ を▲389百万円と記 載	・ソフトウェ アの過大計上 ・コンテンツ の過大計上 ・貸倒引当金 の過少計上 等

6	平成 21 年 5 月 15 日	第 10 期事業年度 第 1 四半期会計 期間に係る四半 期報告書 (平成 21 年 3 月第 1 四 半期四半期報告 書)	平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日の第 1 四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲374 百 万円であるところを ▲259 百万円と記載	・ソフトウェアの 過大計上 ・コンテンツの 過大計上等
7	平成 21 年 8 月 12 日	第 10 期事業年度 第 2 四半期会計 期間に係る四半 期報告書 (平成 21 年 6 月第 2 四 半期四半期報告 書)	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 6 月 30 日の第 2 四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲415 百 万円であるところを ▲280 百万円と記載	・ソフトウェアの 過大計上 ・コンテンツの 過大計上等
8	平成 21 年 11 月 13 日	第 10 期事業年度 第 3 四半期会計 期間に係る四半 期報告書 (平成 21 年 9 月第 3 四 半期四半期報告 書)	平成 21 年 7 月 1 日 ～平成 21 年 9 月 30 日の会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲156 百 万円であるところを ▲29 百万円と記載	・ソフトウェアの 過大計上 ・コンテンツの 過大計上等
9	平成 22 年 3 月 29 日	第 10 期事業年度 会計期間に係る 有価証券報告書 (平成 21 年 12 月期有価証券報 告書)	平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日の会計期間	貸借対照表	純資産額が▲83 百万 円であるところを 42 百万円と記載	・貸倒引当金の 過少計上 ・ソフトウェアの 過大計上 ・コンテンツの 過大計上等
10	平成 22 年 5 月 14 日	第 11 期事業年度 第 1 四半期会計 期間に係る四半 期報告書 (平成 22 年 3 月第 1 四 半期四半期報告 書)	平成 22 年 1 月 1 日 ～平成 22 年 3 月 31 日の第 1 四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲91 百万 円であるところを 25 百万円と記載	・貸倒引当金の 過少計上 ・ソフトウェアの 過大計上 ・コンテンツの 過大計上等
11	平成 22 年 8 月 13 日	第 11 期事業年度 第 2 四半期会計 期間に係る四半 期報告書 (平成 22 年 6 月第 2 四 半期四半期報告 書)	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 6 月 30 日の第 2 四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲106 百 万円であるところを 840 千円と記載	・貸倒引当金の 過少計上 ・ソフトウェアの 過大計上 ・コンテンツの 過大計上等

12	平成 22 年 11 月 15 日	第 11 期事業年度 第 3 四半期会計 期間に係る四半 期報告書 (平成 22 年 9 月第 3 四 半期四半期報告 書)	平成 22 年 7 月 1 日 ～平成 22 年 9 月 30 日の第 3 四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲128 百 万円であるところを ▲31 百万円と記載	・貸倒引当金 の過少計上 ・ソフトウェアの過大計上 ・コンテンツ の過大計上 等
13	平成 23 年 3 月 28 日	第 11 期事業年度 会計期間に係る 有価証券報告書 (平成 22 年 12 月期有価証券報 告書)	平成 22 年 1 月 1 日 ～平成 22 年 12 月 31 日の会計期間	貸借対照表	純資産額が 13 百万円 であるところを 83 百 万円と記載	・貸倒引当金 の過少計上 ・コンテンツ の過大計上 等
14	平成 23 年 5 月 16 日	第 12 期事業年度 第 1 四半期会計 期間に係る四半 期報告書 (平成 23 年 3 月第 1 四 半期四半期報告 書)	平成 23 年 1 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日の第 1 四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲14 百万 円であるところを 45 百万円と記載	・貸倒引当金 の過少計上 ・コンテンツ の過大計上 等
15	平成 23 年 8 月 15 日	第 12 期事業年度 第 2 四半期会計 期間に係る四半 期報告書 (平成 23 年 6 月第 2 四 半期四半期報告 書)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 6 月 30 日の第 2 四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲34 百万 円であるところを 19 百万円と記載	・貸倒引当金 の過少計上 ・コンテンツ の過大計上 等

(注) 金額は原則として百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. クラウドゲート株式会社は、関東財務局長に対し、

- (1) 平成 19 年 1 月 30 日、架空売上の計上等により、平成 18 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの中間会計期間における経常損益が 5 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 48 百万円の利益と、純損益が 12 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 43 百万円の利益と記載するなどした損益計算書を掲載した重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 19 年 2 月 27 日、2,500 株の株券を 212,500,000 円で取得させ、
- (2) 平成 21 年 3 月 10 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 19 年 12 月期有価証券報告書 (上表番号欄 3 参照) 及び平成 20 年 6 月中間期半期報告書 (上表番号欄 4 参照) を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 3 月 26 日、19,300 株の株式を 115,800,000 円で取得させ、
- (3) 平成 21 年 11 月 2 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 20 年 12 月期有価証券報告書 (上表番号欄 5 参照) 及び平成 21 年 6 月第 2 四半期四半期報告書 (上表番号欄 7 参照) を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 11 月 19 日、6,667 株の株式を 100,005,000 円で取得させ、
- (4) 平成 22 年 12 月 1 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 21 年 12 月期有価

証券報告書（上表番号欄9参照）及び平成22年9月第3四半期四半期報告書（上表番号欄12参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月20日、30,770株の株式を200,005,000円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第172条第1項及び金商法第172条の2第1項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

3. クラウドゲート株式会社の役員は、クラウドゲート株式会社が平成19年1月30日に関東財務局長に対し提出した重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書（上記2(1)参照）に虚偽の記載があることを知りながら、同有価証券届出書の提出に関与し、同有価証券届出書に基づく売出しにより、平成19年2月28日、同人が所有する100株のクラウドゲート株式会社の株券を、12,000,000円で売り付けた。

クラウドゲート株式会社の役員が行った上記の行為は、旧金商法第172条第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出した発行者の役員であって、当該発行開示書類に虚偽の記載があることを知りながら当該発行開示書類の提出に関与した者が、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員が所有する有価証券を売り付けた行為に該当する。

【課徴金額】

クラウドゲート株式会社 4,996万円
クラウドゲート株式会社の役員 24万円

【勧告後の経緯】

・クラウドゲート株式会社
審判手続開始決定日 平成24年1月27日
課徴金納付命令日 平成24年3月2日
審判手続中（平成24年5月31日現在） } (※)

(※) 本件勧告事案については、被審人から、課徴金に係る金商法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実の一部及び当該部分に係る納付すべき課徴金の額（3,125万円）を認め、その余の部分について否認する旨の答弁書の提出があり、これを受けた審判官から、被審人の認めた部分について審判手続を分離したしたうえで、金商法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出された。

・クラウドゲート株式会社の役員
審判手続開始決定日 平成24年1月27日
課徴金納付命令日 平成24年3月2日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

3 その他

平成22年11月19日に課徴金納付命令勧告を行った株式会社ディー・ディー・エスに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出

し、各報告書には、実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が計上されているが、それは2つの開発取引に係る前渡金として計上すべきものを棚卸資産及び工具器具備品として計上した誤りであり、資産計上したことに誤りはないので各報告書及びこれらを組込情報とする各届出書には架空の資産が不正に計上されたことによる重要な事項につき虚偽の記載があったとはいえないとして争っていたものである。

審判手続を経て、金融庁長官は、被審人の主張する2つの開発取引はいずれも存在していたとは認められない一方、各報告書には実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が架空の資産として計上されており、これらの架空計上に係る金額及び割合が相当大きいことに照らせば、各報告書及びこれらを組込情報とする各届出書は、いずれも重要な事項につき虚偽の記載があるものと認められるとして、平成23年10月3日に課徴金の納付を命ずる決定を行った。

第3 無届募集に対する裁判所への禁止命令等の申立て

近年、有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行う、いわゆる無届募集を行う者による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無届募集を行う者に対する金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192条申立て」）及びそのための同法第187条に基づく調査（以下「187条調査」）の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（本文60頁参照）。

金商法第192条及び第187条については、米国の法制を参考にして昭和23年に制定された証券取引法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成20年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも192条申立て及び187条調査の権限が委任された。さらに、平成22年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し3億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が192条申立て及び187条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の開示担当部局や捜査当局等と連携し、無届募集を行う者に関する情報収集・分析を精力的に進めているところである。

投資者の皆様におかれても、金商法の規定に違反する無届けでの株券や社債券等の有価証券募集により様々なトラブルが生じていることから、それらを購入することのないよう御注意いただきたい。

第4 今後の課題

開示検査の運営に当たっては、その対象が極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に則して開示検査の多様化と高度化を図るよう努める。

- (1) 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な検査を実施するため、検査手法の開発・改善、研修等を通じた人材の育成等を行い、検査能力の向上を図る。また、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見すべく、引き続き市場内外の様々な情報の幅広い収集に努めるとともに、その分析手法についても開発・改善を

行う。

- (2) 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業により設置される第三者委員会が担う役割の重要性も踏まえ、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の適正な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化する。
- (3) 市場監視機能強化の観点から、金融庁の関係部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、虚偽記載事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化するとともに、虚偽記載事例等に関する分かりやすい対外的な情報発信に努める。
- (4) 株式や社債等の無届募集については、金融庁の行政部局等との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用も含め、適切に対応する。
- (5) IT 化が進展する中で、開示検査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（以下「デジタルフォレンジック」という。）が重要となっている。
このため、平成 23 年度においては、証券監視委事務局内に整備されているデジタルフォレンジック用資機材を、開示検査の現場に実験的に導入し、その活用に取り組んだところであるが、今後においても、引き続きデジタルフォレンジック運用体制の構築に取り組み、開示検査をより効果的かつ効率的に実施していく。

第6章 犯則事件の調査・告発

第1 概説

1 犯則事件の調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者は、これを厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い付与されたものである。

犯則事件の調査については、証券監視委職員の固有の権限として、金商法に規定されている。権限行使の対象も金融商品取引業者等に限定されず、投資者を含め広く金融商品取引等に関与するすべての者に及んでいる。さらに、犯収法においても、金商法を準用する形で犯則事件の調査権限が証券監視委に付与されている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的に、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

2 犯則事件の調査の権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る具体的な権限は、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（金商法第210条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（金商法第211条等）である。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料173頁以下参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている（犯収法第29条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第223条、犯収法第29条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第226条、犯収法第29条）

3 平成23年度における活動状況

証券監視委は、平成23年度において、15件の犯則事件について検察官に告発を行った（本章第2参照）。各事件においては、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対する強制調査を実施するとともに、任意調査を実施した。15件のうち、8件については東京地方検察庁検察官に告発し、それ以外の7件については、横浜・神戸・大阪・福岡各地方の検察庁検察官に告発しており、犯則事件の地域的な拡がりを示している。

また、すべての事件において、告発日に、犯則事実、関連条文及び法定刑を証券監視委のウェブサイト公表し、市場に対する迅速な情報提供に努めたところである。

第2 犯則事件の調査・告発実績

1 告発の状況

平成23年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で6件・11名、相場操縦の嫌疑で1件・1名、風説の流布及び偽計の嫌疑で1件・1名、偽計の嫌疑で3件・15名、虚偽有価証券報告書等提出の嫌疑で4件・18名の合計15件・46名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。(附属資料249頁以下の告発事件の概要一覧表参照)

事 件 名	告発年月日	告 発 先
株式会社富士バイオメディックスに係る虚偽有価証券報告書等提出事件	23年5月27日	東京地方検察庁 検察官
株式会社スルガコーポレーション株券に係る内部者取引事件	23年6月10日	横浜地方検察庁 検察官
株式会社ジャストシステム株券に係る内部者取引事件	23年7月13日	東京地方検察庁 検察官
株式会社NESTAGE関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件	23年8月2日	大阪地方検察庁 検察官
福岡在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件	23年8月5日	福岡地方検察庁 検察官
井上工業株式会社株券に係る偽計事件	23年12月12日	東京地方検察庁 検察官
電子掲示板を悪用した風説の流布及び偽計事件	23年12月21日	神戸地方検察庁 検察官
経済産業省審議官による内部者取引事件	24年1月31日	東京地方検察庁 検察官
オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件 (1)(2)(3)	(1)24年3月6日 (2)(3)24年3月28日	東京地方検察庁 検察官
黒崎播磨株式会社株券に係る内部者取引事件(1)(2)	24年3月22日	福岡地方検察庁 検察官
株式会社セラテムテクノロジー株券に係る偽計事件	24年3月26日	東京地方検察庁 検察官
日本風力開発株式会社株券に係る内部者取引事件	24年3月28日	神戸地方検察庁 検察官

2 告発事案の概要

平成23年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

(1) 不公正取引に対する告発

① 株式会社スルガコーポレーション株券に係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑法人の代表取締役ら3名が、当該法人が業務を委託していた法人に

ついて、警察が反社会的勢力であるとして捜査を進めているという重要事実を知り、保有していた犯則嫌疑法人の株式について内部者取引を行った事件である。本件は、当該事実について、金商法第 166 条第 2 項第 4 号の「前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」との規定（いわゆるバスケット条項）に該当するものと認定し、告発をしたものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法（第 166 条第 1 項等 会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成 23 年 5 月 24 日に横浜地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年 6 月 10 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 3 名を横浜地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社スルガコーポレーションは、不動産事業等を営む株式会社、犯則嫌疑者 A は、犯則嫌疑法人の代表取締役会長兼社長であったもの、犯則嫌疑者 B は、犯則嫌疑法人の執行役員経理部総括であったもの、犯則嫌疑者 C は、犯則嫌疑法人の管理本部プロジェクト審査部長兼法務部長であったものであり、犯則嫌疑者 3 名は、いずれも自己の職務に関し、犯則嫌疑法人が従前から委託先法人に行わせていた犯則嫌疑法人所有の商業ビルの立ち退き交渉業務に関し、警察において、同委託先法人が反社会的勢力であるとし、当該交渉業務について、犯則嫌疑法人の役員らの取調べ等の捜査を進めているという、同社の運営、業務及び財産に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、平成 20 年 2 月中旬ころまでに知り、共謀の上、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成 20 年 2 月 25 日から同年 3 月 3 日までの間、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、証券会社を介し、同証券会社に開設されたエスジーコーポレーション株式会社名義口座において保有されていた犯則嫌疑法人の株券合計 1 万 4,500 株を、価格合計 1,904 万 3,600 円で売り付けたものである。

【告発後の経緯】

平成 23 年 6 月 13 日、犯則嫌疑者 3 名のうち 1 名（当該会社代表取締役会長兼社長）について、公訴の提起が行われた。現在、当公判は、横浜地方裁判所において、刑事訴訟法第 314 条（被告人が心神喪失の状態に在るときまたは病気のため出頭することができないとき）により公判手続停止となっている。

② 株式会社ジャストシステム株券に係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、発行体である株式会社ジャストシステムとの間でコンサルティング契約を締結していた者から、同社が第三者割当増資を行うこと及び業務提携を行うことについて決定したという事実の伝達を受け、内部者取引を行った事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法（第 166 条第 3 項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 23 年 7 月 13 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社ジャストシステムとの間でコンサルティング契約を締結して

いた者から、平成21年2月上旬ころ、同人が同契約の履行に関し知った、ジャストシステムの業務執行決定機関が、株式会社キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと及び業務提携を行うことについて決定した旨の事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、平成21年2月23日から3月27日までの間、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者ほか4名の名義で、ジャストシステム株券合計35万3,400株を代金合計5,329万2,300円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

平成23年7月14日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われた。同年9月16日、東京地方裁判所は、被告人が発覚を防ぐために自己名義だけでなく、家族名義の証券口座をも使用して何回も取引に及んで大量の株式を買い付けており、取引の回数が多く、取引金額も多額であることに加えて、公表後に買い付けた株式を売り付けて多額の利益を取得しており、刑事責任は軽くないとして、懲役3年(執行猶予3年)、罰金400万円、追徴金約1億1,796万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

③ 株式会社NESTAGE関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件

本件は、犯則嫌疑法人の役員や増資引受先の役員等の犯則嫌疑者7名が、現物出資を含む第三者割当増資を行うに際し、債務超過を解消するとともに、嫌疑法人の株価を上げようとすることを企て、現物出資財産(不動産)の価値を過大評価した上、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いたものである。

本件は、現物出資を用いた不公正ファイナンスについて、偽計を適用し、告発した初めてのケースである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が、金商法(第158条等 偽計の禁止)に違反するとして、平成23年7月14日に大阪府警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年8月2日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者7名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者7名は、犯則嫌疑法人株式会社NESTAGE(以下「NESTAGE」という。)が、その平成22年2月期決算において、前期に続いて債務超過になり、上場廃止基準に抵触するおそれがあったことなどから、クロスビズ株式会社(以下「クロスビズ」という。)を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資を行って債務超過を解消するとともに、NESTAGEの株価を上げようとすることを企て、共謀の上、同社の業務及び財産に関し、同社の株券の発行のため、及び、同社の株価を上げる目的で、宿泊施設等であった土地及び建物3物件につき、真実は、募集株式の払込金額として予定していた12億円に相当する価値がなく、同金額に相当する現物出資財産として適正な鑑定評価及びその価額が相当であることの証明を受けられないものであったにもかかわらず、平成22年1月22日から同年2月5日ころまでの間、実現可能な具体的な事業計画もないまま、水増しした客室数及び収容人数等に基づいて上記3物件の鑑定評価額が合計13億円である旨の鑑定評価書を作成するなどして、上記3物件の価値を過大評価した上、同月10日、株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システムであるTDnetにより、NESTAGEの取締役会が、同月26日を現物出資財産給付期日とし、クロスビズを割当先として、上記3物件の現物出資により発行価額総額12億円のA種優先株式1,200株を発行することを決議した旨公表するに際し、上記3物件について、募

集株式の払込金額 12 億円に相当する現物出資財産として適正な鑑定評価及びその価額が相当であることの証明を受けており、同金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行い、もって有価証券の取引のため、及び、有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

平成 23 年 8 月 3 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 7 名のうち 5 名について、公訴の提起が行われた。平成 23 年 10 月 11 日、大阪地方裁判所は、本件公表を実行したのは NESTAGE の役員であるが、被告人 D（クロスビズ株式会社代表取締役）及び被告人 E（クロスビズ株式会社嘱託社員）が果たした役割は、NESTAGE に対する現物出資をするに当たって不可欠の手續であるところ、被告人 D 及び被告人 E は、本件の現物出資の枠組み自体には、NESTAGE の役員と同等に深く関与しているとして、被告人両名に、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決をそれぞれ言い渡し、同判決は確定した。

被告会社及び他の被告人 A（当該会社代表取締役会長）、被告人 B（当該会社取締役）及び被告人 C（当該会社執行役員）の 3 名については、大阪地方裁判所において、公判係属中である。

④ 福岡在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件

本件は、福岡在住のデイトレーダーが、インターネット取引により、他の投資者に買い需要が旺盛であると誤解させるため、本人名義もしくは本人以外の名義で証券会社を介し、約定させる意思の無い大量の買い注文を委託するいわゆる「見せ玉」と呼ばれる手法を用いるなどして 3 銘柄について相場操縦を行った事件である。

デイトレーダーによる相場操縦の告発としては、平成 22 年度に告発した「大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件」（平成 22 年 10 月 28 日告発）に続くもので、4 件目の告発となる。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件相場操縦が、金商法（第 159 条第 2 項、第 197 条第 2 項等 相場操縦行為等の禁止、加重処罰規定）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 23 年 8 月 5 日、犯則嫌疑者を福岡地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、財産上の利益を得る目的で、

第 1 株式会社 GABA（東証上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 19 年 11 月 15 日午前 9 時 9 分ころから同日午前 9 時 23 分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 46 株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計 150 株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を 11 万円から 12 万 2,000 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計 59 株を売り付け、

第 2 大東紡織株式会社（東証上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、

1 平成 21 年 5 月 21 日午前 9 時 17 分ころから同日午前 9 時 19 分ころまでの間、

同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計4万7,000株を買い付け、さらに、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計26万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を106円から109円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、同株券合計7万2,000株を売り付け、

2 同日午前9時31分ころから同日午前9時37分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計11万8,000株を買い付け、さらに、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計28万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を111円から115円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、同株券合計12万7,000株を売り付け、

3 同日午前9時45分ころから同日午前9時49分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計4万1,000株を買い付け、さらに、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計25万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を110円から113円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、同株券合計6万1,000株を売り付け、

4 同日午前10時33分ころから同日午前10時49分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計19万8,000株を買い付け、さらに、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計34万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を110円から114円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計19万2,000株を売り付け、

5 同日午後零時38分ころから同日午後零時47分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計8万1,000株を買い付け、さらに、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計29万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を109円から112円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、同株券合計12万1,000株を売り付け、

第3 株式会社レオパレス21（東証上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、

- 1 平成 22 年 8 月 31 日午前 9 時ころから同日午前 9 時 3 分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 10 万 500 株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計 60 万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を 179 円から 184 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計 15 万 500 株を売り付け、
- 2 同日午前 9 時 7 分ころから同日午前 9 時 24 分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 43 万 8, 000 株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計 80 万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を 179 円から 181 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計 49 万 100 株を売り付け

たものである。

【告発後の経緯】

平成 23 年 9 月 13 日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われた。平成 24 年 5 月 14 日、福岡地方裁判所は、本件は、多数の他人名義の証券取引口座等を用いた大がかりな犯行であり、犯行態様も悪質である上、見せ玉等を用いることが違法であることを十分に認識していたにもかかわらず犯行を繰り返したのであって、厳しい非難は免れず、同種事犯を抑止する観点からも厳正な対応が求められるなどとして、懲役 3 年（実刑）、罰金 300 万円、追徴金約 1 億 8, 695 万円の判決を言い渡した。被告人は控訴し、福岡高等裁判所において公判係属中である。

⑤ 井上工業株式会社株券に係る偽計事件

本件は、東証 2 部に上場していた井上工業株式会社の役員、増資引受先の組合員等の犯則嫌疑者 4 名が、同社が第三者割当増資を行うに際し、株価を維持上昇させる目的で、同社名義の預金口座から出金した金銭を、他の名義の預金口座を経由させて増資引受先の投資事業組合の預金口座に入金し、同組合名義で別の同社名義の預金口座に入金させることで、新株式発行増資のほとんどの払い込みを仮装し、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いたものである。

なお、本件は、警視庁の組織犯罪対策課と合同で調査・捜査を実施し、告発を行った初めての事例である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が、金商法（第 158 条等 偽計の禁止）に違反するとして、平成 23 年 11 月 22 日に警視庁組織犯罪対策第三課等と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年 12 月 12 日、犯則嫌疑者 4 名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者4名は、井上工業株式会社（以下「井上工業」という。）が平成20年8月28日に公表したアップル有限責任事業組合（以下「アップル組合」という。）を割当先とする第三者割当による新株式発行増資につき、発行価額18億円のうち15億円の払込みを仮装するとともに虚偽の事実を公表して偽計を用い、井上工業の新株を発行するとともに同社の株価を維持上昇させようと企て、アップル組合の従業者と共謀の上、井上工業新株の発行のため、及び、同社株価の維持上昇を図る目的をもって、同年9月24日、井上工業名義の預金口座から出金した8億円及び7億円を、他の名義の預金口座を経由させてアップル組合名義の預金口座に入金し、アップル組合名義で、上記とは別の井上工業名義の預金口座に入金して払込みを仮装した上、その情を秘し、同日、東京証券取引所が提供する適時開示情報システムであるTDnetにより、前記新株式発行増資の払込金として18億円全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表し、もって有価証券の取引のため、及び、有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

平成23年12月13日、犯則嫌疑者4名について、公訴の提起が行われた。平成24年2月14日、東京地方裁判所は、本件は、計画的な犯行である上、投資者に対する情報公開制度を害するおそれの高い犯行であるから悪質であるとして、被告人C（アップル有限責任事業組合組合員）に、懲役2年6月（執行猶予3年）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

平成24年3月7日、東京地方裁判所は、被告人B（当該会社社員）に、懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

平成24年3月12日、東京地方裁判所は、被告人A（当該会社社員）に、懲役2年（執行猶予3年）、被告人D（証券ブローカー）に、懲役2年6月（執行猶予4年）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑥ 電子掲示板を悪用した風説の流布及び偽計事件

本件は、犯則嫌疑者が、相場の変動を図るなどの目的をもって、電子掲示板上で事実ではない情報を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、事実であるかのように装い、風説を流布するとともに偽計を用いたものである。

本件は、インターネット上の電子掲示板を悪用した事件を告発した初めての事例であり、類似の事例としては、犯則行為者が電子メールを悪用して風説を流布した平成14年11月29日に告発したドリームテクノロジー株式に係る風説の流布及び偽計事件がある。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件風説の流布及び偽計が、金商法（第158条等 風説の流布、偽計の禁止）に違反するとして、平成23年12月2日に兵庫県警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年12月21日、犯則嫌疑者を神戸地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者（無職）は

第1 株式会社エスプール（大証ジャスダック上場）の株券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、平成23年8月24日午前8時16分頃から同月25

日午前8時10分頃までの間、4回にわたり、犯則嫌疑者方において、専門紙Aが株式会社エスプールの業績が大幅に拡大した旨の記事などを掲載した事実も、同社がX株式会社との間で業務提携を行う事実もなかったにもかかわらず、パーソナルコンピュータを操作し、インターネットを介して、サーバコンピュータの記憶装置に文字データを記録させる方法により、電子掲示板上で、各事実があるかのように装った内容虚偽の文章を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き

第2 ロングライフホールディング株式会社（大証ジャスダック上場）の株券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、平成23年8月25日午前9時47分頃、犯則嫌疑者方において、同社がY株式会社との間で業務提携を行う事実も、日刊紙Bが同事実に関する記事を掲載した事実もないにもかかわらず、前記同様の方法により、前記電子掲示板上で、各事実があるかのように装った内容虚偽の文章を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き

第3 日本マニュファクチャリングサービス株式会社（大証ジャスダック上場）の株券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、平成23年8月26日午前9時12分頃から同月29日午前10時8分頃までの間、6回にわたり、犯則嫌疑者方において、同社がX株式会社との間で業務提携を行う事実も、情報配信社Cがインターネット上で同事実に関する記事を配信した事実もないにもかかわらず、前記同様の方法により、前記電子掲示板上で、各事実があるかのように装った内容虚偽の文章を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き

第4 株式会社フルスピード（東証マザーズ上場）の株券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、平成23年8月29日午前10時35分頃及び同日午前11時20分頃、2回にわたり、犯則嫌疑者方において、Z株式会社が株式会社フルスピードを完全子会社化する事実も、情報配信社Dがインターネット上で同事実に関する記事を配信した事実もないにもかかわらず、前記同様の方法により、前記電子掲示板上で、各事実があるかのように装った内容虚偽の文章を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き

もって、それぞれ有価証券の売買のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布するとともに、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

平成23年12月22日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、同日、神戸簡易裁判所は、被告人に、罰金30万円、追徴金4万8,330円の略式命令を言い渡し、同命令は確定した。

⑦ 経済産業省審議官による内部者取引事件

本件は、経済産業省に勤務する犯則嫌疑者が、経済産業大臣の命を受けて従事していた職務の権限行使に関して、上場会社が合併することについての決定をしたという事実及び金融機関を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたという事実を知って内部者取引を行ったものである。本件は、国家公務員を内部者取引の嫌疑者として告発した2件目の事例である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法（第166条第1項等 会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年1月31日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、経済産業省大臣官房審議官として、経済産業大臣の命を受けて、同省商務情報政策局情報通信機器課が所掌する半導体素子、集積回路その他情報通信機器等の部品等に関する事業の発達、改善及び調整等の事務の企画及び立案に参画し、関係事務を統括整理するなどの職務に従事していたものであるが、同職務上の権限の行使に関し

第1 半導体素子等の電子部品の開発及び製造等を業とするNECエレクトロニクス株式会社の業務執行を決定する機関が、株式会社ルネサステクノロジと合併することについての決定をした旨の事実を、平成21年3月9日ころ知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年4月21日から同月27日までの間、証券会社を介し、犯則嫌疑者の妻名義で、NECエレクトロニクスの株券合計5,000株を代金合計489万7,900円で買い付け

第2 半導体素子等の電子部品の開発及び製造等を業とするエルピーダメモリ株式会社の業務執行を決定する機関が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って株式会社日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をした旨の事実を、遅くとも平成21年5月11日までに知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月15日及び同月18日、証券会社を介し、犯則嫌疑者の妻名義で、エルピーダメモリの株券合計3,000株を代金合計305万9,000円で買い付け

たものである。

【告発後の経緯】

平成24年2月1日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

⑧ 黒崎播磨株式会社株券に係る内部者取引事件(1)

本件は、発行体企業に勤務する犯則嫌疑者Aが、企業が業務予想値を修正する決定を下した旨の情報を入手し、犯則嫌疑者Bと共謀の上、内部者取引を行った事件である。犯則嫌疑者Bは、単独でも知人名義の口座を用いて内部者取引を行っている。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法（第166条第1項等 会社関係者の禁止行為、第166条第3項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年3月22日、犯則嫌疑者2名を福岡地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

第1 犯則嫌疑者兩名は、犯則嫌疑者Aが、平成20年12月19日ころ、自己の職務に関し、黒崎播磨が新たに算出した平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度における同社及び同社が属する企業集団の経常利益の各予想値について、同社が平成20年5月15日に公表していた各予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったことから、あらかじめ信用取引により同社の株券を売り付け、同事実の公表後に買い戻して利益を得ようとして企て、共謀の上、いずれも法定の除外事由がないのに、その公表前である平成20年12月26日から平成21年1月5日までの間、証券会社を介し、犯則嫌

疑者B名義で黒崎播磨の株券合計 43 万 1,000 株を代金合計 1 億 157 万 1,000 円で売り付け

第2 犯則疑者兩名は、犯則疑者Aが、平成22年1月14日ころ、自己の職務に関し、黒崎播磨が新たに算出した平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度における同社が属する企業集団の経常利益の予想値について、同社が平成21年11月11日に公表していた予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったことから、あらかじめ同社の株券を買い付け、同事実の公表後に売り付けて利益を得ようと企て、共謀の上、いずれも法定の除外事由がないのに、その公表前である平成22年1月20日から同年2月10日までの間、証券会社を介し、犯則疑者B名義で黒崎播磨の株券合計 30 万 3,000 株を代金合計 5,164 万 4,000 円で買い付け

第3 犯則疑者Bは、平成22年1月中旬ころ、前記Aから、同人が自己の職務に関し知った第2記載の重要事実の伝達を受けたことから、あらかじめ同社の株券を買い付け、同事実の公表後に売り付けて利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、その公表前である平成22年2月2日から同月10日までの間、証券会社を介し、知人名義で黒崎播磨の株券合計 6 万 1,000 株を代金合計 1,013 万 4,000 円で買い付け

たものである。

【告発後の経緯】

平成24年3月23日、犯則疑者2名について、公訴の提起が行われ、福岡地方裁判所において、公判係属中である。

⑨ 黒崎播磨株式会社株券に係る内部者取引事件(2)

上記⑧と同一の犯則疑者による事件であるが、本件では、それぞれの犯則疑者が知人名義もしくは本人名義の口座を用いて内部者取引を行ったものである。なお、本件では、犯則疑者Bは、組織犯罪処罰法違反の罪などでも起訴されている。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法（第166条第1項等 会社関係者の禁止行為、第166条第3項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年3月22日、犯則疑者2名を福岡地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

第1 犯則疑者Aは、平成22年11月9日、自己の職務に関し、黒崎播磨が新たに算出した平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業年度における同社が属する企業集団の当期純利益の予想値について、同社が平成22年5月13日に公表していた予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったことから、あらかじめ同社の株券を買い付け、同事実の公表後に売り付けて利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、その公表前である平成22年11月10日、証券会社を介し、知人名義で黒崎播磨の株券合計 17 万 1,000 株を代金合計 5,205 万 8,000 円で買い付け

第2 犯則疑者Bは、平成22年11月9日ころ、前記Aから、同人が自己の職務に関し知った第1記載の重要事実の伝達を受けたことから、あらかじめ同社の株券を買

い付け、同事実の公表後に売り付けて利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、その公表前である同月 10 日、証券会社を介し、犯則疑者 B 名義で黒崎播磨の株券合計 10 万 6,000 株を代金合計 3,189 万 3,000 円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

上記⑧と同日の平成 24 年 3 月 23 日、犯則疑者 B について、公訴の提起が行われ、また、平成 24 年 3 月 30 日に、犯則疑者 A について、公訴の提起が行われ、両名共に福岡地方裁判所において、公判係属中である。

⑩ 株式会社セラータムテクノロジー株券に係る偽計事件

本件は、中国企業の株主が、窮境に陥った国内企業の経営支配権を掌握するいわゆる「裏口上場」のスキームを隠ぺいし、中国企業の株主らが実質的に支配している法人を割当先として国内企業が増資を行い、当該調達資金により中国企業を子会社化したようにみせかけ、偽計を行ったものである。証券監視委は、本件の調査において、IOSCO のMMOUを積極的に活用し、海外の証券監督当局を通じた情報入手に努めた。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が、金商法（第 158 条等 偽計の禁止）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 24 年 3 月 26 日、犯則疑法人及び犯則疑者 2 名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則疑者両名は、大阪証券取引所に上場する犯則疑法人の浮動株時価総額が過少で上場廃止基準に抵触するおそれがあったことから、中国に本店を置く北京誠信能環科技有限公司（以下「北京誠信」という。）との間で実質的に株式交換を行うなどして、北京誠信を実質的に完全子会社化し、犯則疑法人の株価の上昇を図るとともに、北京誠信株主らに犯則疑法人の発行済株式の過半数を取得させるなどして、その経営支配権を北京誠信株主らに掌握させるスキームの実施をもくろんだ。しかしながら、同スキームは、北京誠信による「裏口上場」とみなされ、犯則疑法人の株券が上場廃止基準に抵触することを危惧し、今度は新たに調達する資金で北京誠信を買収して実質的に完全子会社化したかのように偽装するスキームを企てた。

すなわち、犯則疑者両名は、共謀の上、犯則疑法人の業務に関し、同法人の株価の上昇を図る目的で、真実は、北京誠信株主らが、北京誠信を実質的に完全子会社化した犯則疑法人の発行済株式の過半数を取得するなどの方法により、同法人の経営支配権を掌握するスキームであったにもかかわらず、その実態を隠し、平成 21 年 11 月 13 日から 12 月 9 日までの間に、犯則疑法人の自己資金 7 億 5,000 万円を、いずれも北京誠信株主らが実質的に支配する True Honour Group Ltd.（以下「THG」という。）及び WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED（以下「WCI」という。）並びに犯則疑法人の三社間で 2 回循環させる方法により、犯則疑法人が WCI を割当先とする第三者割当増資によって調達した約 15 億円の資金で THG 等を介して北京誠信を買収したかのように偽装した。

加えて、それらの情を秘し、東京証券取引所の適時開示情報伝達システムである TDnetにより、平成 21 年 11 月 13 日、犯則疑法人の取締役会が、WCI を割当先とする第三者割当増資を実施して約 15 億円の資金を調達し、その調達資金全てを北京誠信を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事

実を公表し、さらに、平成 21 年 12 月 16 日、犯則嫌疑法人において前記第三者割当増資に係る約 15 億円の払込手続が完了し、これにより北京誠信の実質的な完全子会社化が実現できることとなった旨の虚偽の事実を公表し、もって、有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

平成 24 年 3 月 26 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 2 名について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

⑪ 日本風力開発株式会社株券に係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、知人の発行体企業役員から、同社の株式が監理銘柄に指定される可能性がある旨の情報を得て、損失回避のために内部者取引を行ったものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法（第 166 条第 3 項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 24 年 3 月 28 日、犯則嫌疑者を神戸地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、平成 22 年 6 月 4 日ころから同月 13 日ころまでの間に、日本風力開発株式会社の役員から、同人が職務に関し知った、同社の株式が東京証券取引所により監理銘柄に指定される可能性がある事態に至った旨の、日本風力開発の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前の平成 22 年 6 月 14 日午前 9 時ころから同日午後 2 時 37 分ころまでの間、証券会社を介し、本人名義で日本風力開発株券合計 470 株を 8,663 万 9,900 円で売り付けたものである。

【告発後の経緯】

平成 24 年 3 月 30 日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われた。平成 24 年 5 月 18 日、神戸地方裁判所は、本件インサイダー取引は、証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を損なう行為であり、損失回避額も大きく、その刑事責任は重大であるとして、懲役 2 年（執行猶予 3 年）、罰金 300 万円、追徴金約 8,637 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

(2) ディスクロージャー違反に関する告発

① 株式会社富士バイオメディックスに係る虚偽有価証券報告書等提出事件

本件は、犯則嫌疑者 4 名が共謀の上、架空売上高を計上し、赤字だった経常損益を黒字と記載するなどの方法により、犯則嫌疑法人に関し、虚偽の有価証券報告書等を提出した事件である。

本件は、犯則嫌疑法人の役職員に加え、粉飾決算の手法を指南していた外部の経営コンサルタント会社の役員も共同正犯として認定し、いわゆる「粉飾アレンジャー」を告発した初めての事例である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書等提出が、証取法、金商法（第 197 条第 1 項等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書等の提出）に違反するとして、

平成 23 年 5 月 10 日に東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年 5 月 27 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 4 名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社富士バイオメディックスは、目的を農医薬品等の安全性等に関する非臨床及び臨床試験の受託並びに医薬品等の販売等としていたもの、犯則嫌疑者 A は犯則嫌疑法人の代表取締役社長として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 B は平成 18 年 8 月 22 日から平成 19 年 4 月 27 日まで同社の取締役管理本部長として同社の経理・財務業務等を統括し、平成 19 年 4 月 28 日以降も同社の経理・財務業務に従事していたもの、犯則嫌疑者 C は経営、経理に関する診断及び指導等を目的とする法人の役員であり、平成 19 年 6 月 20 日以降は犯則嫌疑法人嘱託の管理本部副本部長として同社の経理・財務業務に従事していたもの、犯則嫌疑者 D は経営コンサルティング等を目的とする法人の役員であるが

第 1 犯則嫌疑者 4 名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、平成 19 年 8 月 31 日、関東財務局において、同財務局長に対し、同社の平成 18 年 6 月 1 日から平成 19 年 5 月 31 日までの連結会計年度につき、売上高が約 166 億 9,600 万円、経常損失が約 5 億 1,400 万円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高を約 182 億 1,500 万円、経常利益を約 8 億 3,400 万円と記載するなどした連結損益計算書及び出資金合計額が約 1,100 万円であったにもかかわらず、架空の出資金を計上して出資金合計額が約 19 億 1,100 万円であったと記載するとともに、短期借入金合計額が約 79 億 2,700 万円であったにもかかわらず、40 億円の短期借入金を計上せず、短期借入金合計額を約 39 億 2,700 万円と記載するなどした連結貸借対照表を各掲載した有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第 2 犯則嫌疑者 A は、犯則嫌疑法人が発行する株券の募集に際し、同社の業務に関し、平成 20 年 2 月 13 日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、前記内容虚偽の連結損益計算書及び連結貸借対照表並びに同社の平成 19 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの中間連結会計期間につき、売上高が約 126 億 1,400 万円、経常損失が約 2 億 8,100 万円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高を約 140 億 7,500 万円、経常利益を約 8 億 3,000 万円と記載するなどした中間連結損益計算書を各掲載した有価証券届出書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し

たものである。

【告発後の経緯】

平成 23 年 5 月 30 日、犯則嫌疑者 4 名について、公訴の提起が行われ、平成 24 年 3 月 8 日、東京地方裁判所は、本件は、赤字会社を成長性の高い黒字会社であるかのように見せかける粉飾を行っており、実態との乖離は甚だしく、投資者の判断を大きく誤らせ、証券市場の公正性及びこれに対する投資者の信頼等を著しく害するものであることは明らかであるとして、被告人 A（当該会社代表取締役）に、懲役 2 年（実刑）、被告人 B（当該会社取締役）に、懲役 2 年 6 月（執行猶予 3 年）、被告人 C（当該会社嘱託社員）に、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 400 万円、被告人 D（会社役員）に、懲役 3 年（執行猶予 5 年）、罰金 800 万円の判決をそれぞれ言い渡し、被告人 B、被告人 C 及び被告人 D の同判決は確定した。被告人 A は、控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。

② オリnpas株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(1)

本件は、犯則嫌疑法人の平成19年3月期及び20年3月期の決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につき、同法人及び役員3名と外部協力者3名を告発した事件である。犯則嫌疑者6名は、共謀の上、損失を抱えた金融商品の簿外処理や架空ののれん代の計上などの方法により、純資産額合計欄に虚偽の記載を行った有価証券報告書を提出していた。

本件は、大規模国内企業が長年に渡り巨額の粉飾決算を行っていたもので、国際的にも大きな関心を集めた事件であったが、証券監視委は、東京地検、警視庁と合同で鋭意調査に取り組み、強制調査を経て迅速に告発を行った。また、本件では、会社内部の元役員に加え、損失の簿外処理等の粉飾行為に深く関与した外部の協力者をも粉飾決算の共同正犯として認定し、告発を行った。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書提出が、証取法、金商法（第197条第1項等重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年3月6日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者6名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者6名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し

第1 犯則嫌疑法人の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度につき、平成19年6月28日、関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が2,322億4,900万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,448億7,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

第2 犯則嫌疑法人の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度につき、平成20年6月27日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が2,514億5,000万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,678億7,600万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

もって、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成24年3月7日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者6名について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

③ オリnpas株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(2)

本件は、上記②に続き、犯則嫌疑法人の平成21年3月期、22年3月期及び23年3月期の決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につき、同法人及び役員3名と外部協力者1名を告発した事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書提出が、金商法（第197条第1項等 重要な

事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年3月28日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者4名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

第1 犯則嫌疑者4名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、犯則嫌疑法人の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度につき、平成21年6月26日、関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が約1,213億2,300万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に1,687億8,400万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

第2 犯則嫌疑者4名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、犯則嫌疑法人の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度につき、平成22年6月29日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が約1,718億2,300万円であったにもかかわらず、架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に2,168億9,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

第3 犯則嫌疑者3名(法人役員)は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、犯則嫌疑法人の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度につき、平成23年6月29日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が約1,252億3,900万円であったにもかかわらず、架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に1,668億3,600万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

もって、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成24年3月28日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者4名について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

④ オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(3)

本件は、犯則嫌疑法人の平成19年3月期及び20年3月期の決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につき、新たに外部協力者1名を告発した事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書提出が、証取法、金商法(第197条第1項等重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年3月28日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、上記②における犯則嫌疑者6名(役員3名及び外部協力者3名)と共謀の上、オリンパスの業務及び財産に関し

第1 オリンパスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度に

つき、平成19年6月28日、関東財務局において、同財務局長に対し、オリンパスの連結会計年度における連結純資産額が2,322億4,900万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,448億7,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

第2 オリンパスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度につき、平成20年6月27日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、オリンパスの連結会計年度における連結純資産額が2,514億5,000万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,678億7,600万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

もって、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成24年3月28日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

第3 平成22年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成23年度の告発事案に係る公判の状況等、告発後の経緯については、上記のとおりであるが、平成22年度以前の告発事案について、平成23年度において判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

(1) 株式会社ライブドアマーケティング株券に係る風説の流布及び偽計事件

【平成18年2月10日告発、平成23年4月25日判決（最高裁）】

平成19年3月16日、東京地方裁判所は、被告人A（当該会社代表取締役）に、懲役2年6月（実刑）の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成20年7月25日、東京高等裁判所は、被告人Aに、控訴棄却の判決を言い渡し、被告人Aは上告した。

平成23年4月25日、最高裁判所は、上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人Aに、上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

なお、被告人Aは、下記「(2) 株式会社ライブドアに係る虚偽有価証券報告書提出事件(1)」についても公訴提起が行われているため、同事件と一括審理が行われた。

（上記被告人と同時に起訴された被告人3名のうち2名及び被告会社2社については、いずれも一審で確定、ほか1名の被告人については最高裁判所において上告を取り下げ、判決確定）

(2) 株式会社ライブドアに係る虚偽有価証券報告書提出事件(1)

【平成18年3月13日告発、平成23年4月25日判決（最高裁）】

被告人A（当該会社代表取締役）について、上記(1)参照。

（上記被告人と同時に起訴された被告人4名のうち3名と被告会社1社は上記(1)と同様の被告人及び被告会社であり、ほか1名の被告人については、東京高等裁判所において控訴を取り下げ、判決確定）

(3) あおぞら銀行職員による内部者取引事件(1)(2)

【平成 22 年 5 月 11 日、平成 22 年 6 月 15 日告発、平成 23 年 4 月 26 日判決（東京地裁）】

平成 23 年 4 月 26 日、東京地方裁判所は、あおぞら銀行においてシニア・クレジット・マネージャーという地位にあり、法令遵守責任者の立場にもあった被告人が、その職務上の立場、専門的知識を悪用して、インサイダー取引を行ったことは、あおぞら銀行及び証券市場に対する信頼を著しく傷つけるものであり、本件インサイダー取引は、その規模や態様において看過し難いものであるばかりでなく、銀行の融資審査部門の幹部という立場にあった者の行為として、市場や社会に与えた影響は大きいとして、被告人に、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 200 万円、追徴金約 5,824 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

(4) 株式会社ライブドアに係る公認会計士関与の虚偽有価証券報告書提出事件(2)

【平成 18 年 3 月 30 日告発、平成 23 年 5 月 18 日（最高裁）】

平成 19 年 3 月 23 日、東京地方裁判所は、被告人 B（公認会計士）に、懲役 1 年（執行猶予 4 年）の判決を言い渡し、被告人 B は控訴した。

平成 20 年 9 月 26 日、東京高等裁判所は、被告人 B に、控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。

平成 23 年 5 月 18 日、最高裁判所は、上告趣意は、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人 B に、上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

（上記被告人と同時に起訴された被告人 1 名については、最高裁判所において上告棄却の判決を言い渡され、判決確定）

(5) 株式会社ニッポン放送株券の公開買付けに係る内部者取引事件

【平成 18 年 6 月 22 日告発、平成 23 年 6 月 6 日判決（最高裁）】

平成 19 年 7 月 19 日、東京地方裁判所は、被告会社に、罰金 3 億円、被告人（被告会社の実質経営者）に、懲役 2 年（実刑）、罰金 300 万円、追徴金約 11 億 4,900 万円の判決をそれぞれ言い渡し、被告会社及び被告人は控訴した。

平成 21 年 2 月 3 日、東京高等裁判所は、被告会社に、罰金 2 億円、被告人（被告会社の実質経営者）に、懲役 2 年（執行猶予 3 年）、罰金 300 万円、追徴金約 11 億 4,900 万円の判決をそれぞれ言い渡し、被告会社及び被告人は上告した。

平成 23 年 6 月 6 日、最高裁判所は、上告趣意は、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告会社及び被告人に、上告棄却を言い渡し、同判決は確定した。

(6) 大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件

【平成 22 年 10 月 28 日告発、平成 23 年 8 月 26 日判決（福岡高裁）】

平成 23 年 3 月 10 日、大分地方裁判所は、被告人（無職）に、懲役 2 年 4 月（執行猶予 4 年）、罰金 600 万円、追徴金約 2 億 6,148 万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成 23 年 8 月 26 日、福岡高等裁判所は、不正取引が信用取引によって行われた場合には、没収又は追徴すべき財産の範囲を形式的に考えると、循環的に用いられた資金を何重にも没収又は追徴することになって犯人に過酷になる場合があるから、そのような例外的な場合に限り、裁判所の合理的な裁量により証券取引法 198 条の 2 第 1 項ただし書及び金融商品取引法 198 条の 2 第 1 項ただし書を適用できるに過ぎないとして、被告人に、控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。現在、最高裁判所において公判係属中である。

(7) 株式会社日本債券信用銀行に係る虚偽有価証券報告書提出事件

【平成 11 年 8 月 13 日告発、平成 23 年 8 月 30 日判決（東京高裁）】

平成 16 年 5 月 28 日、東京地方裁判所は、株式会社日本債券信用銀行元代表取締役会長に、懲役 1 年 4 月（執行猶予 3 年）、株式会社日本債券信用銀行元代表取締役頭取に、懲役 1 年（執行猶予 3 年）及び株式会社日本債券信用銀行元代表取締役副頭取に、懲役 1 年（執行猶予 3 年）の判決を言い渡し、被告人 3 名は控訴した。

平成 19 年 3 月 14 日、東京高等裁判所は、被告人 3 名に、控訴棄却の判決を言い渡し、被告人 3 名は上告した。

平成 21 年 12 月 7 日、最高裁判所は、被告人 3 名に、原判決を破棄し、東京高裁へ審理を差し戻した。

平成 23 年 8 月 30 日、東京高等裁判所は、金融機関が支援している債務者に対する貸出金について、その業況にかかわらず、償却及び引当を回避できるのは、金融機関に支援意思があり、支援が合理性を備えている場合であると解するのが相当であるとし、その支援とは、金融機関による将来の予測も含めた経営判断によって行われるものであるから、支援の合理性は、支援先の再建の確実性という画一的な観点から判断されるべきものではなく、裁量性のある金融機関の経営判断として許容範囲内にあるかどうか、という多様性を受容した観点から判断されるべきとの基準を示した。そして、当時の会計基準では、株式会社日本債券信用銀行が償却及び引当をしなかったことは金融機関の経営判断として許容されるとして、被告人 3 名に、原判決破棄、無罪の判決を言い渡し、同判決は確定した。

(8) 株式会社ニイウスコーに係る虚偽有価証券報告書等提出事件(1)(2)

【平成 22 年 3 月 2 日、平成 22 年 3 月 19 日告発、平成 23 年 9 月 15 日判決（横浜地裁）、平成 23 年 9 月 20 日判決（横浜地裁）】

平成 23 年 9 月 15 日、横浜地方裁判所は、被告人 B（当該会社代表取締役副会長）は、不正取引の実行者に助言をしたり、本件会社の監査対応の実質的責任者として、不正取引等が発覚しないよう監査対応をしたのであって、本件各犯行において重要な役割を果たしているとして、被告人 B に、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 300 万円の判決を言い渡し、被告人 B は控訴した。

平成 23 年 9 月 20 日、横浜地方裁判所は、被告人 A（当該会社代表取締役会長）が、本件一連の粉飾決算を主導した首謀者であることは明らかであり、巨額の損失が明るみに出ることを避け、本件会社が成長企業であることを装いたいなどという思惑ないし虚栄心から、独断で循環取引等を指示し、これを隠蔽する手段に訴えており、このような態度はおよそ企業コンプライアンスを無視するものであり、上場企業の経営者にあるまじき態度であるなどとして、被告人 A に、懲役 3 年（実刑）、罰金 800 万円の判決を言い渡し、被告人 A は控訴した。

現在、被告人両名は、東京高等裁判所において公判継続中である。

(9) 株式会社ビーマップ株券に係る相場操縦事件

【平成 19 年 3 月 27 日告発、平成 23 年 9 月 16 日（最高裁）】

平成 20 年 10 月 31 日、大阪地方裁判所は、被告人 D（会社役員）に、懲役 1 年（執行猶予 3 年）、追徴金約 2 億 4,533 万の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成 21 年 6 月 24 日、大阪高等裁判所は、被告人 D に、控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。

平成 23 年 9 月 16 日、最高裁判所は、上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって上告理由には当たらないとして、被告人 D に、上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

(上記被告人と同時に起訴された被告人3名のうち2名については、いずれも一審で確定、ほか1名については、最高裁判所において公判係属中)

(10) プロデュース株式会社に係る公認会計士関与の新規上場時価証券届出書を含む虚偽有価証券報告書等提出事件

【平成21年4月28日告発、平成24年1月30日判決（さいたま地裁）】

平成21年4月28日、さいたま地方裁判所は、本来、企業会計の不正を正すべき専門家の立場にある被告人（公認会計士）において、不正を看過するばかりか自ら多年にわたって粉飾指南をするなどして犯行を敢行しており、犯情は悪質であることから刑事責任が重いことはいままでもなく、さらに、今日の経済社会や国民生活において、会計監査法人や公認会計士の社会的役割が極めて重要になり、社会に多大な影響を与える存在であることも勘案すると、公認会計士等に対し、法令順守の警鐘を鳴らし、同種事案の再発防止の一般予防を強く図る必要性も否定し難いなどとして、被告人に、懲役3年6月（実刑）を言い渡し、被告人は控訴した。現在、東京高等裁判所において公判係属中である。

(11) 株式会社エフオーアイに係る虚偽有価証券届出書提出事件、株式会社エフオーアイによる新規上場時の偽計公募増資事件

【平成22年10月6日、平成22年10月26日告発、平成24年2月29日判決（さいたま地裁）】

平成24年2月29日、さいたま地方裁判所は、本件は会社ぐるみで組織的かつ継続的に行われており、粉飾率は90%を超えて極めて巨額であって、投資者の信頼を著しく裏切り、証券市場の制度の根幹を揺るがした、極めて悪質な犯行であるとして、被告人A（当該会社代表取締役社長）に、懲役3年（実刑）、被告人B（当該会社代表取締役専務）に、懲役3年（実刑）の判決を言い渡し、被告人Bの同判決は確定した。被告人Aは控訴したが、控訴を取り下げたため、被告人Aの同判決は確定した。

(12) オックスホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件

【平成23年3月22日告発、平成24年3月7日判決（東京地裁立川支部）】

平成24年3月7日、東京地方裁判所立川支部は、被告人（会社役員）は、長年にわたり株式投資に関わっており、インサイダー取引の問題性を十分わかっていたにもかかわらず、あえて本件犯行に及んでおり、被告人の規範意識には問題があるとして、被告人に、懲役3年（実刑）、追徴金約3,232万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。現在、東京高等裁判所において公判係属中である。

第4 今後の課題

犯則事件の調査においては、市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性の向上を図るべく、以下のような課題に取り組んでいく。

こうした取組みを通じて、証券監視委が悪質な犯則事件を迅速に告発していくことにより、一般投資家や市場関係者等に対して早期に警鐘を鳴らし、同種の事件の再発の抑止に努めることとしている。

(1) 不公正ファイナンス等、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案への取組み

証券監視委は、第7期活動方針（平成23年1月18日公表）において、引き続き発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を重点施策として掲げ、不公正ファイナンスをはじめ、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案の摘発に強力に取り組んでいくこととし

ている（附属資料 322 頁参照）。

これを受け、平成 23 年度においては、株式会社NESTAGE、井上工業株式会社及び株式会社セラータムテクノロジーに係る偽計事件の告発を行ったが、これらの事件では、それぞれ上場企業による第三者割当増資に関し、現物出資制度の悪用、反社会的勢力の関与の疑い、あるいは海外資本による「裏口上場」の企図といった問題が認められ、不公正ファイナンスの形態や関与者が拡がりを見せていることが明らかになった。

このような状況を踏まえ、証券監視委としては、引き続き不公正ファイナンスについて、柔軟かつ広い視野をもって監視を行い、悪質な事案に対しては偽計を活用し、摘発に努めていく。また、反社会的勢力の関与が窺われるような場合には、必要に応じ、警察当局とも連携して対処していくこととする。

(2) 幅広い犯則類型に対する監視

市場の公正を害する犯則行為には、上記(1)の不公正ファイナンス等以外にも、内部者取引、相場操縦、虚偽有価証券報告書等提出（粉飾決算）などの類型があるが、証券監視委としては、これらの犯則類型に幅広く取り組み、効果的・効率的な市場監視に努めることとしている。

① 内部者取引事案への取り組み

課徴金納付命令に係る勧告事案も含め、証券監視委が摘発した内部者取引事案の最近の特徴として、公開買付け（TOB）等の企業買収（M&A）に関連した事案、第一次情報受領者による事案、及び高い職業倫理が求められる者が違反行為者若しくは情報伝達者となる事案が目立っている。また、近年、景気の低迷やグローバルな競争の激化等を背景として、上場企業による公募増資や第三者割当増資による資本充実や、マネジメント・バイアウト（MBO）等による非上場化といった様々な動きが見られるが、これらの背後に内部者取引が行われるリスクが潜在しているものとみられる。

証券監視委としては、引き続き重要事実公表前のタイミングの良い取引など内部者取引が疑われる取引の監視に注力するとともに、上記のような内部者取引に係る最近の傾向やリスクにも留意して市場監視を行っていくこととする。また、犯則事件の調査の過程で判明した問題点や告発した事件の特徴・意義については、必要に応じ、自主規制機関、上場会社、関係業界等にフィードバックすることなどにより、内部者取引の発生防止に努めていくこととしている。

② 相場操縦事案への取り組み

最近の相場操縦事案には、個人のデイトレーダーによるネット取引を利用した「見せ玉」等の手法によるものと、いわゆる仕手筋により組織的に行われるものとの2つの大きな流れがあるが、証券監視委は、取引所とも連携し、問題事例の早期把握に努め、いずれの相場操縦についても、引き続き監視に万全を期すこととしている。

③ 粉飾事案への取り組み

国際的にも関心を集めたオリンパス株式会社の粉飾事件については、東京地検及び警視庁と合同で調査を進め、強制調査を経て迅速に告発を行った。また、株式会社富士バイオメディックスの粉飾事件において、粉飾の手法を指南した「粉飾アレンジャー」を初めて共同正犯として告発したほか、オリンパス事件においては損失を抱えた金融商品の簿外処理や架空ののれん代計上に関与した外部協力者4名を共同正犯として告発したところである。

証券監視委としては、引き続き上場企業の決算情報等の分析・検討に努め、投資者を欺く悪質な粉飾事件の摘発をタイムリーに行い、粉飾の責任を問うべき者については、会社

の内外を問わず告発の対象としていくこととしている。

また、粉飾は経営不振企業に多い犯則行為であり、それらの企業は資金繰りに逼迫し、不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンスに対する監視と合わせて取り組んでいくこととしている。

(3) グローバル化への対応

金融・経済のグローバル化やアジア各国をはじめとする新興市場国の急速な経済発展等に伴い、我が国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになってきている。こうした中、内部者取引や相場操縦といった不公正取引に加え、粉飾事案や不公正ファイナンスにおいても、当局の監視の目を逃れようとして、海外に開設された証券口座や銀行口座が利用される事例が目立つようになってきている。

平成 23 年度においては、株式会社セラーテムテクノロジーの偽計事件で、不公正ファイナンスを用いて海外資本が我が国の上場企業を実質的に支配し、いわゆる裏口上場を目論んだ行為について、初めて偽計を適用し、告発を行い、市場に警鐘を鳴らしたところである。証券監視委は、引き続きグローバル化の背後で生じているこうした問題の摘発に取り組んでいくこととする。

また、このようなクロスボーダーでの不正行為を摘発するためには、各国の市場監視当局との連携が不可欠であり、証券監視委としては、市場監視の空白を生まないように、海外当局と積極的に連携し、特に I O S C O の MMOU などの国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用していくこととしている。

(4) ローカル化への対応

平成 22 年度に告発した大分在住のデイトレーダーの相場操縦事件や、平成 23 年度に告発した福岡在住のデイトレーダーの相場操縦事件が示すように、ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の解消や新興上場企業の地方への拡がり等もあって、犯則事件もまた地域的な広がりが見られるようになってきている。

このような中、証券監視委は、引き続き各地域の捜査当局や財務局との連携強化に努め、犯則行為については行為地を問わず、真相を解明し告発を行う態勢をとっていく。

(5) デジタルフォレンジック運用体制の強化

I T 化が進展する中で、犯則事件の調査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタルフォレンジック）が必要不可欠になっている。

このため、証券監視委においては、デジタルフォレンジックの専門家を採用するとともに、職員に対し実務的な研修を実施し、ノウハウの修得、蓄積に努めている。また、デジタルフォレンジックに必要な機器やソフトウェアの整備を計画的に実施しており、平成 23 年度においては、上場企業の経理データ等の膨大な情報を効率的に分析するためのソフトウェア等を導入し、デジタルフォレンジック環境の一層の充実を図ったところである。

証券監視委としては、引き続き、人・物両面からのデジタルフォレンジック運用体制の強化に努め、犯則調査をより効果的、効率的に実施していくこととしている。

(6) 人材の育成

犯則事件の調査では、犯則嫌疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的なスキルが必要であり、証券監視委にとってこうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題となっている。

証券監視委としては、引き続き、検察等との人事交流や研修の充実、育成的な観点に立っ

た人事運用により、必要な人材の育成に取り組むこととしている。

第7章 建 議

第1 概 説

1 建議の目的及び権限

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保、投資者保護、その他の公益確保のために必要と認められる施策について、金融庁設置法第21条に基づき内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

2 平成23年度における建議の状況

平成23年度においては、不公正取引事案の調査に基づき内閣総理大臣及び金融庁長官に対し1件の建議（「顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課について」）を行った。なお、証券監視委では、平成4年の発足以来、平成23年度までに22件の建議を行ったところである（附属資料285頁参照）。

第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

1 建議の実施状況

平成23年度の具体的な建議の内容は以下のとおり。

顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課について

不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。

現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者（以下「違反者」という。）に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。

したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。

2 建議に基づいて執られた措置

平成23年度における上記の建議に基づき行われた措置は以下のとおり。

顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課についての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、平成 24 年 3 月 9 日、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課することができることとする金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。

3 その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、建議には至らないが、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達して、必要な政策対応を促し、制度改正や自主規制機関における諸規則の改正に貢献しているところである。

第 3 今後の課題

証券監視委は、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ってきたところである。今後も、積極的にこの取組みを続けることとしたい。

第8章 市場のグローバル化への対応に向けての取組み

第1 海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視

1 IOSCO（証券監督者国際機構）における活動

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から203機関が加盟している。証券監視委は、平成5年10月に準会員資格として加盟（注：我が国からは金融庁が普通会员として加盟）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会（PC：Presidents Committee）を中心とした総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。このほか、証券監視委は、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（APRC：Asia-Pacific Regional Committee）に参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成されるIOSCO Board（Board）と、その下に7つの委員会（Committee）が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第4委員会（C4）に参加している。

（注）平成23年4月のケープタウン総会において、それまでの専門委員会（TC：Technical Committee）、理事会及び新興市場委員会アドバイザリーボードの機能を統合し、Boardを平成26年までに設置することが決議された。Boardは、平成24年5月の北京総会において設立され、議長に金融庁の金融国際政策審議官が就任した。

C4では、国境を越えたクロスボーダーの証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、平成23年度は、情報交換に関して非協力的な地域との対話や投資者への問題業者の警告等についての議論が行われ、証券監視委からも最近の証券市場における不公正取引事例や、海外証券規制当局との協力の状況について説明を行った。また、証券監視委は、平成14年5月のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（多国間MOU）への加盟申請国の審査等を行う審査グループ（SG：Screening Group）会合に参加してきた。

なお、多国間MOUは、平成17年4月のコロombo総会において法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」と位置づけられており、IOSCOメンバーは遅くとも平成22年1月1日までに、多国間MOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議された（今後平成25年1月1日までに全てのIOSCOメンバーは多国間MOUの署名国となることが義務付けられている）。これを受けて我が国も、平成18年5月に同枠組みへの署名申請を行い、平成20年2月に多国間MOUの署名国として承認された。これにより、証券監視委は、多国間MOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となっている。

このように証券監視委は、IOSCOへの参加のほか、市場監視活動を通じて得られた認識を踏まえた上で金融庁と連携しながら国際的議論へ積極的に貢献するよう努めている。

2 情報交換枠組みの活用によるクロスボーダー取引への対応

- (1) 金融・資本市場におけるクロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中、国境を越えた各国市場の公正性を害する行為が増加することが懸念されることから、証券監視委は、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠であると認識している。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うための情報交換の枠組みの構築に関しては、これまで金融庁と中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポール通貨監督庁（MAS）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）、豪州証券投資委員会（ASIC）、香港証券先物委員会（SFC）並びにニュージーランド証券委員会（SC）（現・ニュージーランド金融市場機構（FMA））との間で二国間の情報の交換枠組みが構築された。

さらに、上述のとおり、平成20年2月に、金融庁は多国間MOUの署名当局となり、多国間MOUの署名当局である世界中の証券規制当局との間で、監督・法執行上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となり、国際協力の下でクロスボーダー化する金融・資本市場の公正性等を確保していくこととなった。

- (2) こうした情報交換枠組みを活用し、日本市場におけるクロスボーダーの不公正取引に対し、証券監視委による市場監視を端緒として香港証券先物委員会（SFC）との情報交換を行った結果、以下の通り、平成23年9月15日、香港証券先物委員会（SFC）による摘発が行われた。

我が国証券市場における株式会社日本航空株式に係る不適切な取引について、香港の証券先物委員会が在香港投資運用会社及びその最高運用責任者に対して行った処分について
(平成23年9月15日)

【事案の概要】

香港の証券先物委員会（The Securities and Futures Commission、以下「香港SFC」という。）より許認可を受けているOasis Management (Hong Kong) LLC（以下「オアシス」という。）は、その運用するファンドの取引として、平成18年に株式会社日本航空の公募増資が公表された後に、新株の募集に申し込んだ上、発行価格決定日となった同年7月19日に、以下の行為を行った。

1. 大引け直前の15分間に大量の引け成りの買い注文を発注し、その後それらを取り消した。
2. 大引け前5分間に、日本航空株式の大量の空売りを行った。これらの空売りには直近公表価格以下での空売りを禁じる日本の証券取引法（当時）に違反するものも含まれていた。

オアシスの運用するファンドは、一連の空売りの決済日において、その約定分の約7割という大規模なフェイルを発生させた。その後公募株券等で当該フェイルの約5割を解消させた。

香港SFCは、オアシスの最高運用責任者により執行された上記一連の行為は、日本航空株式の同日の終値を引き下げることが意図する外観を有するものであること、及び、オアシスの運用するファンドが自ら引き下げた終値に基づいて算出される発行価格で日本航空株式の公募株券を取得することで利益を上げることができた状況であったことを認定し、これらの点から、香港法令上、オアシス及び同社最高運用責任者が適格性を欠くおそれがあると判断し、オアシス及び同社最高運用責任者に対してそれぞれ香港法令上の戒告処分

(Reprimand) 及び 750 万香港ドルの制裁金を課した。なお、香港 S F C の担当者によると、750 万ドルの制裁金は、個人に対する制裁金としては過去最高水準であるとのことである。

本件は、証券監視委の取引審査を端緒として、証券監視委が香港 S F C に取引に関する情報とともに、日本における規制や取引慣行についての資料等を継続して提供するなど、証券監視委と香港 S F C との緊密な連携の結果、今般の香港 S F C による処分に至ったものである。

本件については、日本市場で行われた行為でありながら、行為者が国外に所在していたこと、行為自体が、デイトレーダーのような一般投資家ではなく、香港 S F C の許認可を受けた業者、すなわちプロによる複雑な相場操縦事案であったこと、問題の行為が極めて短時間に大規模に行われ、取引量の多い銘柄であるにもかかわらず株価が急激に変動し、その結果、流通市場における株価のみならず発行市場における公募増資の発行価格に多大な影響を与え、多くの市場関係者に影響を与えたことなどの数多くの課題を抱えた事案であった。

証券監視委としては、香港 S F C が、証券監視委からの様々な情報提供等を踏まえ、日本の法令・取引慣行も勘案し、慎重な調査・検証を行ったうえで当該処分を行ったことを高く評価している。

- (3) これまで、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例は、上記事例を含め 4 件となり、また、平成 21 年 4 月には、証券監視委においても、シンガポール当局との連携により、クロスボーダー取引を利用した悪質な行為に対して告発を行うなど、着実に実績を挙げてきたところである（附属資料 292 頁参照）。

一方、こうしたクロスボーダー取引を利用した不公正取引は、その把握が容易ではなく、また、昨今、大型公募増資を巡る内部者取引の疑いが海外の報道でも指摘されるなど、クロスボーダー取引や市場参加者の国際的活動が日常化している。

こうしたことを踏まえ、証券監視委は、平成 23 年 1 月に策定した第 7 期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の 1 つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにし、また、そのための一層の人材育成、体制整備を行っていくとしたところである（附属資料 322 頁参照）。さらには、平成 22 年 12 月 24 日に金融庁が公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」（以下「アクションプラン」）においても、アジア各国の監視当局との連携を強化する旨明らかにしたところであり、特にアジアにおけるクロスボーダー取引について監視を強化する必要があると認識している。今後とも証券監視委は、クロスボーダー取引による違反行為に対し、証券当局間の情報交換枠組み等を通じた海外当局からの情報提供や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行い、また、市場監視の空白を作らないよう発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していくこととしている。

3 大型公募増資を巡るインサイダー事案への対応

平成 22 年夏以降、わが国上場企業により実施された複数の大型公募増資において、公募増資公表前から取引高が増え、株価が下落する傾向がみられた。これに対し、内外のメディアから、インサイダー取引の疑いを指摘するとともに、わが国市場の信頼を損なう重大な問題として実態解明の必要性を指摘する報道が相次いだ。本件は、従来指摘事例に見られる新興市場銘柄に対する個人投資家によるインサイダー事案とは性格が異なり、大型銘柄に関し、多額の取引を日常的に行う内外プロ投資家の関与が疑われる事案等であることに鑑み、証券監視委

(及び関東財務局)は、東京証券取引所と連携して、迅速な取引審査を図るとともに、その後、新たに設置された国際取引等調査室において、海外当局に協力を求めながら、この問題に対する実態解明に努めてきたところである。

その結果、大型公募増資の公表前に、主幹事証券会社から、営業の一環として情報の伝達を受けたプロの大手機関投資家が行ったインサイダー取引に対し、課徴金納付命令勧告が行われた(第4章第2 2⑩参照)ほか、証券検査においても、証券会社における法人関係情報の管理等に係る検証が進められた。証券監視委は、引き続き、海外当局とも連携しながら、実態解明に努めている。

4 グローバルに活動する大規模な証券会社等に対する検査対応

グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社グループに対しては、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証に取り組んでいるところである。

平成23年度においては、グローバルに活動する大手証券会社グループについて、国際的な活動を視野に入れた検証を行う等、連結規制・監督の導入に対応した検査を実施している。

5 意見交換・情報発信

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進に努めている。そのため、日々情報収集を行い、必要に応じて証券会社や自主規制機関にヒアリングを行うことで実態把握に努めているほか、海外証券規制当局や外資系金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成23年度は、米国、中国、香港、シンガポール、台湾、タイ、マレーシア等の海外証券規制当局や外資系金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。また、証券監視委事務局職員が海外当局向けの研修講師を務め、昨今の証券監視委における活動状況等について紹介する等、情報発信にも努めているところである。

第2 人材育成及び体制整備

1 短期研修への参加及び海外規制当局への職員派遣

これまで証券監視委は、海外規制当局における監視や検査の手法を習得するため、米国証券取引委員会(SEC)、米国商品先物取引委員会(CFTC)、英国金融サービス機構(FSA)、シンガポール金融管理局(MAS)等が主催する短期研修に事務局職員を派遣し、また、米国SEC、米国CFTC、香港SFC等に事務局職員を長期派遣してきており、証券監視委の市場監視業務に活かしている。今後とも証券監視委は、上述の「アクションプラン」においても掲げたとおり、クロスボーダー取引に対する監視を強化する観点から、アジアを含む各国の証券規制当局への職員派遣を推進するなど一層の人材育成を進めていくこととしている。

2 市場のグローバル化への体制整備

証券監視委は、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うための体制整備を進めてきた。具体的には、国際・情報総括官(次長級)の設置のほか、証券監視委の各課にも、国際専門審査官や国際専門調査官といった国際担当の職員を配置し、情報交換枠組みを活用した調査等を行っている。

また、証券監視委では、従来より、クロスボーダー取引について、高い関心をもち、その動向を注視してきたところではあるが、上記の通り第7期活動方針で掲げた市場のグローバル化への対応のための一層の人材育成・体制整備の一環として、平成23年8月には、取引調査課に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を新たに設置するなど、引き続き、市場のグローバル化に対応するための体制整備を進めているところである。

第9章 監視活動の機能強化への取組み等

第1 市場監視体制の充実・強化

1 組織の充実

(1) 組織の充実

証券監視委の組織については、課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に併せ、発足当初の総務検査課及び特別調査課の2課体制から、現行の6課体制に拡充するなど組織の充実を図っているところである。

平成24年度の機構・定員においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、無登録業者等に対する調査体制の整備やクロスボーダー取引に対する監視体制の強化を大きな柱として増員要求を行った結果、7人の増員が認められ、証券監視委の平成24年度末の定員は392人となっている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、証券検査体制の整備に関する17人の増員が認められ、平成24年度末の定員は322人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で714人となっている。

(2) 民間専門家等の採用

証券監視委は、平成23年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計13人の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成23年度末現在113名が在籍している。

2 情報収集・分析能力の向上

(1) 証券総合システム（SCAN-System）の活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、取引調査、開示検査、金融商品取引業者の検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、業務の効率化の観点から引き続き各機能の見直し・拡充に努めているところである。平成23年度においては、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離されたことに伴う機能の改修などを実施した。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（SCAN-IPS）」、「電子開示財務内容分析システム（SCAN-STAF）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

(2) 職員研修の充実

証券監視委は、これまで、検査・調査等を通じて蓄積した監視手法に係る様々なノウハウについてOJTや研修等を通じて、また、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義等を通じて、それぞれ職員に習得させることにより、職員の資質向上に努めてきている。

他方、取引形態の複雑化・多様化、クロスボーダー取引の増加、高速化する取引手法等への対応が新たに求められている。

こうした状況に的確に対応するため、従来の対応に加えて、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、新たな金融商品・取引手法、クロスボーダー取引に係る調査手法、デジタルフォレンジック等を用いた調査手法に係る研修を実施してきている。

3 監視を支えるシステムインフラの強化

電子政府構築計画の理念を踏まえた「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 28 日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づく次期システム（金融庁業務支援統合システム（平成 25 年 1 月稼動開始予定））に関して、業務の効率化のみならず、E D I N E T 等における X B R L 導入といった外部環境の変化等も考慮しながら、業務の高度化に寄与するシステムの構築を念頭に、各業務に必要な機能をシステムに反映させるための検討を行い、平成 22 年度までにシステム設計工程が完了した。これを受け、平成 23 年度においては、システム開発に着手しており、開発の進捗状況に応じた各種検証作業を行った。今後は、予定された計画に遅れることなく、設計された機能が確実に実装されることに注視していくこととしている。

デジタルフォレンジックについては、引き続き資機材の追加調達を行い、データ分析に関する分野において大量のデータを効果的に処理するための環境整備を行った。また、データ収集を確実にを行うためのツールを導入することにより業務の効率化及び調査の迅速化を図った。

第 2 市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

1 概要

証券監視委は、「活動方針」の第二の柱である「市場規律の強化に向けた働きかけ」の一環として、個人投資家を含めた市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、市場参加者に対する幅広い情報発信に積極的に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換、講演、講義、報道発表、各種広報媒体への寄稿のほか、自身のウェブサイトやメールマガジンを通じ、証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーかつ分かりやすく提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解と金融・資本市場に対する信頼を深めてもらうよう努めている。

2 報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、事案に応じて公表の可否、時期、内容等を検討した上で、事案の正確な理解と報道を促し、また、単なる事案の説明に止まらず、市場や社会一般に関わる問題点についても説明するという趣旨から、記者への説明等を通じて事案の公表を行っている。さらに、委員長及び委員や証券監視委幹部職員への新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体からの取材・寄稿等の依頼に対しても、証券監視委の監視活動に対する説明責任を適切に果たすとともに、情報発信を強化する観点から、積極的に対応している。

3 市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、不公正取引の未然防止等を図る取組みの一環として、個人投資家や市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ諸団体との意見交換や講演等に積極的に取り組み、証券監視委の把握している問題や懸念の共有等を図っている。

具体的には、全国の各取引所主催の上場会社コンプライアンスフォーラムでの講演や各種広報媒体への寄稿を通じて、上場会社等の内部管理態勢の構築のあり方等を発信したほか、金融

商品取引業者等、自主規制機関、公認会計士、税理士、弁護士、不動産鑑定士等に対する幅広い情報発信に取り組むことで、市場規律機能の強化につながる各市場参加者による自主的な取り組みの促進に努めているところである。

また、大学や大学院の学生、及び将来法曹や会計士等として市場の健全性を担う可能性が高い法科大学院や会計大学院の学生に対しても、講演等を通じ、証券監視委の活動等について説明を行っている。(講演等の実績については、附属資料 293 頁参照)

4 ウェブサイトの充実

インターネットが普及している現在、証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、勧告の概要や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する情報をタイムリーに掲載し、証券監視委の監視活動について、市場参加者の理解や信頼を高めるための情報発信に努めている。また、「メールマガジン配信サービス」として、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に対し、ウェブサイトに掲載された勧告・告発の概要や講演・寄稿等の内容の最新情報を1日1回、及び現時点での証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分かりやすくまとめた「証券監視委メールマガジン」を毎月1回配信しているが、その登録者件数については毎年増加傾向にあり、平成23年度末時点における登録数は約3,600件となっている。

(<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>)

更に、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、パンフレットの英訳版や本冊子の一部を英訳したアニュアルレポートのほか、証券検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる資料についても、引き続きその掲載に努めているところである。

第3 関係当局等との連携

1 金融庁の関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等に加え、その時々の問題点等を幹部及び担当者間で広く共有しているほか、金融危機への対応として、大規模で複雑な金融機関について設置されることとなった監督カレッジについても、金融庁と連携して外国当局との情報交換を行って対応するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部について財務局長等に委任しており、各財務局等の監視官部門は、証券監視委の指揮・監督を受ける財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行することとなる。証券監視委では、金融庁の主催する財務局長会議等において、各財務局等と十分な意思疎通を確保しているほか、毎年、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な事案に対する問題意識等の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催している。さらに、不公正ファイナンスに関する問題意識を共有する観点から、証券取引等監視官・金融商品取引所監視官・証券監査官合同会議（以下「三者合同会議」という。）を継続的に開催するなど、問題意識の共有・浸透に努めている。

2 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）においても行われており、売買審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなどの重要な機能を有している。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視

の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、緊密な連携を図ってきている。

また、市場の公正性・透明性の確保に向けた社会的要請がますます高まる中、市場規律や市場監視機能の強化に向け一層の連携を図るため、自主規制機関との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている（附属資料 293 頁参照）。

具体的には、各自主規制機関における活動状況の報告や、それらを踏まえた議論及び意見交換を実施しているほか、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会との間では、月例で広範なテーマについて現場レベルでの情報交換会を開催している。上記の三者合同会議においても、自主規制機関からも担当者が参加し、活発な議論及び意見交換を行っている。

このような定期的な意見交換以外にも、随時、情報発信を行っており、これらの結果、自主規制機関において、市場規律の強化や市場監視体制の強化に向けた対応が行われている。

さらに、自主規制機関が実施する所属会員に対する監査・考査等と証券監視委の証券検査においても、検査計画の調整や検査業務に有用となる指摘事例等について議論する共同ワークショップを行うなど、一層の連携に努めている。

その他、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委からもこれらの研修に講師として職員を派遣している。証券監視委及び自主規制機関の職員を対象とする研修においても、ノウハウ等の習熟及び共有化を図るため、相互に研修に参加し、市場規律、市場監視機能の強化を図っている。

第4 今後の課題

市場を取巻く状況の変化に的確に対応し、より実効性のある効率的な市場監視の実現を図っていくため、以下の課題等に取り組んでいく。

(1) 人材の育成

金融商品・取引のイノベーションの進展とともに、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中で、内外プロ投資家による不公正取引を含め、違法行為の手法も多様化・複雑化しているなど、市場を取り巻く状況は大きく変化している。

証券監視委として、こうした変化に的確に対応していくためには、組織・人員の充実とともに、専門的知識・スキルを備えた人材の育成が重要であり、引き続き他省庁等との人事交流やOJTの活用、職員研修の充実、計画的な任用等により、人材の育成に取り組んでいく。

(2) 財務局等との一層の連携

証券監視委を巡る状況は、金商法の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査対象の多様化とともに、対象業者数が約8,000社の規模となっており、さらに無登録業者による未公開株式の販売等への的確な対応なども求められている。また、ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の解消や、新興上場企業の地方への拡がり等もあり、不公正取引や粉飾決算等の法令違反行為の地域的な広がりへの適切な対応が必要となっている。

こうした状況下、証券監視委がその使命を果たしていくためには、財務局等の監視官部門を含め、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある審査・検査・調査を実施していく必要がある。これまでも各種会議・研修等を通じて、財務局等とは問題意識の共有や監視活動に係る目線の統一を図っているところであるが、証券監視委と財務局等との間で緊密に連携しつつ人材育成を図るとともに、日常的な意見交換などを通じ、より一層の連携強化を図り、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視に取り組んでいく。

おわりに

証券監視委は、平成4年7月に発足して以来、今年7月で設立20年となります。金融庁設置法の規定に従い、証券監視委は、1年1年の事務処理状況を取りまとめて公表することとされており、本「証券取引等監視委員会の活動状況」（以下「年次公表」）も、20回目を数えることとなりました。

本年次公表の中でも繰り返し述べているとおり、証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、その職務の遂行に当たっております。本年次公表においては、平成23年度中に実施した具体的な取組みとして、勧告や告発、市場規律強化に向けての活動状況等を、具体的な事案に即して関連する資料とともに記載しております。

本年次公表により、証券監視委の活動に対する理解を深めていただくとともに、幅広い市場関係者の皆様の自主的な規律の向上に役立てていただくこととなれば幸いです。

最後に、証券監視委では、情報受付窓口を開設し、投資家の皆様をはじめとする一般の皆様方からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けております。相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関する情報、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関する情報、金融商品取引業者による不正行為等に関する情報、疑わしい金融商品・ファンドなどの募集に関する情報といった情報は、証券監視委における活動のための有用な端緒となるものです。こうした不審な情報を入手した場合には、証券監視委へ積極的に情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、証券監視委では、こうした情報受付窓口のほか、公益通報者保護法に基づき、内部の労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護される、公益通報専用の通報・相談窓口を設置しています。

さらに、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者等に対する証券検査により、企業年金の利益を害した事例等が認められたことを踏まえ、今般、新たに年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置しており、特に詳細な情報提供を頂ける場合、年金運用の専門家が対応することとしています。ぜひこれら専用の窓口もご利用いただき、情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。